８-１　警報・注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署　静岡地方気象台

菊川市	府県予報区	静岡県	
	一次細分区域	西部	
	市町村等をまとめた地域	遠州南	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	22
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	134
	洪水	流域雨量指数基準	牛淵川流域=13.3，西方川流域=8.5
		複合基準*1	牛淵川流域=(19，13.3)，西方川流域=(11，7.6)
		指定河川洪水予報による基準	菊川[加茂]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14
		土壌雨量指数基準	79
	洪水	流域雨量指数基準	牛淵川流域=10.6，西方川流域=6.8
		複合基準*1	牛淵川流域=(7，10.6)，西方川流域=(7，6.8)，菊川流域=(7，12)
		指定河川洪水予報による基準	菊川[加茂]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度50%	
	なだれ	1.降雪の深さが30cm以上あった場合 2.積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合	
	低温	冬期：最低気温-4℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

8-1　市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。

(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

(6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

(7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

(9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
1km 四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

(10) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

(11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

(12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

(13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

（1）気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（2）地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（3）震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（4）この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（5）この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（6）この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●　木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）　木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）　この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）　木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●　鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）　鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）　鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●　地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●　ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●　大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

９－１　被害速報（随時）

被　害　速　報　（随時）

1　人的被災
2　住家被害
3　その他の被害

非住宅・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・船舶・その他（　　）　の被害（該当項目に○印）

供　覧							
情報源	住　民　　消防団　　自主防 その他（　　）			確認	確認済（どこで）　　警　察 未確認　　その他		
市町名	第　　号	調査者	課	発信者		発信時間	月　日 時　分
方面本部名	第　　号	受信者		発信者		発信時間	月　日 時　分
本部	第　　号	受信者		受信時間	月　日 時　分		

件　名	（第　　報）　月　日　時　分現在
発生　日　時	
発生　場　所	
発生　原　因	
状況 （人的被害） ・被害者の住所氏名 ・年齢等 （住家被害） ・居住者名 ・避難状況等 （その他の被害） ・路線、河川名 ・被災延長、崩土量 ・規制内容 ・復旧見込等	

死　者	行方不明	負傷者		全　壊	半　壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
人	人	重傷	人	棟	棟	棟	棟	棟
		軽傷	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
		計	人	人	人	人	人	人

この情報は	警第　　号 その他　　で記者発表　　済 （　　）	未　発　表

９－２　災害定時及び確定報告書

災害定時及び確定報告書

供　　覧	

被　害　報　告　受　信　簿	整理 検印 報告	
（　　市町村　第　　報）　　月　　日　　時　　分現在		

発信者	市町村 支　部 機　関	受信者		受信時刻	月　　日　　時　　分

災害発生の日時	月　　日　　時　　分
災害発生の場所	市　　町　　村
災害対策本部設置状況	開設　　月　　日　　時　　分　　廃止　　月　　日　　時　　分

区　　分			件　　数	備　　考	区　　分		件　　数	備　　考
人的被害	死　　者		人		その他	崖くずれ	箇所	
	行方不明		人			鉄道不通	箇所	
	負傷者	重傷者	人			被害船舶	隻	
		軽傷者	人			水　　道	戸	
その他	全　壊		棟			電　　話	回線	
			世帯			電　　気	戸	
			人			ガ　　ス	戸	
	半　壊		棟			ブロック塀等	箇所	
			世帯		り災世帯数		世帯	
			人		り災者数		人	
	一部損壊		棟		火災	建　物	件	
			世帯			危険物	件	
			人			その他	件	
	床上浸水		棟		公立文教施設		千円	
			世帯		農林水産施設		千円	
			人		公共土木施設		千円	
	床下浸水		棟		その他の公共施設		千円	
			世帯		小　　計		千円	
			人		公共施設被害市町村数		団体	
非住家	公共建物		棟		その他	農産被害	千円	
	その他		棟			林産被害	千円	
その他	田	流出･埋没	ha			畜産被害	千円	
		冠　　水	ha			水産被害	千円	
	畑	流出･埋没	ha			商工被害	千円	
		冠　　水	ha			その他	千円	
	文教施設		箇所		被　害　総　額		千円	
	病　院		箇所		避難勧告指示の状況	地区数	箇所	
	道　路		箇所			避難場所	箇所	
	橋りょう		箇所			避難人数	人	
	河　川		箇所		消防職員出動延人数		人	
	港　湾		箇所		消防団員出動延人数		人	
	砂　防		箇所		災害対策本部設置時間		：	
	清掃施設		箇所		災害対策本部廃止時間		：	

（整理番号　　）

罹 災 証 明 書

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯構成員	氏名	続柄	性別	生年月日

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□ 準半壊　□ 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

菊川市長

９－３　罹災証明申請書　　（整理番号　　）

年　　月　　日

罹　災　証　明　申　請　書

菊川市長　宛

申請者	住　所	
		自治会（　　）　電話番号（　　）　　－
	フリガナ	
	氏　名	（署名又は記名押印をお願いします。）
	現在の連絡先（住所と異なる場合）	
		電話番号（　　）　　－
	フリガナ	
	世帯主氏　名	
	世帯主との関係	□本人　　□同一世帯員　　□代理人（　　） ※代理人の場合は委任状と身分証明書等が必要

罹災証明書の交付について、次のとおり申請します。

罹災住家	所在地	菊川市
		アパート等名称（　　）
	用途等	□持ち家　　□貸し家
		□借家（所有者　　）
罹災年月日	年　　月　　日	
罹災原因		
罹災状況		
	□床上浸水（浸水深：床上　　ｃｍ程度） □床下浸水（浸水深：　　ｃｍ程度）	
添付書類	□被害状況を示す写真　　□修復費用の請求書、領収書又は見積書の写し	
備考		

※罹災証明書は、世帯主宛に交付します。

※罹災証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

９－４　り災証明申請書（火災）

り　災　証　明　申　請　書

年　　月　　日

菊川市消防長　　宛

申請者　住　　所
職業・氏名
電 話 番 号

次のとおり、り災したことを証明願います。

り　災　日　時	年　　月　　日　　時　　分頃		
り　災　場　所	菊川市		
り 災 者 氏 名		申請人との関係	
り災した物件とり災者との関係	所有者　・　管理者　・　占有者　・　その他（　　）		
提 出 先 及 び 提 出 す る 理 由	提　出　先	理　　由	必 要 な 数
			通
			通
			通
			通
			通

受　付　欄	経　過　欄

記入の方法

1　申請者欄の住所等欄は、現在の住所等を記入してください。

2　り災場所欄は、できるだけ詳しく記入してください。例えば、○○番地○○アパート○階○号室

3　り災した物件とり災者との関係欄は、当てはまるものを○で囲んでください。

4　提出先及び提出する理由欄は、あなたが証明書を提出する役所名又は会社名並びに提出理由を記入してください。例えば、○○役所、固定資産滅失手続きのため、○○税務署、○○税の減免手続きのため、○○火災保険㈱、火災保険請求のためなど。

９－５　被災証明申請書・被災証明書　　（整理番号　　）

年　　月　　日

被　災　証　明　申　請　書

菊川市長　宛

申請者	住　所	
		自治会（　　）　電話番号（　　）　　－
	フリガナ	
	氏　名	（署名又は記名押印をお願いします。）
	現在の連絡先（住所と異なる場合）	
		電話番号（　　）　　－
	被災物件との関係	□所有者　□同一世帯員 □使用者　□代理人（　　） ※代理人の場合は委任状と身分証明書等が必要

被災証明書の交付について、次のとおり申請します。

被災物件	所在地	菊川市
		アパート等名称（　　）
	種類と用途	□建物　□構築物　□動産　□その他（　　）
		用途（　　）
被災年月日	年　　月　　日	
被災原因		
被災状況		
添付書類	□被害状況を示す写真　□修復費用の請求書、領収書又は見積書の写し	
備考		

被　災　証　明　書

上記のとおり、被災の届出がなされたことを証明します。

年　　月　　日

菊川市長

※この証明書は、被災の状況を市に届け出たという行為を証明するものです。
※この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

９－６　被災届・被災確認書

この届けは住家の被害以外に使用します。

被　　災　　届

令和　　年　　月　　日

菊 川 市 長　あて

申請者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

下記のとおり、被災しましたので届出をします。

記

被 災 日 時	令和　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分頃	
被 災 原 因		
被災発生場所	菊川市	
被 災 状 況	物 件 名	被 災 状 況

被　災　確　認　書

上記被災届のとおり、相違ないことを確認しました。

令和　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿自主防災会長（自治会長）

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

９－７　災害り災者調査原票

様式１の１

災害り災者調査原票	調査責任者　職氏名　　印 立　会　人　職氏名　　印 年　　月　　日　現在

世帯主氏名		住　所		避難先	
被害の程度	全壊・全焼・流失、大規模半壊、半壊・半焼、床上浸水（土砂）（　　cm）、床下浸水（土砂）、一部破損（半壊に至らない）				
	判定基準　　（被害面積による方式・損失割合による方式）　　被害の割合　　％				
住家の状況	自　宅　・　借　家	面　積	㎡	住家　・　非住家	棟　数　　棟

家族の状況	氏　　名	性　別	年　齢	職　　業（在学校及び学年）		死亡	行方不明	重傷	軽傷	備考
	計（人）									

課税の状況	非課税・均等割・所得割	世帯類別	被保護　・　身障　・　老人　・　母子（父子）　・　要保護　・　その他
必要な救助	避難所　・　応急仮設住宅　・　炊き出し　・　飲料水　・　被服寝具　・　医療　・　助産　・　救出　・　住宅応急修理　・　学用品 ・　埋葬　・　死体捜索　・　死体処理　・　障害物除去　・　災害弔慰金等　・　災害援護資金　・　その他（　　）		

記載上の注意

1　この票は、応急救助実施の基本となるものであるから、正確に記入すること。
特に、被害程度、家族の状況及び小中学校児童生徒の有無については、漏れなく記入すること。

2　被害程度の判定基準は次のとおり

ア　全壊、全焼、流失

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、

・住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの

・住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの

(ア)住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ)住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

※詳しくは「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）を参照のこと。

イ　半壊、半焼

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの

(ア)損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの

(イ)住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

※半壊のうち次のものを大規模半壊とする

居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの

(ア)損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの

(イ)住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの

ウ　床上浸水

床上に及ぶ浸水又は土砂の堆積により、一時的に住家が居住できなくなったもの

3　死亡、行方不明、重傷、軽傷欄は該当欄に〇印をつけること。

4　重傷、軽傷の判断基準は次のとおり

ア　重傷とは、１ヶ月以上の治療を要する見込みのもの。又は担送、入院を要するもの。

イ　軽傷とは、１ヶ月未満で治癒を要する見込みのもの。又は担送、入院を要するもの。

5　家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも、本票を作成すること。

第４号様式（その２）

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災害等の対策本部設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円			
				冠水	ha		農林水産業施設	千円			
			畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円		市町村	
				冠水	ha		その他の公共施設	千円			
			学校		箇所		小計	千円			
報告者名			病院		箇所		公共施設被害市町村数	団体			
			道路		箇所		その他	農産被害	千円		
区分	被害		橋りょう		箇所			林産被害	千円		
人的被害	死者	人	河川		箇所			畜産被害	千円		
	うち災害関連死者	人	港湾		箇所			水産被害	千円	災害救助法適用市町村名	計　団体
	行方不明者	人	砂防		箇所			商工被害	千円		
	負傷者 重傷	人	清掃施設		箇所						
	負傷者 軽傷	人	崖くずれ		箇所						
住家被害	全壊	棟	鉄道不通		箇所			その他	千円		
		世帯	被害船舶		隻						
		人	水道		戸		被害総額	千円		119番通報件数　件	
	半壊	棟	電話		回線		災害の概況				
		世帯	電気		戸						
		人	ガス		戸						
	一部破損	棟	ブロック塀等		箇所						
		世帯					応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）		
		人									
	床上浸水	棟									
		世帯									
		人									
	床下浸水	棟	り災世帯数		世帯			自衛隊の災害派遣		その他	
		世帯	り災者数		人						
		人	火災発生	建物	件						
非住家	公共建物	棟		危険物	件						
	その他	棟		その他	件						

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

10－１　菊川市に係る情報の処理及び広報活動等実施要領

菊川市に係る情報の処理及び広報活動等実施要領

（趣旨）
第１条　この要領は、市が東海地震に係る地震防災応急対策及び災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するため、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）及び東海地震予知情報（以下「予知情報」という。）の発表、警戒宣言の発令又は地震発生に伴う情報及び広報活動並びに職員の動員方法等について必要な事項を定めるものとする。

（情報処理及び職員の動員等）
第２条　注意情報及び予知情報の発表、警戒宣言の発令並びに地震発生に係る情報の処理及び職員の動員等は、菊川市地震災害警戒（災害対策）本部編成表等により行うものとする。

（応急対策に必要な情報の収集及び伝達）
第３条　注意情報、予知情報の発表、警戒宣言の発令並びに地震発生に伴い、市域内における流言ひ語、民心の動揺及び治安の乱れ等各種の混乱が予想されるため、応急対策を迅速、かつ効果的に実施できるよう情報の種類及び収集・伝達の方法等を別表のとおり定める。

（収集すべき情報の調整）
第４条　注意情報の発表時には、市民に対して、情報を的確に周知するとともに、その後の情報を、的確、迅速に収集する。
２　予知情報の発表及び警戒宣言の発令時には、市民に対して、情報を的確に周知するとともに、その後の情報を、的確、迅速に収集する。
　なお、電話のふくそう及び途絶が予想されるため、電話による情報の収集は、あらかじめ各部で連絡調整を図り、緊急性と必要性の高いものだけにとどめるものとする。
３　地震発生後の情報収集は、主に地域防災無線で行う。
このため本部で行う無線統制を遵守し、報告する情報は緊急性の高いものにとどめ、必要最小限に要約し行うものとする。
４　各種情報の収集及び伝達は、次の区分のうち、アの情報を優先的に行うものとする。
（１）　一般情報
　ア　市民等の生命に係るもので、直ちに収集・伝達の必要のあるもの。
　イ　ア以外の情報で可及的速やかに収集・伝達の必要のあるもの。
（２）　要請情報
　ア　市民等の生命に係るもので、直ちに要請する必要のあるもの。
　イ　ア以外の情報で可及的速やかに要請する必要のあるもの。

（広報媒体）
第５条　市民等が応急対策を実施するために必要な情報の提供は、原則として同報無線によるものとするが、状況に応じ、次の広報媒体により情報の提供をするものとする。
（１）　広報車、消防車等
（２）　地域防災無線
（３）　防災行政無線
（４）　ホームページ

（５）　電話・ＦＡＸ
（６）　テレビ及びラジオ

（県警戒本部又は県災害対策本部への報告）
第６条　市災害警戒本部又は市災害対策本部は、避難の状況等必要な事態が生じたときは、県防災行政無線により県西部方面本部を経由し、県警戒本部又は県災害対策本部へその都度報告する。また報告に必要な事項は、県の定めた様式によるものとする。

（指令・指示）
第７条　本部長は、第３条各号に規定する事項を円滑に実施するため、各部長に必要な事項を指令するものとする。
２　各部長は前項による指令を受けたとき、担当班長に必要な事項を指示するものとする。
３　各部長は第３条各号に規定する以外の情報の収集及び伝達の必要が生じた場合には、特別なものを除き、各部長の判断により担当班長に当該情報の収集を指示するものとする。

（上司への報告）
第８条　班員等は、前条の指令・指示に基づく処置事項並びにその他、地震防災応急対策又は災害応急対策等に係る必要な情報の収集及び確認をしたときは、直ちに上司に報告しなければならない。

（その他）
第９条　本要領に定めのない情報で、本部長が必要と認めるものは、本要領に定める情報の扱いに準じて処理するものとする。

附　則
この要領は、平成19年３月30日から施行する。

別表

１　第３条の応急対策に必要な情報の収集及び伝達内容

（１）注意情報の発表の段階

ア　伝達すべき情報

情報の種類	情報伝達ルート	手　　段	伝達の時期
注意情報の内容の周知	市災害警戒本部 →市民等	同報無線 地域防災無線 防災行政無線 ホームページ 電話・ＦＡＸ	ア　注意情報の発表後、速やかに行う イ　状況に応じて行う
家庭の防災対策	市災害警戒本部 →　市民等		状況に応じて行う
交通機関の運行状況・道路交通状況・交通規制の実施状況	市災害警戒本部 →市民等		
生活関連施設の運営状況（電気、ガス、水道）			
学校、病院など公共施設の運営状況			
その他の必要な事項			

イ　収集すべき情報

情報の種類	情報伝達ルート	手　　段	収集の時期
気象庁からの新しい地震情報等	国・県・防災関係機関 →　市災害警戒本部	地域防災無線 防災行政無線 ホームページ 電話・ＦＡＸ テレビ・ラジオ	状況把握を継続的に行う
交通機関の運行状況 道路交通状況	管理者・関係者 →　市災害警戒本部		
交通規制の状況	道路管理者・警察署 →　市災害警戒本部		
生活関連施設の運営状況（電気、ガス、水道）	管理者・関係者 →　市災害警戒本部		
学校、病院など公共施設の運営状況	管理者・関係者 →　市災害警戒本部		
物資の買い占め、その他の治安に関すること	市民等 →　市災害警戒本部		状況が発生したとき行う
流言ひ語の状況等	市民等　→　市災害警戒本部		

防災関係機関及び事業所等の応急対策実施状況	防災関係機関・事業所等 →　市災害警戒本部		実施の状況に応じて行う
応急対策の実施に必要な事項等	県西部方面本部 →　市災害警戒本部		
各種機関等の対応状況	各部班・市民等　→　市災害警戒本部		状況把握を継続的に行う

（２）予知情報の発表、警戒宣言の発令の段階

ア　伝達すべき情報

情報の種類	情報伝達ルート	手　　段	伝達の時期
予知情報・警戒宣言の内容の周知	市災害警戒本部 →　地区防災連絡会・市民等	同報無線 地域防災無線 防災行政無線 ホームページ 電話・ＦＡＸ 広報車・消防車 口頭･簡易デジタル無線機	ア　予知情報の発表及び警戒宣言発令後、速やかに行う イ　状況に応じて行う
避難の勧告及び指示	市災害警戒本部 →　市民・地区防災連絡会等		状況に応じて行う
家庭の防災対策	市災害警戒本部 →　市民等		ア　予知情報の発表及び警戒宣言発令後、速やかに行う イ　状況に応じて行う
自主防災活動の要請	市災害警戒本部　→　地区防災連絡会　→　各自主防災組織		
応急対策の実施について (事業所等)	市災害警戒本部 →　事業所等		ア　予知情報の発表及び警戒宣言発令後、速やかに行う イ　状況に応じて行う
交通機関の運行状況・道路交通状況・交通規制の実施状況	市災害警戒本部 →　市民・地区防災連絡会等		
生活関連施設の運営状況(電気、ガス､水道)			
学校、病院など公共施設の運営状況			
その他の必要な事項			状況に応じて行う

イ　収集すべき情報

情報の種類	情報伝達ルート	手　　段	収集の時期
国・県などの新しい大規模地震関連情報等	国・県・防災関係機関 →　市災害警戒本部	地域防災無線 防災行政無線 消防無線 ホームページ ･簡易デジタル無線機	状況把握を継続的に行う
避難の状況	避難所管理者　→　地区防災連絡会		ア　避難の開始及び

	→　市災害警戒本部	電話・ＦＡＸ テレビ・ラジオ 口頭	完了時に行う イ　不測の事態が発生したとき行う
交通機関の運行状況 道路交通状況	管理者・関係者 →　市災害警戒本部		状況把握を継続的に行う
交通規制の状況	道路管理者・警察署 →　市災害警戒本部		
生活関連施設の運営状況(電気、ガス、水道)	管理者・関係者 →　市災害警戒本部		
学校、病院など公共施設の運営状況	管理者・関係者 →　市災害警戒本部		
物資の買い占め、その他の治安に関すること	地区防災連絡会・市民等 →　市災害警戒本部		状況が発生したとき行う
流言ひ語の状況等	地区防災連絡会・市民等　→　市災害警戒本部		
防災関係機関及び事業所等の応急対策実施状況	防災関係機関・事業所等 →　市災害警戒本部		実施の状況に応じて行う
応急対策の実施に必要な事項等	県西部方面本部 →　市警戒本部		
各種機関の対応状況	県西部方面本部・各部班・市民等 →　市災害警戒本部		状況把握を継続的に行う

（３）地震発生後の段階

ア　伝達すべき情報

情報の種類	情報伝達ルート	手　　段	伝達の時期
大規模地震関連情報の内容の周知	市災害対策本部 →　地区防災連絡会・市民等	同報無線 地域防災無線 防災行政無線 ホームページ 電話・ＦＡＸ 広報車・消防車 口頭･簡易デジタル無線機	ア　地震発生後、速やかに行う イ　状況に応じて行う
避難の勧告及び指示	市災害対策本部 →　地区防災連絡会・避難所管理者・市民等		状況に応じて行う
家庭の防災対策	市災害対策本部 →　市民等		ア　地震発生後、速やかに行う イ　状況に応じて行う
自主防災活動の要請	市災害対策本部　→　地区防災連絡会　→　各自主防災会		
応急対策の実施について (事業所等)	市災害対策本部 →　事業所等		

交通機関の運行状況・道路交通状況・交通規制の実施状況	市災害対策本部 →　地区防災連絡会・市民等		
生活関連施設の運営状況(電気、ガス、水道)			
学校、病院など公共施設の運営状況			
その他の必要な事項			状況に応じて行う

イ　収集すべき情報

情報の種類	情報伝達ルート	手　　段	収集の時期
国・県からの大規模地震関連情報等	国・県・防災関係機関 →　市災害対策本部	地域防災無線 防災行政無線 消防無線 ホームページ 電話・ＦＡＸ テレビ・ラジオ 口頭･簡易デジタル無線機	増強把握を継続的に行う
避難の状況	避難所管理者　→　地区防災連絡会 →　市災害対策本部		ア　避難の開始及び完了時に行う イ　不測の事態が発生したとき行う
交通機関の運行状況 道路交通状況	管理者・関係者 →　市災害対策本部		状況把握を継続的に行う
交通規制の状況	道路管理者・警察署 →　市災害対策本部		
生活関連施設の運営状況(電気、ガス、水道)	管理者・関係者 →　市災害対策本部		
学校、病院など公共施設の運営状況	管理者・関係者 →　市災害対策本部		
物資の買い占め、その他の治安に関すること	地区防災連絡会・市民等 →　市災害対策本部		状況が発生したとき行う
流言ひ語の状況等	地区防災連絡会・市民等　→　市災害対策本部		
防災関係機関及び事業所等の応急対策実施状況	防災関係機関・事業所等 →　市災害対策本部		実施の状況に応じて行う
応急対策の実施に必要な事項等	県西部方面本部 →　市災害対策本部		
各種の被害状況及び対応状況	地区防災連絡会・各部班・市民等 →　市災害対策本部		状況把握を継続的に行う

第２条例示（観測情報）

平成　　年　　月　　日
時　　分
気象庁地震火山部

東海地震観測情報

＊＊　見出し　＊＊
●●（●●●●●）観測点の地殻変動データが通常と異なる変化を示しています。気象庁ではこの変化と東海地震との関連性を調査しています。

＊＊　本　文　＊＊
気象庁が東海地域に設置した歪（ひずみ）計のうち、●●観測点の観測データが本日●●時頃から通常と異なる変化を示し始めました。
現在のところ、他の観測点では通常の変動レベルを越えるような変化は観測されていません。また、東海地域の地震活動にも特段の変化は見られません。
気象庁では、他の観測点のデータも含め、今後の観測データの推移を注意深く監視し、想定される東海地震との関連性を調査しています。

次の情報発表は、本日●●時●●分を予定していますが、地震活動及び地殻変動データ等に変化があった場合は随時お知らせします。

（東海地震に関連する情報　第　号）

第２条例示（注意情報）

平成　　年　　月　　日
時　　分
気象庁地震火山部

東海地震注意情報

＊＊　見出し　＊＊

●●（●●●●●）、●●●（●●●）観測点の地殻変動データに変化が現れています。この変化は、想定される東海地震の前兆現象としてのプレスリップの発生に伴う可能性が高くなっています。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域においては、東海地震の発生に注意が必要です。

＊＊　本　文　＊＊

気象庁が東海地域に設置した歪（ひずみ）計のうち、●●観測点の観測データが本日●●時頃から通常と異なる変化を示し始め、現在も継続中です。その後●●時頃からは、●●●観測点の観測データにも通常と異なる変化が認められます。

●●、●●●の２観測点のデータの変化傾向及び変化量から、浜名湖北東部直下でプレート境界の一部がゆっくりとずれ動く現象が発生しているとしても説明可能です。気象庁は、地震防災対策強化地域判定会委員の意見等も踏まえこれらの変化が、東海地震の前兆現象として考えられているプレスリップの発生に伴うものである可能性が高くなったと判断しました。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域においては、東海地震の発生に注意が必要です。

気象庁では、他の観測点のデータも含め、観測データの推移を厳重に監視しています。

状況に特段の変化がない限り、次の情報発表は、本日●●時●●分を予定しています。

（東海地震に関連する情報　第　号）

第２条例示（注意情報）

平成　　年　　月　　日
時　　分
気象庁地震火山部

東海地震注意情報

＊＊　見出し　＊＊

●●（●●●●●）、●●●（●●●）観測点に加え、●●（●●●●）観測点でも地殻変動データに通常と異なる変化が現れています。

このため、気象庁は、本日●●時●●分から地震防災対策強化地域判定会を開催し、東海地震が発生するおそれがあるかどうか検討を開始しました。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域では、東海地震の発生に引き続き注意が必要です。

＊＊　本　文　＊＊

気象庁が東海地域に設置した歪（ひずみ）計のうち、●●、●●●観測点の観測データに、本日●●～●●時頃から通常と異なる変化が現れており、現在も加速しながら続いています。

●●時頃からは、●●観測点でも通常と異なる変化を示し始めており、これらの変化がプレスリップの発生に伴うものである可能性がさらに高まっています。

このため、気象庁は、本日●●時●●分から地震防災対策強化地域判定会を開催し、東海地震が発生するおそれがあるかどうか検討を開始しました。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域では、東海地震の発生に引き続き注意が必要です。

気象庁では、他の観測点のデータも含め、観測データの推移を厳重に監視しています。

状況に特段の変化がない限り、次の情報発表は、本日●●時●●分を予定しています。

（東海地震に関連する情報　第　号）

第２条例示（予知情報）

平成　　年　　月　　日
時　　分
気象庁地震火山部

東海地震予知情報

＊＊　見出し　＊＊

●●（●●●●●）、●●●（●●●）及び●●（●●●●）観測点の地殻変動データ等が大きく変化しており、このまま変化が続けば、現在から２、３日以内に東海地震が発生するおそれがあると予想されます。

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域では、東海地震の発生に厳重な警戒が必要です。

＊＊　本　文　＊＊

気象庁では、●●時●●分から判定会を開いて東海地震が発生するおそれがあるかどうか十分検討しました。その結果次の地震予知情報を内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣から警戒宣言が発令されました。

「気象庁が東海地域に設置した歪（ひずみ）計のうち、●●、●●●及び●●観測点の観測データ等が大きく変化しています。このほか、周辺の歪計、傾斜計、水位計にも若干の変化が現れています。

これらの異常な地殻変動は、浜名湖北東部直下の深さ約３０ｋｍのプレート境界の一部がゆっくりとずれ動き始めたことに伴うものと推定されます。

このままの変化が続けば、現在から２、３日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震（東海地震）が発生するおそれがあると予想されます。

予想された地震が発生すると、地震防災対策強化地域のうち、静岡県全域及び神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、岐阜県の一部の地域では震度６弱以上、それに隣接する周辺の地域では震度５弱程度になると予想されます。

また、太平洋沿岸の広い地域に津波の来襲が予想され、とくに伊豆半島南部、駿河湾から遠州灘、熊野灘沿岸にかけてと伊豆諸島の一部、及び相模湾の一部、房総半島南部の一部では大津波となるおそれがあります。」

地震防災対策強化地域及び隣接する周辺地域では、東海地震の発生に厳重な警戒が必要です。

状況に特段の変化がない限り、次の情報発表は、本日●●時を予定しています。

（東海地震に関連する情報　第　号）

第２条例示（警戒宣言）

東海地震の地震災害に関する警戒宣言を
発することについて

平成　　年　　月　　日　閣議決定

東海地震について、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるので、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）第９条第１項の規定に基づき、ここに東海地震の地震災害に関する警戒宣言を発する。

第２条例示（地震災害警戒本部の設置）

東海地震に係る地震災害警戒本部の設置について

平成　　年　　月　　日　閣議決定

大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）第10条第１項の規定に基づき、下記により、臨時に東海地震に係る地震警戒本部（以下「本部」という。）を設置する。

本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び機関は、次のとおりとする。

○名　　称　　東海地震災害警戒本部
○所管区域　　埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域
○設置場所　　東京都（総理大臣官邸）
○設置期間　　平成●●年●●月●●日から東海地震に係る非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部が設置されるまでの期間又は東海地震の地震災害に関する警戒解除宣言が発せられるまでの期間

本部の構成は、次のとおりとする。
本部長　　内閣総理大臣
副本部長　防災担当大臣
本部員　　本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣、内閣危機管理監並びに内閣府副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
本部の処務は、内閣府政策統括官（防災担当）において処理する。

【広報文】第３条例示　伝達すべき情報等

広報文案一覧表

番号	伝達情報発表の内容及び状況	同報無線等（音声情報）
【(1)注意情報の発表の段階】		
1	注意情報の内容及びテレビ・ラジオの視聴呼びかけ（注意情報発表後～１時間以内）	広報番号１
2	注意情報の発表後（判定会開催中）の市民・自主防災組織・事業所への呼びかけ （注意情報発表の報告の放送終了後～１時間以内）	〃　２
3	注意情報の発表後（判定会開催中）の市内各機関の対応状況及び市民への呼びかけ （注意情報発表の報告の放送終了後～１時間以内）	〃　３
4	注意情報の解除のお知らせ （注意情報の解除発表後～１時間以内）	〃　４
【(2)予知情報の発表・警戒宣言の発令の段階】		
5	予知情報の発表・警戒宣言の発令の報告及び市民への呼びかけ （予知情報発表・警戒宣言発令後～１時間以内）	〃　５
6	予知情報発表・警戒宣言発令後の家庭・自主防災組織・事業所へ呼びかけ （予知情報発表・警戒宣言発令の報告後～発災まで）	〃　６
7	予知情報の発表・警戒宣言の発令後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ （予知情報発表・警戒宣言発令の報告後～発災まで）	〃　７
8	警戒解除宣言の発令のお知らせ （警戒解除宣言発令後～１時間以内）	〃　８
9	避難地域への避難の呼びかけ （警戒宣言発令後：避難の勧告・指示発令後～状況に応じて随時）	〃　９
10	避難地域への避難解除の呼びかけ （避難の勧告・指示の解除発令後～状況に応じて随時）	〃　１０

番号	伝達情報発表の内容及び状況	同報無線等（音声情報）
【(3)地震発生後の段階】		
11	地震発生直後の注意呼びかけ （地震発生　サイレン吹鳴　直後）	広報番号１１
11-1	安全確認旗の掲示と地区自主防本部設置（立ち上げ）の呼び掛け（地震発生・直後）	―
12	市長の市民への呼びかけ （地震発生直後～１時間以内）	〃　１２
13	地震発災後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ （地震発災後～繰り返し行う） ＊　最新情報を盛り込み、繰り返し広報する。	〃　１３
14	避難地域への避難の呼びかけ （地震発生直後：避難の勧告・指示発令後～状況に応じて随時）	〃　１４

(1)　注意情報の発表の段階

広報番号	1	注意情報の内容及びテレビ・ラジオの視聴呼びかけ （注意情報発表後　～　１時間以内）
発　表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線

菊川市役所からお知らせします。

先ほど、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。

東海地域の地震観測データに異常が観測され、この異常が東海地震の前触れかどうかを判定するための判定会が招集されました。（開かれています。）

市民の皆さんは、テレビ・ラジオ・市役所のホームページなどにより、地震についての詳しい情報に御注意ください。

広報番号	2	注意情報の発表後（判定会開催中）の市民・自主防災組織・事業所への呼びかけ （注意情報発表の報告の放送終了後　～　１時間以内）
発　表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線

菊川市役所からお知らせします。

現在、東海地震注意情報が発表されています。

万一に備えて、次にような準備をしてください。

市民の皆さんは、万一に備えて、食料などの非常持ち出し品を確認したり、安全確保に努めましょう。

自主防災会の役員の皆さんは、小さな子供やお年寄り、身体の不自由な人の安全を図る準備をしてください。

各事業所では、防災応急計画に従って対策を実施できるよう準備してください。

車の使用は、できるだけ控え、引き続き、テレビ・ラジオの放送に御注意ください。

広報番号	3	注意情報の発表後（判定会開催中）の市内各機関の対応状況及び市民への呼びかけ （注意情報発表の報告の放送終了後　～　１時間以内）
発　表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線

菊川市役所からお知らせします。

現在、東海地震注意情報が発表されています。

市役所などでは、次のような対応をしています。

・市役所では、災害警戒本部の設置準備を進めています。

・消防署や地元消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。

・ＪＲ東海道線やバスは平常通り運転しています。

・市内の保育園・幼稚園・学校では、園児と児童の引き取りをはじめています。

車の使用は、できるだけ控え、引き続き、テレビ・ラジオの放送にご注意ください。

広報番号	4	注意情報の解除のお知らせ （注意情報の解除発表後　～　１時間以内）
発　表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線

菊川市役所からお知らせします。
先ほど、気象庁から発表された東海地震注意情報は解除されました。
東海地震の心配はありませんが、市民の皆さんは、テレビ・ラジオ・市役所のホームページなどにより、詳しい情報に御注意ください。

(2)　予知情報の発表・警戒宣言の発令の段階

広報番号	5	予知情報の発表・警戒宣言の発令の報告及び市民への呼びかけ （予知情報発表・警戒宣言発令後　～　１時間以内）
発　表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等

＊　東海地震警戒宣言発令サイレン（手動サイレン）
　サイレン45秒吹鳴、15秒休止、サイレン45秒吹鳴
菊川市地震災害警戒本部からお知らせします。
先ほど、テレビ・ラジオで報道されましたように、東海地震予知情報及び東海地震警戒宣言が発令されました。
その内容は、＿＿＿＿＿以内に＿＿＿＿＿＿を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるというものです。
このため市では、地震災害に備えた警戒本部を設置しました。
市民の皆さんには、冷静沈着な対応で、被害を最小限に食い止めましょう。
今後、テレビ・ラジオなどの情報に十分注意し、自主防災会のリーダーの指導にしたがって、それぞれの地域でお互いに力を合わせ、一人ひとりが責任ある冷静な行動をされるようお願いします。

広報番号	6	予知情報の発表・警戒宣言の発令後の家庭・自主防災会・事業所へ呼びかけ （予知情報発表・警戒宣言発令の報告後　～　発災まで）
発　表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等

菊川市地震災害警戒本部から、お知らせします。
地震の激しい揺れは、数分続きます。
市民の皆さんは、各家庭で被害を最小限にするため、安全確保を第一に、火の始末や食料などの非常持ち出し品の確認など、地震に備えてください。
次に、自主防災会の役員の方にお願いします。
地区の皆さんと協力し、機材の準備、連絡体制の整備など防災活動を進めてください。
次に、工場や事業所などの管理者の方にお願いします。
危険物の点検、火元の始末や避難誘導など、応急の措置を実施してください。

広報番号	7	予知情報の発表・警戒宣言の発令後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ （予知情報発表・警戒宣言発令の報告後　～　発災まで）
発　表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等

菊川市地震災害警戒本部から、お知らせします。
・市役所では、災害警戒本部を設置し、防災体制をとっています。
・消防署や地元消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
・ＪＲ東海道線やバスは、運転を中止しています。
・道路は、交通規制により、緊急車両優先となっています。
・市内の保育園・幼稚園・学校は、休校となっています。
市内の各機関の詳しい対応状況は、市からの情報で確認してください。
電話や車の使用は、できるだけ控えてください。
引き続き、テレビ・ラジオの情報に十分注意し、地震に備えて、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をされるようお願いします。

広報番号	8	警戒解除宣言のお知らせ （警戒解除宣言発令後　～　１時間以内）
発　表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線

菊川市地震災害警戒本部からお知らせします。
内閣府から発表された東海地震の警戒宣言は解除されました。
東海地震の心配はありませんが、市民の皆さんには、引き続き冷静沈着な行動をお願いします。

広報番号	9	避難地域への避難の呼びかけ （警戒宣言発令後：避難の勧告・指示発令後　～　状況に応じて随時）
発　表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等

菊川市地震災害警戒本部からお知らせします。
一部地域の避難勧告についてお知らせします。
＿＿＿＿＿地区（自治会）の＿＿＿＿付近の皆さんは、避難所の＿＿＿＿＿＿＿への避難を開始してください。　　（２度繰り返し）
持ち物は、なるべく少なくし、車での避難は、絶対やめてください。
避難は、警察、消防署、消防団、自主防災会などの誘導、自主防災会の役員の指示に従い、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。
避難する場合は、ガスの元栓、電気のブレーカー、水道の蛇口を閉めて避難してください。

広報番号	10	避難地域への避難解除の呼びかけ （避難の勧告・指示の解除発令後　～　状況に応じて随時）
発　表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等

菊川市地震災害警戒本部からお知らせします。
一部地域の避難勧告の解除についてお知らせします。
＿＿＿＿＿地区（自治会）の＿＿＿＿付近の皆さんへの避難の勧告・指示は、解除されました。
（２度繰り返し）
自宅への帰宅は、道路などの安全に十分注意してください。

(3)　地震発生後の段階

広報番号	11	地震発生直後の注意呼びかけ
発　表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等

菊川市災害対策本部からお知らせします。
只今、東海地方に大きな地震がありました。
市民の皆さん、自主防災会及び事業所では、直ちにケガ人の救出や消火活動、危険物などによる２次災害の防止など、災害応急活動を実施してください。
今後、余震が続くと思われます。
余震は、本震ほど大きくなることはありませんが、十分注意してください。
地震の情報につきましては、わかり次第お知らせします。

広報番号	11-1	※震度5以上の地震で広報する
発　表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等

菊川市災害対策本部からお知らせします。
市内で震度〇の地震が発生しました。市民の皆さんは「安全確認旗」を掲げてください。
自主防災会は、地区自主防災本部を立ち上げてください。被害状況等を地区センターへ報告してください。

広報番号	12	市長から市民への呼びかけ （地震発生直後　～　１時間以内）
発　表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等

菊川市災害対策本部からお知らせします。
私は、菊川市長の○○○○です。
先ほどの地震により、菊川市は広範囲にわたって大きな被害を受けました。
この地震は、＿＿＿＿＿＿＿を震源域とする大規模地震であり、本市の震度は＿＿＿＿＿でした。
市では、直ちに災害対策本部を設置して全職員をあげて対応にあたっています。
（また、自衛隊に災害派遣の応援要請をいたしました。）
今後、なお余震は続くものと思われますが、自主防災会を中心に、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。
地震による被害が、いかに大きくとも、市民の皆さんが勇気と熱意を持ち、力を合わせれば、私たちの郷土の復興は必ず達成できるものと確信します。
各地における救援状況、交通規制などの情報は、分かり次第提供しますので、状況を確かめ、冷静な行動をお願いします。

広報番号	13	地震発災後の各機関の対応状況及び市民への呼びかけ （地震発災後　～　繰り返し行う） ＊　最新情報を盛り込み、繰り返し広報する。
発　表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等

菊川市災害対策本部から、お知らせします。
・市役所では、災害対策本部を設置し、防災体制をとっています。
・消防署や地元消防団は、いつでも出動できる体制をとっています。
・ＪＲ東海道線やバスは、運転を中止しています。
・道路は、交通規制により、緊急車両優先となっています。
・市内の幼稚園・学校は、休校となっています。
市内の各機関の詳しい対応状況は、市からの情報で確認してください。
電話や車の使用は、できるだけ控えてください。
引き続き、テレビ・ラジオの情報に十分注意し、余震に備えて、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をされるようお願いします。

（交通機関及びライフラインの状況の広報・情報）
◇交通機関（ＪＲ東海道線、バス）
　全面ストップ、点検中、旅行者の対応措置、復旧見通しなど
◇道路規制
　通行不能箇所、規制箇所、通行可能箇所など
◇ガス
　各家庭のガス設備を点検、安全確認、復旧見通しなど
◇電　気
　停電地区、通電火災の注意、復旧見通しなど
◇電　話
　不通地区、特設公衆電話の設置個所、災害用伝言ダイヤル「１７１」の利用、復旧見通しなど
◇水　道
　断水地区、応急給水実施個所及び時間、復旧見通しなど。

◇下水道

被害状況に伴う水洗トイレ等の使用中止（仮設トイレ及び素堀便所等での対応）、応急復旧に伴う水洗トイレ等の使用再開日、復旧見通しなど。

◇し尿収集業務

施設及び道路の被害により収集業務ができない地区の仮設トイレ及び素堀便所等での対応、応急復旧状況に伴う地区別のし尿収集業務再開日、復旧見通しなど。

◇ごみ収集業務

施設及び道路の被害により収集業務ができない地区の自家処理又はごみの仮置き場への分別搬出等での対応、応急復旧状況に伴う地区別のごみ収集業務再開日、復旧見通しなど。

◇がれき、残骸物処理

がれき、残骸物処理時における分別（可燃物、不燃物等）搬出及び搬出先（仮置き場等）、搬出方法。

◇学　校

「〇〇小、中学校は、休校中です。」

「〇〇小、中学校は、明日から授業を開始します。給食については、地域住民の協力による炊き出しにより実施します。」など。

◇金融機関及びガソリンスタンド

営業開始日など。

◇食料及び日用品の配分

食料及び日用品の配分は、緊急物資調達先、県及び他市町村等の災害応援により大量に配分可能となった場合に、配分実施場所及び時間を広報する。

◇救急医療

救護施設の被災状況及び患者対応状況を確認し、患者の受け入れが可能な救護施設のみ広報する。

県及び他市町村等の災害応援により、あらかじめ決められた救護施設以外の場所での救護活動が可能となった場合に、実施場所を広報する。

輸血用血液が不足し、献血者を募集する場合、献血実施場所及び時間を広報する。

◇その他

各機関の要請に応じた内容を広報する。

被災地の混乱に便乗した詐欺行為等注意情報を広報する。

＊　災害用伝言ダイヤル「１７１」

ＮＴＴでは、災害時の電話回線のふくそうを緩和するため、災害時に限定して（震度６弱以上の地震が発生したとき、又は地震以外の自然災害で電話が相当混み合っているとき）声の伝言板のサービスを行う。

伝言の登録、再生方法は、サービス実施時に「１７１」をダイヤルすれば、ガイダンスが流れるため、その指示に従って登録、再生を行う。

＊　食料及び日用品の配分

ただし、地震対策編第４編「地震防災応急対策」第10章「地域への救援活動」による警戒宣言発令時の対応、地震対策編第５編「災害応急対策」第10章「地域への救援活動」及び一般対策編第３章「災害応急対策計画」第８節「食料供給計画」に、配分対象となる人及び災害救助法に基づく市の実施事項等が記載されているため、事前に放送内容を十分検討すること。

広報番号	14	避難地域への避難の呼びかけ （地震発生直後：避難の勧告・指示発令後　～　状況に応じて随時）
発　表		同報無線・地域防災無線・防災行政無線・広報車等

菊川市災害対策本部からお知らせします。

一部地域の避難勧告についてお知らせします。

＿＿＿＿＿地区（自治会）の＿＿＿＿付近の皆さんは、避難所の＿＿＿＿＿＿＿＿への避難を開始してください。　　（２度繰り返し）

持ち物は、なるべく少なくし、車での避難は、絶対やめてください。

避難は、警察署、消防署、消防団、自主防災会などの誘導や自主防災会の役員の指示に従い、地域で助け合い、一人ひとりが責任ある、冷静な行動をしてください。

避難する場合は、ガスの元栓、電気のブレーカー、水道の蛇口を閉めて避難してください。

11－１　避難準備情報等の種類

関係法令に基づいて、**避難準備情報等**を行う者は次のとおりである。

実施	区分	災害の種類	根拠法令
本部長・市長	・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官、海上保安官	市町村長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。 ※水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は職権を行うことができる。	水防全般	水防法第21条
知事又は その命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。	地すべり	地すべり等防止法第25条
都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者	氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。	洪水、雨水出水、津波又は高潮	水防法第29条
自衛官	警察官がその場にいない限り、その職務を準用する。	災害全般	自衛隊法第94条

11－２　指定緊急避難場所（地震災害・一般風水害）（令和５年12月末現在）

指定緊急避難場所（地震災害・一般風水害）

番号	避難場所	所在地	電話	避難場所（グラウンド･駐車場）		備考
				㎡	受入人数（人/2㎡）	
1	堀之内小学校グラウンド	西方2140	35-2108	8,547	4,273	避難所
2	加茂小学校グラウンド	加茂5114	35-3347	11,508	5,754	避難所
3	内田小学校グラウンド	下内田1637	35-2632	11,019	5,509	避難所
4	横地小学校グラウンド	東横地1886	35-3552	10,680	5,340	避難所
5	六郷小学校グラウンド	本所2200	35-3147	9,993	4,996	避難所
6	河城小学校グラウンド	吉沢556	35-3330	9,399	4,699	避難所
7	菊川西中学校グラウンド	加茂38	35-3546	23,515	11,757	避難所
8	菊川東中学校グラウンド	本所670	35-2335	28,962	14,481	避難所
9	青葉台コミュニティセンター駐車場	青葉台1-12-2	35-0202	220	110	避難所
10	牧之原農村婦人の家駐車場	牧之原227-5	0548-27-2838	230	115	避難所
11	岳洋中学校グラウンド	下平川5430	73-2400	18,437	9,218	ﾍﾘﾎﾟｰﾄ
12	小笠北小グラウンド	嶺田59	73-2054	13,439	6,719	ﾍﾘﾎﾟｰﾄ
13	小笠南小グラウンド	高橋3503	73-2220	10,290	5,145	ﾍﾘﾎﾟｰﾄ
14	小笠東小グラウンド	川上1348-2	73-2050	10,292	5,146	ﾍﾘﾎﾟｰﾄ
15	※市民総合体育館駐車場	赤土1070-1	73-5600	5,000	2,500	
16	保養センターグラウンド	大石88	73-2460	10,000	5,000	避難所
17	丹野運動場(グラウンド)	丹野932-1		9,800	4,900	
18	県立小笠高校 運動場	東横地1222-3	35-3181	20,459	10,229	避難所
19	常葉大学附属菊川中・高校 運動場（校内）	半済1550	35-3171	14,119	7,059	避難所
20	菊川南陵高校 運動場（校内）	河東5442-5	73-5141	19,452	9,726	避難所

※市民総合体育館駐車場は、原子力災害時に避難場所として使用する。

指定緊急避難場所	災害が発生したとき、身を守るために一時的に逃げる場所（公園、グラウンドなど）
指定避難所	住居が被災し、倒壊等で生活ができなくなった人が一時的に生活するための場所（市町に指定された学校など）

※平成２５年４月に、災害対策基本法が改正され、避難場所や避難所について、上の用語で分類されることとなりました。

11－３　指定避難所予定場所（地震災害・一般風水害）（令和３年12月末現在）

指定避難所予定場所（地震災害・一般風水害）

番号	避難所	所在地	電話	デジタル地域防災無線	指定避難所の運用について					体育館		校舎・施設	
					地震災害時に利用	一般風水害時に利用	地区防災連絡会本部として利用	福祉避難所※１	特設公衆電話	㎡	受入人数（人/3.3㎡）	㎡	受入人数（人/3.3㎡）
1	堀之内小学校	静岡県菊川市西方2140	0537-35-2108	231	○	－	－	－	－	919	278	3,514	1,064
2	加茂小学校	静岡県菊川市加茂5114	0537-35-3347	234	○	－	－	－	－	773	234	5,066	1,535
3	内田小学校	静岡県菊川市下内田1637	0537-35-2632	235	○	－	－	－	－	894	270	2,653	803
4	横地小学校	静岡県菊川市東横地1886	0537-35-3552	236	○	○（体育館）	－	－	－	753	228	2,400	727
5	六郷小学校	静岡県菊川市本所2200	0537-35-3147	233	○	－	－	－	－	1,065	322	5,079	1,539
6	河城小学校	静岡県菊川市吉沢556	0537-35-3330	232	○	－	－	－	－	878	266	3,128	947
7	小笠北小学校	静岡県菊川市嶺田59	0537-73-2054	237	○	○（体育館）	－	－	－	1,032	312	4,921	1,491
8	小笠南小学校	静岡県菊川市高橋3503	0537-73-2220	238	○	－	－	－	－	894	270	3,060	927
9	小笠東小学校	静岡県菊川市川上1348-2	0537-73-2050	239	○	○	－	－	－	912	276	3,455	1,046
10	菊川西中学校	静岡県菊川市加茂38	0537-35-3546	242	○	－	－	－	設置済	1,362	412	5,633	1,706
11	菊川東中学校	静岡県菊川市本所670	0537-35-2335	241	○	－	－	－	設置済	1,089	330	5,565	1,686
12	岳洋中学校	静岡県菊川市下平川5430	0537-73-2400	243	○	－	－	－	設置済	1,337	405	5,112	1,549
13	保養センター（小菊荘）	静岡県菊川市大石88	0537-73-2460	269	○	－	－	－	－	－	－	1,806	547
14	中央公民館	静岡県菊川市下平川6225	0537-73-1114	261	○	－	－	－	－	－	－	146	44
15	市民総合体育館※２	静岡県菊川市赤土1070-1	0537-73-5600	262	○	－	－	－	－	3,687	1,117	－	－
16※４	県立小笠高校 体育館	静岡県菊川市東横地1222-3	0537-35-3181	251	○	－	－	－	－	2,667	808	－	－
17※４	常葉大学附属菊川中・高校体育館（自修館）	静岡県菊川市半済1550	0537-35-3171	－	○	－	－	－	－	2,245	671	－	－
18※４	菊川南陵高校 体育館	静岡県菊川市河東5442-5	0537-73-5141	－	○	－	－	－	－	1,255	380	－	－
19	西方地区センター	静岡県菊川市西方2300-1	0537-36-0682	211	－	○	該当	－	－	－	－	460	139
20	町部地区センター	静岡県菊川市堀之内1500	0537-36-0455	212	－	○	該当	－	－	－	－	603	182
21	加茂地区センター	静岡県菊川市加茂5112	0537-36-0487	213	－	○	該当	－	－	－	－	414	125
22	内田地区センター	静岡県菊川市下内田1730	0537-36-5499	214	－	○	該当	－	－	－	－	642	194
23	横地地区センター	静岡県菊川市土橋28	0537-35-3352	215	－	－	該当	－	－	－	－	427	129
24	六郷地区センター	静岡県菊川市本所2406	0537-35-3459	216	－	○	該当	－	－	－	－	533	158
25	河城地区センター	静岡県菊川市吉沢451-1	0537-36-0681	219	－	○	該当	－	－	－	－	639	193
26	牧之原農村婦人の家	静岡県菊川市牧之原227-5	0548-27-2838	217	○	○	該当※３	－	－	－	－	382	115
27	青葉台ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	静岡県菊川市青葉台1-12-2	0537-35-0202	218	○	○	該当※３	－	－	－	－	501	151
28	嶺田地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ（みねだ会館）	静岡県菊川市嶺田1273	0537-73-3737	266	－	－	該当	－	－	－	－	472	143
29	平川ｺﾐｭﾆﾃｨ防災ｾﾝﾀｰ（ひらかわ会館）	静岡県菊川市下平川1835	0537-73-1010	220	－	○	該当	－	－	－	－	476	144
30	小笠南地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ口（みなみやま会館）	静岡県菊川市高橋3669-1	0537-73-6330	221	－	○	該当	－	－	－	－	476	144
31	小笠東地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ口（くすりん）	静岡県菊川市川上1371-2	0537-73-6566	222	－	－	該当	－	－	－	－	569	172
32※４	布引原南公民館	静岡県菊川市赤土2250-7	－	501	○	○	－	－	－	－	－	324	98
33※４	和松会（松秀園）地域交流部分	静岡県菊川市高橋2774-1	0537-63-1100	281	○	－	－	該当	－	－	－	381	10～30
34※４	白翁会（喜久の園）うらら部分	静岡県菊川市仲島2-4-16	0537-37-1231	－	○	－	－	該当	－	－	－	333	10～30
35※４	白翁会（光陽荘）地域交流室	静岡県菊川市潮海寺682-1	0537-36-5051	283	○	－	－	該当	－	－	－	2,108	10～20
36※４	草笛の会（草笛作業所）	静岡県菊川市上平川7-1	0537-73-5239	282	○	－	－	該当	－	－	－	650	10～20
37※４	草笛の会（かすが）	静岡県菊川市上平川7-1	0537-73-5580	－	○	－	－	該当	－	－	－	551	10～20
38※４	草笛の会（菊川寮）	静岡県菊川市東横地133	0537-73-6202	－	○	－	－	該当	－	－	－	2,338	10～20
39※４	和松会（清松園）	静岡県菊川市棚草1284	0537-73-2662	－	○	－	－	該当	－	－	－	1,706	10～20
40※４	東遠学園（東遠地区生活支援センター）	静岡県菊川市西方4345-2	0537-35-2753	256	○	－	－	該当	－	－	－	1,100	10～30
41※４	Mネット東遠（地活センター含む）	静岡県菊川市赤土1660-1	0537-73-1033	－	○	－	－	該当	－	－	－	297	10～30
42※４	Mネット東遠（きくがわ作業所）	静岡県菊川市本所1407-4	0537-28-9711	－	○	－	－	該当	－	－	－	297	10～30

・災害の規模及び被災の程度によって、指定避難所の用途を変更する可能性がある。
・菊川地区の小中学校は、開放区のみ計上している。
・各自主防災会の任意避難地は、各自主防災会において予め決めておくものとする。
※１　和松会（清松園・松秀園）、白翁会（喜久の園・光陽荘）、草笛の会、東遠学園、Mネット東遠は、要配慮者（災害時要援護者）を受入れする「福祉避難所」とする。
　　開設の有無については、菊川市災害対策本部で決定する。
※２　市民総合体育館は、原子力災害時に避難所として使用する。
※３　六郷地区センターが利用出来ない場合、代替施設として利用する。
※４　菊川市の所有ではない施設

11-４　自治会（自主防災会）等集会施設一覧表　（令和５年12月末現在）

自治会（自主防災会）等集会施設一覧表　※戸数は住民基本台帳に基づく自治会別人口統計表の世帯数

No	自主防災会 (自治会)名	利用範囲	戸数	施設名称	電話番号	所在地	建築年度
1	公文名		46	公文名公会堂	36-3502	西方６１６９－３	1973
2	沢田		85	沢田公会堂		西方５３６６－４	2005
3	島川		176	島川公会堂	36-4236	西方４５８５－１	2010
4	田ヶ谷		195	田ヶ谷公会堂	35-8099	西方２６１２－１	2001
5	堀田上 堀田下		512	堀田地区集会所	36-0909	西方１３６５－２	1988
6	堀之内		120	堀之内公会堂	35-5268	堀之内６２２－１	1974
7	西方地区		1,134	西方地区センター	36-0682	西方２３００－１	1982
8	日吉町		263	日吉町公会堂		堀之内１０８４－８	2004
9	宮前		70	太子堂			1919
10	西通り		131	西通公会堂（かもつね会館）	35-8360	堀之内４１－２	2000
11	本通り上		61	－	－	－	－
12	本通り下		61	－	－	－	－
13	新通		89	新通公会堂		堀之内１４９６	1936
14	日之出町一丁目		62	日之出町一丁目公会堂		半済３１８３	1961
15	初咲町		51	初咲町地区集会所	36-5593	堀之内３９５－１	1982
16	緑ヶ丘		123	緑ヶ丘公民館	36-0912	西方１２６８－１	1978
17	柳町		583	柳町地区集会所		柳２丁目１０１－２	1988
18	町部地区		1,494	町部地区センター	36-0455	堀之内１５００（市役所庁舎東館「プラザきくる」１階）	2019
19	白岩下		391	白岩下公会堂	36-5394	加茂７５３－１	1980
20	白岩段		98	白岩段公会堂	36-1931	加茂９３４	1980
21	西袋		635	西袋公会堂	35-2775	加茂１７７５	2001
22	三軒家		523	三軒家地区集会所	36-0689	加茂２４３２－５	1983
23	小川端		389	小川端公会堂	36-4226	加茂２８８２－１	1977
24	長池		287	長池公会堂	35-5286	加茂３４８７	1980
25	白岩東		582	白岩東地区集会所	36-3514	加茂２４６－３	1984
26	加茂地区		2,905	加茂地区センター	36-0487	加茂１７６５	1981
27	森		92	森公民館（中内田上地区集落センター）	35-5365	中内田２６３０	1979
28	御門		151	御門公会堂	35-2994	中内田１２０８	1982
29	杉森		43	杉森公会堂			2005
30	政所		102	政所公民館	36-6566	中内田４６６３－４	1996
31	月岡		28	月岡公民館		月岡５６	1976
32	東平尾		59	東平尾公会堂	36-1801	中内田５３４４－１	2002
33	西平尾		65	西平尾公会堂	35-6144	中内田６７７９－３	2000
34	稲荷部		83	稲荷部地区集会所		下内田２４５９	1985
35	高田		131	ひかり団地地区集会所	36-0887	下内田３１６０－４	1984
36	段平尾		109	段平尾公民館	35-8111	下内田１９７９－１	1999
37	平尾		216	－	－	－	－
38	内田地区		1,079	内田地区センター	36-5499	下内田１７３０	2016
39	奥横地		97	奥横地地区集会所	35-5528	東横地３３１１－３	1995
40	段横地		121	段横地地区集会所	35-0985	東横地１９９３－３	1985
41	川島		95	川島公会堂		東横地６９３－１	1979
42	西横地		89	西横地地区集会所		西横地６６６－１	1983
43	土橋		63	土橋地区集会所	36-4581	土橋２３８－１	1983
44	奈良野		150	奈良野地区集会所	36-5496	奈良野６１－１	1988
45	三沢		76	三沢公会堂	36-1234	三沢７８１	1997
46	横地雇用促進		45	雇用促進住宅横地宿舎集会所	35-3030	東横地１８７８－２１	1987
47	星ヶ丘		99	星ヶ丘公会堂			不明
48	横地地区		835	横地地区センター	35-3352	土橋２８	1983
49	五丁目上		117	五丁目上公会堂	35-2716	半済１２２３－１	1975
50	五丁目下		350	五丁目下地区集会所	36-4389	朝日２－３	1982
51	打上		263	打上公会堂	36-0906	半済１３３１	1977
52	日之出町二丁目		198	日之出町二丁目公会堂	36-0485	半済１９６９－１	1967
53	上本所上 上本所下		433	上本所公会堂	36-0904	本所１５４	1939
54	島		228	島地区集会所	36-4905	半済２５７１－２	1988
55	下本所		526	下本所公民館	36-0914	本所１９１９	1958
56	下半済		130	下半済地区集会所	36-4751	本所２５５２	2004
57	小出		37	小出地区集会所	35-3938	小出１３８－１	1987
58	神尾上 神尾下		152	神尾公会堂	36-0489	神尾１３７２	2003
59	牛渕上 牛渕下		182	牛渕地区集会所	36-3933	牛渕１１３８－１	1992
60	牧之原上		134	牧之原上公会堂			2003
61	牧之原下		93	－	－	－	－

No	自主防災会 (自治会)名	利用範囲	戸数	施設名称	電話番号	所在地	建築年度
62	上本所団地		80	上本所団地集会所	36-0127	本所３６４	不明
63	雇用促進第１		64	雇用促進第１集会所	36-3348	本所５００－１	不明
64	宮下		35	宮下公会堂		本所５００－３	不明
65	雇用促進第２		83	雇用促進住宅集会所	36-3348	仲島１－２－３	1982
66	青葉台一丁目 青葉台二丁目 青葉台三丁目		641	青葉台地区公会堂	35-0202	青葉台１－１２－２	1993
67	仲島		321	仲島地区集会所	36-3715	仲島１－４－３	1986
68	県営住宅		41	県営住宅集会所		青葉台２－３	1983
69	虹の丘		71	虹の丘集会所		半済３０６１	不明
70	つつじヶ丘		83	つつじヶ丘公会堂			
71	六郷地区		4,262	六郷地区センター	35-3459	本所１６３４－７	1979
72	（牧之原地区）			牧之原農村婦人の家	0548-27-2838	牧之原２２７－５	1983
73	（六郷地区）			青葉台コミュニティセンター	35-0202	青葉台１－１２－２	1993
74	吉沢		192	吉沢公会堂	36-1247	吉沢４８１－２	1995
75	上倉沢		74	上倉沢公会堂	35-5352	倉沢１１２１－１	1976
76	下倉沢		82	下倉沢公会堂	36-0684	倉沢１５８	1981
77	六本松		25	六本松地区集会所		倉沢１６９２－３	1982
78	友田		67	友田公会堂	35-8040	友田２６７－１	2000
79	東富田		204	東富田地区集会所	36-0452	富田８９８－５	1989
80	西富田		93	西富田公会堂	36-6380	富田１３６８－１	2004
81	沢水加		119	沢水加公会堂	35-6840	沢水加７２８－２	2004
82	（沢水加）			沢水加畑無公会堂		沢水加１３４２－３７７	1974
83	和田		232	和田区公会堂	35-3960	和田４３６	1969
84	潮海寺上 潮海寺中 潮海寺下		464	潮海寺公会堂	35-2936	潮海寺２７７４	1979
85	富士見台		39	富士見台集会所		和田９９２	不明
86	河城地区		1,591	河城地区センター	36-0681	吉沢４５１－１	1982
菊川地区　小計			13,300				

No	自主防災会(自治会)名	利用範囲	戸数	施設名称	電話番号	所在地	建築年度
87	上平川		116	上平川公民館		上平川３０	1982
88	池村		61	池村公民館		上平川１３０８	1949
89	堤		300	平川北コミュニティセンター	73-4105	下平川２１９９－１	2001
90	志瑞		49	志瑞公民館	73-3918	下平川２６８４－１	1981
91	石原		92	石原公民館	73-4263	下平川１９９５－６	1982
92	八幡谷		48	八幡谷町内会地区集会所		下平川４９３１－２	2002
93	東組		71	東組公民館	73-4289	下平川４４８２－１	1984
94	奥の谷		49	協和会館（奥の谷公民館）	73-4107	下平川４１２５－９	1980
95	新道		221	新道公民館	73-5673	下平川１４８１－１	1981
96	下新道		80	下新道公民館	73-4257	下平川１５９９－２	1979
97	本町		159	本町公民館	73-5671	下平川１５７３－４	1981
98	岳洋		372	岳洋公民館	73-5683	下平川１２４０	1980
99	五反通		61	雇用促進集会室	73-5147	下平川５３３７－６	1977
100	志茂組		259	志茂組公民館	73-5672	下平川１０００－４	1987
101	平ノ都		175	－	－	－	－
102	平川地区		2,113	ひらかわ会館(平川ｺﾐｭﾆﾃｨ防災ｾﾝﾀｰ)	73-1010	下平川１８３５	2005
103	東嶺田		247	東嶺田公民館	73-5676	嶺田１３４２	1983
104	中嶺田		192	嶺田農業構造改善センター（中嶺田公民館）	73-4267	嶺田１０９１	1994
105	西嶺田		199	西嶺田公民館		嶺田９１７	1982
106	大石		85	大石構造改善センター（大石公民館）	73-4269	大石３９８－１	1989
107	西ヶ崎		28	西ヶ崎公民館	73-6183	堂山新田７２４－１	1993
108	堂山		130	堂山公民館	73-5690	堂山新田９２	1991
109	（堂山）			池端会館（堂山１班のみ利用）		堂山新田４１０	1986
110	嶺田地区		881	みねだ会館(嶺田地区ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ)	73-3737	嶺田1237	2010
111	（河東西）	１班	81	馬々崎公民館		河東３０５５－２	1977
112	（河東西）	２班		北之谷公民館		河東３２８０－１	1972
113	（河東西）	３班		枝善公民館		河東３３００	1979
114	（河東西）	４班		西村公民館		河東３２２９－１	1981
115	（河東西）	５班		藤井公民館		河東５２７８－１	1972
116	（河東中）	１班	72	堀口自治会地区集会所		河東２６０６－２	2003
117	（河東中）	２班		堀之内谷奥組公民館		河東２６３８－３	1982
118	（河東中）	３班		河東中町内会今間地区集会所	73-6318	河東４６３８－１	2000
119	（河東中）	４班		一之谷公民館	73-4250	河東４６６８－３	1981
120	（東河東）	１班	121	東谷公民館	73-5682	河東５０３７	1980
121	（東河東）	２・３・５班		前岡公民館	73-3945	河東５０	1981
122	（東河東）	４班		中西公民館	73-4261	河東２０８１	1986
123	（南町）	１班	152				不明
124	（南町）	２班		南町２丁目集会所		高橋３６６０－１	1989
125	（南町）	３班		南町３丁目公民館	73-4291	高橋３７２１－２	1984
126	（南町）	４班		南町４丁目自治会地区集会所		高橋２３５０－１	1996
127	山西		119	山西町内会地区集会所	73-5689	高橋４１５７－１	1999
128	（山西）			山西第２公民館			1986
129	（高橋口）	１・２班	171	坊之谷公民館		高橋３１９２－２	1977
130	（高橋口）	３・４班		佐栗谷公民館	73-4282	高橋２５３０－３	1995
131	（高橋口）	５・６・７班		平公民館	73-3928	高橋２３４２－３	1979
132	高橋中		89	高橋中公民館	73-4253	高橋１５７５－１	1983
133	（原・磯部）	１・２・３班	51	高橋原公民館	87-2568	高橋１５７－３	1983
134	（原・磯部）	４・５班		磯部公民館	73-4265	高橋５５０－３９	1982
135	南ニュータウン		98	南ニュータウン町内会地区集会所		河東１２６	1997
136	大門		15	雇用促進集会所	73-5778	高橋２８９２－１	1983
137	サンライズ		64	サンライズ公民館		高橋３７６９－１	1995
138	小笠南地区		1,033	みなみやま会館(小笠南地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ)	73-6330	高橋３６６９－１	2009
139	（高橋地区）			南地区公民館		高橋２４４９	
140	（河東地区）			河東構造改善センター	73-4262	河東１４２８	1993
141	（布引原）	１・２・３班	72	布引原北公民館	73-4260	古谷６７６－２３	1980
142	（布引原）	４・５班		布引原南公民館		赤土２２５０－１	1979
143	丹野		117	丹野町内会地区集会所	73-2902	丹野４６６－１０	2003
144	古谷		68	古谷公民館	73-5036	古谷２１５－１	1988
145	川東		74	川東公民館	73-4295	川上６３２－６、６３２－８	2005
146	川中		130	川中公民館	73-4266	川上１３１８－３	1960
147	川西		77	川西公民館	73-4252	川上１９１４－１	2004
148	（三協）	１・２・３班	64	目木公民館	73-5679	棚草２３５９	1955
149	（三協）	４・５班		猿渡公民館		猿渡１３１	1966
150	棚草		243	棚草町内会地区集会所	73-3944	棚草１０７５－５	2000
151	赤土上		102	赤土公民館	73-4254	赤土５９６－４	1975
152	赤土下		510	（赤土町民センター）			
153	赤土団地		22	赤土団地集会所			2003
154	城山下		43	雇用促進集会所	73-7198	川上１２７１－４	1993
155	花水木		121	花水木公民館			1995
156	小笠東地区		1,643	くすりん(小笠東地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ)	73-6566	川上１３７１－２	2009
小笠地区計			5,670				
合計			18,970				

11-5 応急仮設住宅建設予定地（令和5年12月末現在）

敷地名称	所　在　地	所有者	敷地面積	有効敷地面積	建設可能戸数		配置計画Ｐなし					配置計画Ｐあり					備考
					Ｐなし	Ｐあり	６型	９型	12型	駐車場	その他	６型	９型	12型	駐車場	その他	
アエル第2駐車場	加茂2160･2156	菊川市	2,240	2,240	22	18	6	10	6	0	談話室(1)	4	10	4	21	談話室(1)	
中央公園	本所917-1他	〃	2,770	2,770	26	26	6	14	6	32	談話室(1)	6	14	6	32	談話室(1)	
菊川公園	半済1550-5他	〃	8,260	8,260	100	80	25	50	25	52	集会所(1)	20	40	20	87	集会所(1)	
和田公園	和田322-1他	〃	10,420	10,420	112	96	28	56	28	60	集会所(1)	24	48	24	102	集会所(1)	
尾花運動公園	加茂1110-18	〃	11,240	8,540	106	86	27	52	27	33	集会所(1)	21	44	21	87	集会所(1)	
蓮池公園 （小菊荘グラウンド）	大石88	〃	10,820	9,270	100	88	25	50	25	61	集会所(1)	22	44	22	101	集会所(1)	
川原公園	加茂2588	〃	2,000	2,000	16	16	2	10	4	13		2	10	4	13		
宮の西公園	加茂3252	〃	10,300	10,300	54	54	13	32	9	46	談話室(1)	13	32	9	46	談話室(1)	
柳１号公園	柳１丁目39	〃	1,081	1,081	16	16	4	8	4	10		4	8	4	10		
柳２号公園	柳２丁目68	〃	1,185	1,185	12	12	3	6	3	6		3	6	3	6		
青葉台２号公園	青葉台１丁目11	〃	912	912	12	12	3	6	3	10		3	6	3	10		
仲島１号公園	仲島１丁目4-1	〃	1,590	1,590	12	12	3	6	3	11		3	6	3	11		
万田公園	加茂4585	〃	705	705	8	8	2	4	2	6		2	4	2	6		
曙公園	本所1708-1	〃	870	870	12	12	3	6	3	0		3	6	3	0		
水潯公園	本所1809	〃	1,185	1,185	16	16	4	8	4	0		4	8	4	0		
野添公園	加茂5418	〃	1,756	1,756	20	20	5	10	5	11	談話室(1)	5	10	5	11	談話室(1)	
棚草運動場	棚草208-1	〃	4,494	4,494	44	36	11	22	11	26	集会所(1)	9	18	9	47	集会所(1)	
小笠体育館東側駐車場	棚草208-1	〃	2,424	2,424	24	24	6	12	6	10	談話室(1)	6	12	6	10	談話室(1)	
総合体育館駐車場	赤土1070-1	〃	3,387	3,387	40	24	10	20	10	0	談話室(1)	6	12	6	41	談話室(1)	
水道事務所	赤土1503	〃	5,153	5,153	36	36	9	18	9	35	談話室(1)	9	18	9	35	談話室(1)	
合計		〃	82,792	78,042	788	692	195	400	193	422		169	356	167	676		

※6型：1LDK、9型：2DK、12型：3K

菊川市避難情報の判断・伝達マニュアル

（水害編・土砂災害編）

令和５年12月　修正

菊　川　市

[redacted]

本市では、これまでに昭和57年の台風18号をはじめ、平成10年、16年の集中豪雨による浸水被害など、降雨による大きな被害がたびたび発生してきました。

また、近年、平成27年９月の関東・東北豪雨、平成30年７月豪雨など、全国各地で局地的豪雨が頻発し、被害が発生していることから、被災地では次のことが課題としてあげられているところです。

① 避難情報を適切なタイミングで、対象地域に発令すること
② 住民への迅速確実な伝達が難しいこと
③ 避難情報が伝わっても住民が避難しないこと（降雨等の状況や地理的要件によっては無暗に水平避難せず自宅の２階などに垂直避難した方が良い場合もある）
④ 大雨特別警報など気象庁の発表する情報への理解度が低いこと
⑤ 自分の居住場所及び生活圏における災害リスクに対する十分な理解が出来ていないこと

こうした背景から、本市では、国の「避難情報に関するガイドライン」等に基づき、県の災害関係部局や関係機関と連携し、避難情報の判断・伝達に関する検討を行い、避難に関する情報の提供について、本マニュアルを取りまとめました。

本マニュアルに基づく避難情報の適切な伝達とあわせて、市民の皆さまが、情報の内容や行動を起こすことの重要性を十分に理解し、ご自身やご家族の生命を守るために迅速かつ確実な行動をとることで、風水害に対する被害の軽減を図り、安心安全な地域づくりを推進しようとするものです。

なお、本マニュアルは、今後の河川に関する情報体制の整備進捗や、実際の避難行動等の検証などに基づき、適切な時期に見直すこととします。

水　害　編

目　　次

１　水　害

（１）対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所…… １

（２）避難情報の対象となる避難すべき区域…… ２
　ア　「避難すべき区域」の設定基準…… ２
　イ　氾濫の特性や住民の避難行動等への配慮…… ２
　ウ　避難情報の対象となる「避難すべき区域」…… ３

（３）避難情報の発令の判断基準…… ６

（４）避難情報の発令基準…… ７
　ア　外水氾濫に係る基準…… ７
　イ　内水氾濫に係る基準…… ８
　ウ　水位・雨量情報の入手先…… ９
　エ　留意事項…… 10

（５）避難情報の伝達方法…… 11
　ア　避難情報の伝達先・伝達方法…… 11
　イ　要配慮者への伝達方法…… 12

（６）避難情報の伝達文（例）…… 13

２　参考資料…… 14

（１）連絡先一覧表…… 14
　ア　関係機関連絡先…… 14
　イ　報道機関連絡先…… 14
　ウ　福祉避難所連絡先…… 14

（２）関連用語…… 15

[redacted]

水害とは、水によって起こされる災害のことで、その要因となる現象として外水氾濫と内水氾濫がある。具体的には、堤防を有さない河川では、水位上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域や浸水深が増加する現象及び堤防を有する河川で破堤した場合、泥土を多量に含んだ相当量の氾濫水が高速で流れ出し、浸水深や浸水域が一気に増加する現象を「外水氾濫」という。

また、河川の水位上昇により、これに合流する小河川や水路の排水ができなくなった場合や降水量に対して小河川などの処理能力が追いつかない場合に発生する現象を「内水氾濫」という。

（１）対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所

河川の状況、過去の災害実績等を踏まえ、対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所を次のとおりとする。

ア　外水氾濫

（ア）国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川名及びその区域

①　菊川

■　警戒すべき区間：菊川市河城地区東富田から菊川市嶺田地区堂山まで

②　牛淵川

■　警戒すべき区間：菊川市六郷地区牛渕下から菊川市小笠南地区河東西まで

③　西方川

■　警戒すべき区間：菊川市西方地区堀田下から菊川市加茂地区長池まで

イ　内水氾濫

①　西方川

■　警戒すべき箇所：西方地区

②　小出川

■　警戒すべき箇所：六郷地区、加茂地区、横地地区

③　上小笠川

■　警戒すべき箇所：内田地区

④　稲荷部川

■　警戒すべき箇所：内田地区

⑤　沢水加川

■　警戒すべき箇所：河城地区

⑥　丹野川

■　警戒すべき箇所：小笠東地区

⑦　黒沢川

■　警戒すべき箇所：平川地区

⑧　内谷川

■　警戒すべき箇所：小笠東地区

⑨　古谷川

■　警戒すべき箇所：小笠東地区

⑩　江川

■　警戒すべき箇所：小笠東地区、小笠南地区

⑪　高橋川

■　警戒すべき箇所：小笠南地区

（２）避難情報の対象となる避難すべき区域

ア　避難情報の対象となる「避難すべき区域」は、氾濫特性や住民の避難行動等に配慮して、次の基準により設定する。

「避難すべき区域」の設定基準

（ア）外水氾濫に係る区域 ①　菊川市防災ハザードマップ（令和３年３月作成）において、住宅地での浸水深が50cmを超える区域 ②　過去の浸水実績（昭和57年台風18号、平成10年豪雨、平成16年豪雨）で宅地浸水が発生した区域 ③　上記２項目等を基本に総合的に判断し、設定する。
（イ）内水氾濫に係る区域 ①　過去の浸水実績（昭和57年台風18号、平成10年豪雨、平成16年豪雨）で宅地浸水が発生した区域 ②　下流に水門や排水機場があり、操作状況によって浸水の拡大が想定される区域 ③　上記２項目を基本に総合的に判断し、設定する。

イ　氾濫特性や住民の避難行動等への配慮

外水氾濫

①　破堤時の氾濫水は､家屋を破壊するほどの高エネルギーで一気に押し寄せるため、堤防近傍の住民は破堤前の避難完了が必要である。

②　破堤時は、浸水深、浸水区域も一気に増加するため、低地で氾濫流が集まる地区は、特に速やかな避難行動が必要である。

③　内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では、避難が困難となる場合、又、急流河川は、浸水が深くなくても氾濫水の流速が早く、避難することが危険な場合があることから、既に浸水が始まっている場合には、次の項目に留意する。

・浸水深が50cmを上回る場所での避難行動は危険

・流速が速い場合、浸水深が20cm程度でも歩行困難

・用水路等への転落の恐れがある場所は、道路冠水が10cm程度でも危険

・アンダーパス（ガード下）や地下歩道等の水没に注意

・歩行等が危険な状態になった場合、自宅や隣接建物の２階等へ緊急的に避難することが効果的

内水氾濫

②　外水氾濫よりも浸水深さは浅いが、地下施設では生命に係る災害となる。

②　小河川の氾濫は、本川の水位上昇によって徐々に進行するが、水門の閉鎖や排水機場の停止等の措置がとられた場合、水位が一気に上昇する。

ウ　避難情報の対象となる「避難すべき区域」は下表のとおりである。

外水氾濫に係る区域

河川名	避難区域	対象地区	対象避難所
菊川	想定浸水深 50cm以上 （床上浸水）	１河城地区 ２町部地区 ３加茂地区 ４六郷地区 ５横地地区 ６平川地区（上平川、池村、志茂組を除く） ７嶺田地区・平川地区（上平川、池村、志茂組）	河城地区センター 町部地区センター 加茂地区センター※１ 六郷地区センター 青葉台コミュニティセンター 横地小学校 ひらかわ会館※１ 小笠北小学校
牛淵川	想定浸水深 50cm以上 （床上浸水）	１六郷地区 ２横地地区 ３平川地区（上平川、池村、志茂組を除く） ４嶺田地区・平川地区（上平川、池村、志茂組） ５小笠東地区 ６小笠南地区	六郷地区センター 横地小学校 ひらかわ会館※１ 小笠北小学校 小笠東小学校 みなみやま会館
西方川	想定浸水深 50cm以上 （床上浸水）	１西方地区 ２加茂地区	西方地区センター 加茂地区センター※１

内水氾濫に係る区域

河川名	避難区域	対象地区	対象避難所
西方川	想定浸水深 50cm以上 （床上浸水）	１西方地区	西方地区センター
小出川	想定浸水深 50cm以上 （床上浸水）	１六郷地区 ２加茂地区 ３横地地区	六郷地区センター 加茂地区センター※１ 横地小学校
上小笠川 稲荷部川	想定浸水深 50cm以上 （床上浸水）	１内田地区	内田地区センター
沢水加川	想定浸水深 50cm以上 （床上浸水）	１河城地区	河城地区センター
丹野川 黒沢川 内谷川 古谷川	想定浸水深 50cm以上 （床上浸水）	１平川地区（上平川、池村、志茂組を除く） ２小笠東地区	ひらかわ会館※１ 小笠東小学校
江川	想定浸水深 50cm以上 （床上浸水）	１小笠東地区 ２小笠南地区	小笠東小学校 みなみやま会館
高橋川	想定浸水深 50cm以上 （床上浸水）	１小笠南地区	みなみやま会館

※１　対象避難所の施設は、１階建ての建物が最大の浸水状況によって１階床上に浸水が予想される避難所

エ　留意事項

運用にあたっては、次の事項に留意する。

①　「避難すべき区域」は、過去の浸水実績や浸水想定などを踏まえて作成したもので、想定を上回る降雨の発生など不測の事態も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難情報の発令区域を適切に判断する。

②　「避難すべき区域」作成の際に参考とした浸水想定区域図は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る水害が発生する可能性があることや、細かい地形が反映されていないことに留意すること。

③　「外水氾濫に係る区域」と「内水氾濫に係る区域」に共通している区域については、内水氾濫が起こった後に、外水氾濫による浸水が重なって発生する可能性が高い。その際、内水氾濫に対する避難場所が外水氾濫時に孤立してしまうことも考えられる。

④　特に内水氾濫に係る区域では、アンダーパス（ガード下）や地下歩道等が水没することに注意する。また、過去の浸水実績から他の河川や用・排水路など市内各所で内水氾濫が発生する可能性あり、その時の状況により被害地区が異なることも考えられる。

⑤ 過去の浸水実績や浸水想定区域については、令和３年３月に全戸配布した「菊川市防災ハザードマップ」を参照すること。

⑥　自然現象のため不測の事態も想定され、計画的な避難場所等に避難するより、自体の切迫した状況等（屋外で移動することが危険な場合）に応じて自宅や隣接建物の二階などに避難すること（屋内安全の確保）が適切である場合がある。

（３）避難情報の発令の判断基準

ア　対象とする避難情報については次のものがあり、それぞれの情報の特性は以下　のとおりである。

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル３	高齢者等避難	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル４	避難指示	①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	① 通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始 ② １階部分が浸水する避難所への避難については、移動段階で浸水による危険に遭遇する確率が高いため、突発的な破堤に対する一時的避難場所も考慮する必要がある（なるべく水の危険から離れる水平避難をする）

警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生している状況 ※災害が発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令するもの。	既に災害が発生しているため命を守る最善の行動をとる

イ　避難情報発令の時期への配慮

住民が避難するためには、避難情報を市から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の情報伝達手法の整備状況や避難所等の位置等から、必要な時間を確保する。

ウ　避難情報の解除

発令した避難情報の解除は、大雨警報の解除を目安に、避難住民が安全に帰宅できることを総合的に判断して発令する。

（４）　避難情報の発令基準

避難情報の発令については、河川ごとに以下の基準を参考に、今後の気象予測（大雨（浸水）・洪水警報、解析雨量・降水短時間予報等）や河川巡視等からの情報を含めて総合的に判断する。

ア　外水氾濫に係る基準

河川名	高齢者等避難 警戒レベル３	避難指示 警戒レベル４
菊川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が発表された場合 ②氾濫注意情報が発表された場合 ③加茂観測所の水位が ３．２ｍ（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合	①氾濫警戒情報が発表された場合 ②加茂観測所の水位が ３．５ｍ（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合
牛淵川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が発表された場合 ②氾濫注意情報が発表された場合 ③堂山観測所の水位が ４．９ｍ（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 ④横地観測所の水位が ２．３ｍ（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合	①氾濫警戒情報が発表された場合 ②堂山観測所の水位が ５．３ｍ（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 ③横地観測所の水位が ２．７ｍ（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合
西方川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が発表された場合 ②氾濫注意情報が発表された場合 ③加茂観測所の水位が ３．２ｍ（避難判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合	①氾濫警戒情報が発表された場合 ②加茂観測所の水位が ３．５ｍ（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合
洪水予報河川及び推移周知河川以外の河川（水位情報がない）	洪水危険度分布（警戒） ※赤色で表示	洪水危険度分布（非常に危険） ※紫色で表示

※避難が必要な状況が夜間・早朝となることが想定される場合、台風情報等、浸水被害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準　にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「高齢者等避難」の発令を行う。

イ　内水氾濫に係る基準

河川名	高齢者等避難 警戒レベル３	避難指示 警戒レベル４
西方川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が発表された場合 ②一部道路の冠水が始まると予想される場合 ③粟ヶ岳の雨量観測において、50㎜/h以上が２時間以上続いた場合	①一部道路の冠水が始まった場合 ②粟ヶ岳の雨量観測において、50㎜/h以上が３時間以上続いた場合
小出川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が発表された場合 ②一部道路の冠水が始まると予想される場合 ③菊川市役所の雨量観測において、50㎜/h以上が２時間以上続いた場合	①一部道路の冠水が始まった場合 ②菊川市役所の雨量観測において、50㎜/h以上が３時間以上続いた場合
上小笠川 稲荷部川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が発表された場合 ②一部道路の冠水が始まると予想される場合 ③掛川市入山瀬の雨量観測において、50㎜/h以上が２時間以上続いた場合	①一部道路の冠水が始まった場合 ②掛川市入山瀬の雨量観測において、50㎜/h以上が３時間以上続いた場合
沢水加川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が発表された場合 ②一部道路の冠水が始まると予想される場合 ③倉沢の雨量観測において、50㎜/h以上が２時間以上続いた場合	①一部道路の冠水が始まった場合 ②倉沢の雨量観測において、50㎜/h以上が３時間以上続いた場合
丹野川 黒沢川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が	①丹野川の水の流れが止まり、逆流が

内谷川 古谷川	発表された場合 ②一部道路の冠水が始まると予想される場合 ③丹野の雨量観測において、50mm/h以上が２時間以上続いた場合	始まると予想された場合 ②一部道路の冠水が始まった場合 ①丹野の雨量観測において、50mm/h以上が３時間以上続いた場合
江川 小笠高橋川	①菊川市に大雨（浸水）、洪水警報が発表された場合 ②一部道路の冠水が始まると予想される場合 ③丹野の雨量観測において、50mm/h以上が２時間以上続いた場合	①一部道路の冠水が始まった場合 ②丹野の雨量観測において、50mm/h以上が３時間以上続いた場合

※避難が必要な状況が夜間・早朝となることが想定される場合、台風情報等、浸水被害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「高齢者等避難」の発令を行う。

ウ　水位・雨量情報の入手先

水位情報

方法	住民入手	ウェブページアドレス等
サイポスレーダー （静岡県土木総合防災情報）	○	http://sipos.pref.shizuoka.jp
国土交通省リアルタイム 川の防災情報	○	http://www.river.go.jp/85.html
国土交通省　浜松河川国道事務所からの情報	○	http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/live_view_kasen/pc/Kasen-CamSelect2.html#2 （http://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/live_view_kasen/pc/Kasen-CamSelect2.html）
しずおか気象・防災情報メール	○	http://wni-shizuoka.bosai.info/bosaimail/index.html
袋井土木事務所からの情報 （洪水予報等）	―	（ＦＡＸ受信）

雨量情報

方法	住民入手	ウェブページアドレス等
サイポスレーダー （静岡県土木総合防災情報）	○	http://sipos.pref.shizuoka.jp
気象庁からの情報	○	http://www.jma.go.jp/index.html
しずおか気象・防災情報メール	○	http://wni-shizuoka.bosai.info/bosaimail/index.html
気象庁防災情報提供システム	×	https://bosai.jmainfo.go.jp/new_bosai/fuken/index.html
国土交通省ＸＲＡＩＮ	○	http://www.river.go.jp/xbandradar/

エ　留意事項

運用にあたっては、次の事項に留意する。

①　避難判断水位等の水位情報や気象注意報などの重要な情報については、発信者である浜松河川国道事務所、袋井土木事務所や静岡地方気象台等に、上流域の降雨や水系全体の水位変化の状況、他市町での被害状況、降雨状況の見通しなど、事態の切迫性を示す付帯情報を確認すること。

②　西部地域局、警察など関係機関と被害情報等に関する情報交換を密に行いつつ、河川の上流部で、どの様な状況になっているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、水防団、自主防災会とも連携して広域的な状況把握に努めること。

③　想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報を把握するほか、県の総合防災情報支援システム（FUJISAN）で近隣市町の被害情報等について把握するとともに、県の土木総合防災情報システム（サイポスレーダー）で雨量水位情報を把握すること。

④　同一の災害で同一のタイミングで発令される避難情報であっても、災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状況により、異なる種別の避難情報を発令することが適切な場合もあることに留意すること。

⑤　避難情報発令の際には、袋井土木事務所及び菊川警察署等関係機関に通行規制情報を確認すること。

（５）　避難情報の伝達方法

ア　避難情報の伝達先・伝達方法

下記のチェックリストにより、伝達先・伝達手段に漏れがないか確認する。

【住民等への伝達】

□　同報無線、防災ラジオ等

□　広報車・消防車両での広報

□　市ホームページ・データ放送（ｄボタン）への掲載

□　報道機関への情報提供

□　防災メール（茶こちゃんメール）

□　緊急速報メール（エリアメール）

□　菊川市各ＳＮＳ公式アカウント

【要配慮者・福祉関係機関への伝達】

□　自主防災会（自治会）の会長・・・電話・同報無線

□　民生委員・児童委員・・・電話・同報無線

□　避難行動要支援者の事前登録者・・・茶こちゃんメール・同報無線

□　要配慮者の避難所となる施設・・・電話、茶こちゃんメール・同報無線

【防災関係機関への伝達】

□　静岡県西部危機管理局・・・電話・ＦＡＸ・FUJISAN

□　菊川警察署・・・電話・同報無線

□　菊川市消防本部・・・電話

□　避難所等の公共施設・・・地域防災無線・同報無線

□　水門（樋門・樋管）操作員・・・電話

イ　要配慮者への伝達方法

浸水被害発生時において、必要な情報を迅速かつ正確に把握し、適切な行動や判断などをとることが困難な避難行動要支援者に対する情報の伝達方法は、次のとおりとする。

○要配慮者避難支援の情報伝達イメージ

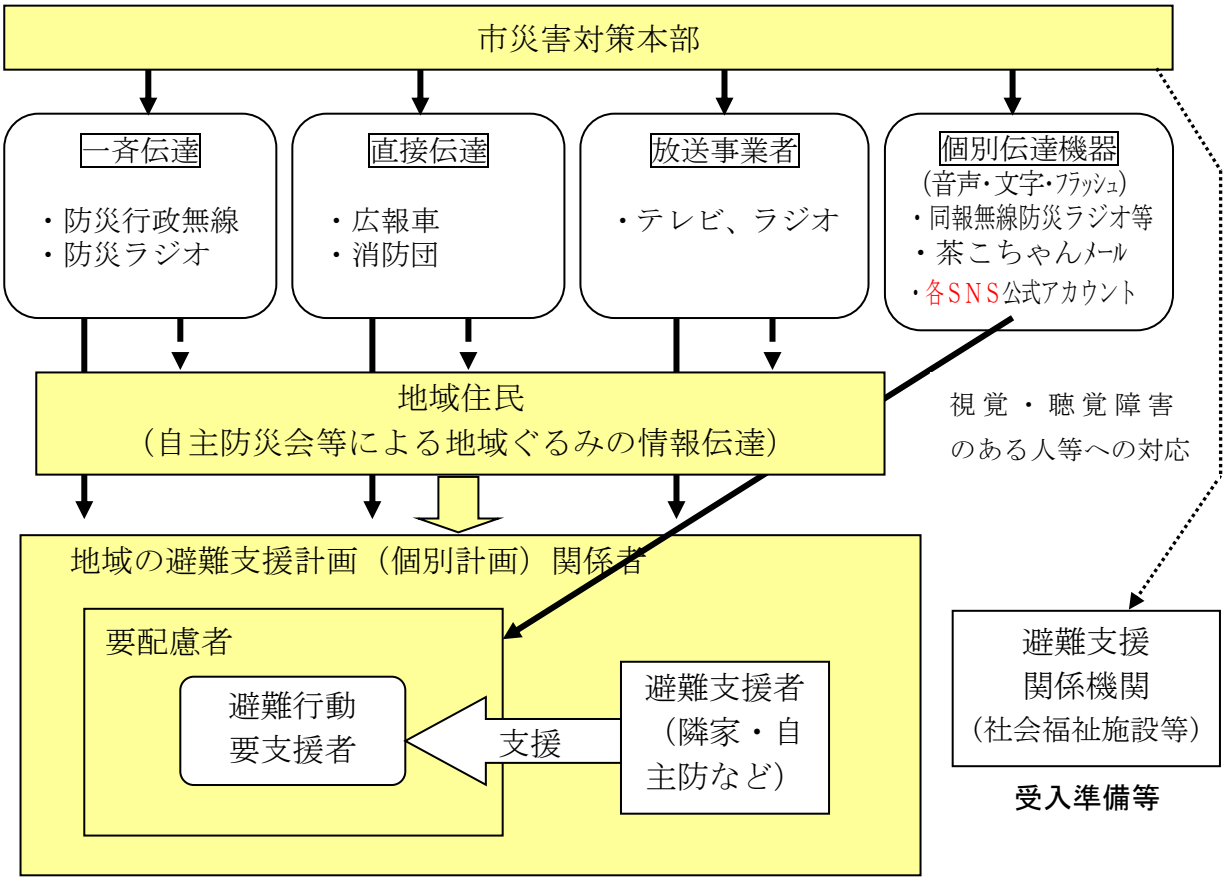

なお、要配慮者が適切に避難できるよう「高齢者等避難」を出す時期は、要配慮者の避難に要する時間を60分と想定し設定する。

（ア）避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の策定

災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）の規定に基づき、避難行動要支援者一人ひとりの避難方法等を記載した個別計画の策定を進める。

（イ）避難行動要支援者への情報伝達体制の整備

上記により作成された個別計画を地域の自治会長、自主防災会長、民生委員・児童委員、避難支援者が共有することにより、避難情報が発令された場合、避難行動要支援者へ迅速に情報が伝達される体制を整備する。

（ウ）情報手段の確保

避難行動要支援者ごとの情報伝達手段の確保のため、情報伝達体制の確認、検証を行うように地域における避難行動要支援者への情報伝達訓練の実施を推進する。

（６）　避難情報の伝達文（例）

避難情報を出す場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所について具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況もあわせて伝達すること」に配慮することとし、次の例文を基本とする。

「高齢者等避難」の伝達文

こちらは菊川市災害対策本部（広報きくがわ）です。
・現在、菊川市に大雨（土砂災害）警報、洪水警報、○○川に氾濫警戒情報が発表されています。
・○○川の水位が上昇し、今後、○○川があふれる恐れがあります。など
このため、○時○分に○○地区に対して高齢者等避難を発令しました。
お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方は、市の指定する避難所への避難を開始してください。
なお、避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所へ避難してください。
その他の方については、気象情報に注意し、避難の準備を開始してください。
これは、５段階の警戒レベルのうち、警戒レベル３にあたる情報です。

「避難指示」の伝達文

こちらは菊川市災害対策本部です。
・現在、菊川市に土砂災害警戒情報、○○川に氾濫危険情報が発表されています。
・○○川の水位が上昇し、今後、浸水が始まる恐れがあります。
・○○川の水位が避難判断水位を超えました。など
このため、○時○分に○○地区に対して避難指示を発令しました。
直ちにお近くの、市の指定する避難所へ避難してください。
外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。
なお、○○付近は冠水により道路の通行ができませんので、十分注意して避難してください。
これは、５段階の警戒レベルのうち、警戒レベル４にあたる情報です。

「緊急安全確保」の伝達文

緊急放送！緊急放送！災害発生。警戒レベル５。命を守る最善の行動をとってください。緊急放送！緊急放送！災害発生。警戒レベル５。命を守る最善の行動をとってください。こちらは、菊川市災害対策本部です。○○地区に洪水に関する警戒レベル５、緊急安全確保を発令しました。
・現在、菊川市に大雨特別警報が発表されています。
・○○地区の○○川の堤防から水があふれだしました。現在○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。
とにかく川や水から離れてください。
外が危険な場合は、屋内の高いところに避難してください。

（１）　連絡先一覧表

ア　関係機関連絡先

機　関　名	電話番号	FAX番号	無線電話番号 (5又は8-)
国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所	053-466-0116	053-466-0122	―
国土交通省平田出張所	73-2051	73-2969	―
静岡地方気象台	054-286-3411	054-286-6922	836-9106
静岡県水防本部（河川砂防局）	054-221-3259	054-221-3260	700-3259
静岡県西部地域局	0538-37-2209	0538-37-3678	707-6010
静岡県袋井土木事務所	0538-42-3217	0538-42-3270	802-6020
静岡県袋井土木事務所掛川支所	22-6275	22-0934	814-9106
菊川警察署	36-0110		―

イ　報道機関連絡先

機　関　名	電話番号	FAX番号
静岡新聞御前崎支局	63-0069	85-3785
静岡新聞掛川支局	22-3344	24-6029
中日新聞菊川・御前崎通信部	73-5533	73-5578
中日新聞掛川支局	24-4358	24-5133
毎日新聞掛川通信部	24-7500	24-7500
読売新聞掛川通信部	22-2558	22-2574
朝日新聞掛川通信局	23-3131	23-3000
郷土新聞	24-0551	22-0155
静岡放送掛川支局	22-8677	22-8676
テレビ静岡掛川通信部	29-5129	29-5129
ＮＨＫ掛川報道室	22-1933	22-1940、23-5632
静岡朝日テレビ報道部	054-251-3301	054-251-4120
静岡第一テレビ掛川支局	29-6100	29-6100

ウ　福祉避難所連絡先

名称（住所）	電話番号	FAX番号
（社）和松会（松秀園）	63-1100	73-6355
（社）和松会（清松園）	73-2662	73-3915
（社）白翁会（喜久の園）	37-1231	37-1139
（社）白翁会（光陽荘）	36-5051	35-5870
（社）草笛の会（草笛作業所）	73-5239	73-2908
（社）草笛の会（かすが）	73-5280	―
（社）草笛の会（菊川寮）	73-6202	―
東遠学園	35-2753	35-2799

（福）Mﾈｯﾄ東遠（地活ｾﾝﾀｰ含む）	73-1033	－
（福）Mﾈｯﾄ東遠（きくがわ作業所）	28-9711	－

（２） 関連用語

読み 用語	意味
あ行	
あんだーぱす アンダーパス	道路が鉄道路線や他の道路、河川等との交差において、立体的にその施設の下をくぐり通し、交差させ、スムーズな交通の流れにするための交差の仕方を言う。
いっすい　えっすい 溢水・越水	川などの水があふれ出ること。堤防がないところでは「溢水（いっすい）」、堤防のあるところでは「越水（えっすい）」を使う。
か行	
がいすいはんらん 外水氾濫	堤防を有さない河川では、水位の上昇に伴い河川水があふれ、徐々に浸水域や浸水深が増加する現象及び堤防を有する河川で破堤した場合、泥土を多量に含んだ相当量の氾濫流が高速で流れ出し、浸水深や浸水域が一気に増加する現象。
かんすい 冠水	田畑や作物などが水をかぶること。
きけんすいい 危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こる恐れがある水位。
けいかいすいい 警戒水位	出水時に災害が起こる恐れがある水位。水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位。同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動の準備に入る水位。
けっかい 決壊	堤防が崩壊し、川の水が堤防から流れ出すこと。
こうずい 洪水	河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること、及び破堤または堤防からの越水が起こり河川敷の外側に水があふれること。
こうずいよほう 洪水予報	大雨などにより災害が発生する恐れがある場合に出される。気象庁が発表する洪水予報と国土交通省と気象庁が共同で発表する洪水予報がある。国土交通省は二つ以上の都府県に渡る河川、又は流域面積の大きい河川で大きな損害が生じる恐れがあるとして指定している。
こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難 ※警戒レベル３	避難指示を行うことが予想されるため、避難のための準備を呼びかける情報のこと。
けいかい 警戒レベル	防災情報を５段階の警戒レベルにより提供することで受け手側が情報の意味を直感的に理解しやすいものとし、住民の主体的な行動を支援する。

さ行	
さいがいたいさくほんぶ 災害対策本部	都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。
さいぽすれーだー サイポスレーダー	静岡県土木総合防災情報のことで、降雨量、河川水位の観測データーを配信するシステム。
じかんうりょう 時間雨量	正時と正時の間（例：９時から10時）の１時間の雨量。
じしゅぼうさいかい 自主防災会	「自分たちの生活地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織。
しんすい 浸水	もの（住宅等）が水に浸ったり、水が入り込むこと。床下浸水、低地の浸水など。
しんすいそうていくいきず 浸水想定区域図	洪水予報指定河川において計画で想定している洪水が発生したときに、被害が想定される沿線地域を対象として、万が一破堤した場合の浸水想定区域及びその水深を示したもの。
すいい 水位	川の水面の高さ。多くは川底からの高さで表現される。
た行	
どうほうむせん 同報無線	同時通報用無線施設のこと。
とくべつけいかいすいい 特別警戒水位	警戒水位を超える水位で避難判断の参考のひとつとなる水位。
どしゃさいがい 土砂災害	大雨や地震が誘因となって、がけが崩れだし土砂や石の混じった水が谷や川から流出することで人命・財産の損害をもたらす現象を示す。土砂災害の発生原因となる自然現象には土石流・がけ崩れ、地すべりなどがある。
な行	
ないすいはんらん 内水氾濫	河川の水位上昇により、これに合流する小河川や水路の排水ができなくなった場合や降雨量に対して小河川などの処理能力が追いつかない場合に発生する現象をいう。
は行	
はいすいきじょう 排水機場	河川の水を強制的に排水するために設けられた排水ポンプを備えた施設のこと。
はてい 破堤	堤防が決壊すること。
はんらんちゅういすいい 氾濫注意水位	氾濫の起こる恐れがあり、注意を要する水位のこと。
はんらんきけんすいい 氾濫危険水位	氾濫により被害が発生する可能性が非常に高いと判断する水位のこと。

ひなんじょ 避難所	被災により自宅等で生活できない場合や、被害の恐れがある場合に住民を受け入れ、保護する施設のこと。
ひなんじょうほう 避難情報	避難に必要な情報のことで、ここでは「高齢者等避難」「避難指示」のことをいう。
ひなんばしょ 避難場所	住民が身の安全を確保するため、避難所等への避難に際して避難する場所のこと。
ひなんはんだんすいい 避難判断水位	氾濫により被害が発生する可能性が明らかに高まり、避難行動を開始しなければいけないと判断する水位のこと。
ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者	要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び（日本語が話せない、読めない。）外国人等）のうち、避難をする際に支援者を必要とする者
ひなんしじ 避難指示 ※警戒レベル４	災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、人命を災害から保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町長は地域の居住者、滞在者に対し避難のための立退きを指示しすることができる。 被害の危険が切迫したときに発せられる情報のこと。
ひもん　ひかん 樋門・樋管	川から取水したり川へ排水するために、堤防を横切って埋設して作られた水路のこと。
や行	
ようはいりょしゃ 要配慮者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに配慮を要する方のこと。 一般的に高齢者、障害のある方、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語を理解できない外国人等のこと。
ら行	
りゅうそく 流　速	水などが流れる速さのこと。

〈参考　災害対策基本法（抜粋)〉

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

２ 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

３ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

４～８（略）

土　砂　災　害　編

目　　次

1　土砂災害
（1）対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所…… 19
ア　がけ崩れ　　イ　土石流　　ウ　地すべり
（2）避難情報の対象となる避難すべき区域…… 19
（3）避難情報の発令の判断基準…… 19
ア　避難情報発令の時期への配慮…… 20
イ　避難情報の解除…… 20
（4）避難情報の発令基準…… 20
ア　避難情報の発令基準…… 20
イ　雨量・土砂災害に係る情報の入手方法…… 21
ウ　留意事項…… 22
エ　参考…… 22
（5）避難情報の伝達方法…… 23
災害時要援護者への伝達方法…… 23
（6）避難情報の伝達文（例）…… 23

2　参考資料…… 24
（1）連絡先一覧表…… 24
ア　関係機関連絡先…… 24
イ　報道機関連絡先…… 25
ウ　福祉避難所連絡先…… 25
エ　土砂災害の恐れのある災害時要援護者関連施設一覧…… 25
（2）関連用語…… 26

土砂災害には、土石流、がけ崩れ、地すべりがある。

土石流とは、山腹や谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流される現象であり、がけ崩れとは、降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象である。

また、地すべりとは、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面方向に移動する現象をいう。

（１）対象とする災害要因及び警戒すべき区間・箇所

斜面などの地形状況、過去の災害実績等を踏まえ、対象とする土砂災害及び警戒すべき箇所を次のとおりとする。

ア　がけ崩れ

傾斜度が30度以上で高さが５ｍ以上の斜面のうち、土砂が崩れた場合に人家等の被害が想定される急傾斜地崩壊危険箇所（610箇所、該当地区にはハザードマップ配布済み）を警戒すべき箇所とする。

イ　土石流

土石流の発生の恐れがある渓流において、扇頂部から下流で勾配が概ね２度以上の区域で、土石流の発生により人家等の被害が想定される土石流危険箇所（83箇所）を警戒すべき箇所とする。

ウ　地すべり

空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域（当市では、地すべり防止区域４箇所）のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある区域とする。

（２）避難情報の対象となる避難すべき区域

ア　急傾斜地崩壊危険箇所（急傾斜地崩壊危険区域を含む）及び土石流危険箇所の保全対象を含む箇所を避難すべき区域とする。

（３）避難情報の発令の判断基準

対象とする避難情報については次のものがあり、それぞれの情報の特性は以下　のとおりである。

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3	高齢者等避難	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル4	避難指示	①通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	①通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生している状況 ※災害が発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令するもの。	既に災害が発生しているため命を守る最善の行動をとる

ア　避難情報発令の時期への配慮

住民が避難するためには、避難情報を市から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の情報伝達手法の整備状況や避難所等の位置等から、必要な時間を確保する。

イ　避難情報の解除

発令した避難情報の解除は、大雨警報（土砂災害）の解除を目安に、避難住民が安全に帰宅できることを総合的に判断し発令する。

（４）　避難情報の発令基準

ア　避難情報の発令基準については、以下の基準を参考に、今後の気象予測（大雨（土砂災害）警報、解析雨量・降水短時間予報等）や現地状況等を含めて総合的に判断する。

種別	高齢者等避難 警戒レベル３	避難指示 警戒レベル４
がけ崩れ 土石流 地すべり	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）となった場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ③強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予測されている場合	①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となり、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り・渓流の水量の変化等）が発見された場合

（ア）台風情報等、土砂災害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「高齢者等避難」の発令を行う。

（イ）地域住民が自ら前兆現象を発見した場合は、その周辺の住民等は、各人が判断して指定避難所等への立ち退き避難を行う必要があるが、その連絡を受けた市が、その現場を確認した上で、情報を発令するのかしないのか判断することを基本とし、住民に対しては、直ちに自主的避難することを促すこととする。

（ウ）土砂災害においては、がけ崩れ、土石流等が発生してからの避難及び救護は困難であるため、兆候を確認したときは、直ちに高齢者等避難を発表し、状況に応じて早期に避難指示を行う。

（エ）大雨特別警報（土砂災害）発表時には、避難情報の対象地区の範囲が十分であるか再度確認する。

イ　雨量・土砂災害に係る情報の入手方法

雨量情報

方法	住民入手	アクセス方法
サイポスレーダー （静岡県土木総合防災情報）	○	ホームページアドレス http://sipos.pref.shizuoka.jp
気象庁からの情報	○	ホームページアドレス http://www.jma.go.jp/index.html

水位情報

方法	住民入手	アクセス方法
土砂災害警戒情報	―	①県危機管理局（防災行政無線FAX） ②県砂防課（メール、電話）
気象庁防災情報提供ｼｽﾃﾑ （５kmメッシュで表示）※	○	ホームページアドレス http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/
静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信ｼｽﾃﾑ （１kmメッシュで表示）※	○	ホームページアドレス http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/index.html

※　システムの利用にあたっては、インターネット上のブラウザはファイヤーフォックスで確認すること。

ウ　留意事項

運用にあたっては、次の事項に留意する。

（ア）土砂災害警戒情報や気象注意報などの重要な情報については、発信者である県砂防課や静岡地方気象台に降雨状況の見通しや他市町での被害状況など、事態の切迫性を示す付帯情報を確認すること。

（イ）西部地域局、警察などの関係機関と被害情報等に関する情報交換を密に行いつつ、危険箇所がどの様な状況になっているか、災害や前兆現象が発生していないか等、県の総合防災情報システム（アシストⅡ）を活用するとともに、消防団、自主防災会とも連携して広域的な状況把握に努めること。

（ウ）事前現象のため不測の事態も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難するよりは、事態の切迫した状況等に応じて、被害が想定される区域外の建物等に避難することが適切であることを想定しておくこと。

エ　参考

避難情報の発令基準として活用する「土砂災害警戒情報」は、県砂防課と静岡地方気象台が共同で発表するもので、内容については次のとおりとする。

（ア）土砂災害警戒情報は、解析雨量（60分間積算雨量）※１と土壌雨量指数※２の２つの指標を組み合わせて設定された監視基準（ＣＬライン）を基に発表される。

なお、監視基準は、地域の地質や過去の災害状況を踏まえ５km四方（メッシュ）ごとに設定されている。

※１：解析雨量とは、全国に展開されている気象レーダーとアメダス等の地上の雨量計を組み合わせて、１km四方（メッシュ）の細かさで解析した雨量分布で、雨量計の観測網にかからない局所的な強雨が把握できる。

※２：土壌雨量指数とは、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数で、指数が高いほど、がけの重みが増し、崩壊する危険性が高くなる。

監視基準イメージ図（スネークグラフ）

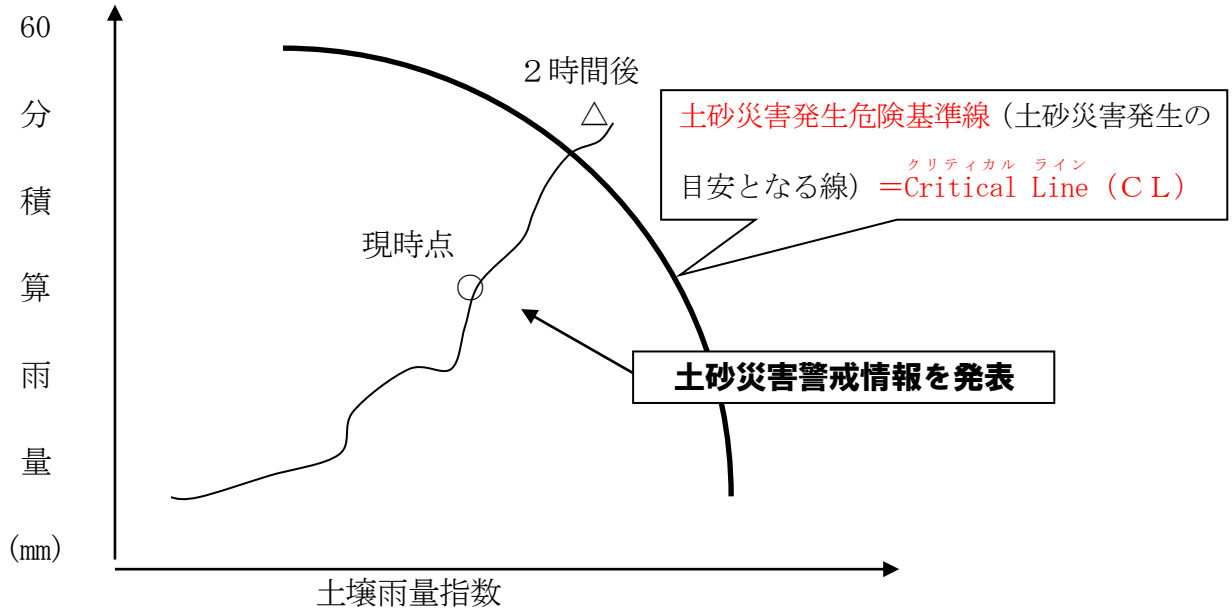

（５） 避難情報の伝達方法

水害編と同じ

要配慮者への伝達方法
水害編と同じ

（６） 避難情報の伝達文（例）

避難情報を出す場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所について具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況もあわせて伝達すること」に配慮することとし、次の例文を基本とする。

高齢者等避難の伝達文
こちらは菊川市災害対策本部（広報きくがわ）です。 ・現在、菊川市に大雨（土砂災害）警報が発表されています。 ・これまでの雨や今後の予想から、土砂災害の発生が予想されます。 ・近隣のがけから、わき水が増えており、がけ崩れの恐れがあります。　など このため、○時○分に○○地区に対して高齢者等避難を発令しました。 お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方は、市の指定する避難所への避難を開始してください。 なお、避難所までの避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。 その他の方については、気象情報に注意し、避難の準備を開始してください。

これは、５段階の警戒レベルのうち、警戒レベル３にあたる情報です。
避難指示の伝達文
こちらは菊川市災害対策本部です。 ・現在、菊川市に土砂災害警戒情報が発表されています。 ・土砂災害が発生する危険が非常に大きくなりました。 ・○○裏で擁壁に亀裂の発生が確認されました。　など このため、○○地区に対して避難指示を発令しました。 直ちにお近くの、市の指定する避難所へ避難してください。 なお、○○付近は冠水により道路の通行ができませんので、十分注意して避難してください。 これは、５段階の警戒レベルのうち、警戒レベル４にあたる情報です。
「緊急安全確保」の伝達文
緊急放送！緊急放送！災害発生。警戒レベル５。命を守る最善の行動をとってください。緊急放送！緊急放送！災害発生。警戒レベル５。命を守る最善の行動をとってください。 こちらは、菊川市災害対策本部です。 ○○地区に土砂災害に関する警戒レベル５、緊急安全確保を発令しました。 ・○○地区にがけ崩れが発生しました。 ・現在○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。 とにかく山やがけから離れてください。 また避難が危険な場合は、屋内で土砂から離れる部屋、屋内の高いところ、２階以上に避難してください。

（１）　連絡先一覧表

ア　関係機関連絡先

機　関　名	電話番号	FAX番号	無線電話番号 (5又は8-)
国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所	053-466-0116	053-466-0122	―
国土交通省平田出張所	73-2051	73-2969	―
静岡地方気象台	054-286-3411	054-286-6922	836-9106
静岡県水防本部（河川砂防局）	054-221-3259	054-221-3260	700-3259
静岡県河川砂防局砂防課	054-221-3042	054-221-3564	700-3042
静岡県西部地域局	0538-37-2209	0538-37-3678	707-6010
静岡県袋井土木事務所	0538-42-3217	0538-42-3270	802-6020

静岡県袋井土木事務所掛川支所	22-6275	22-0934	814-9106
菊川警察署	36-0110		―

イ　報道機関連絡先

機　関　名	電話番号	FAX番号
静岡新聞御前崎支局	63-0069	85-3785
中日新聞御前崎通信部	85-3100	85-3049
郷土新聞	24-0551	22-0155
静岡放送掛川支局	22-8677	22-8676
テレビ静岡掛川支局	21-4161	21-4161
静岡新聞掛川支局	22-3344	24-6029
毎日新聞掛川通信部	24-7500	24-7500
読売新聞掛川通信部	22-2558	22-2574
朝日新聞掛川通信局	23-3131	23-3000
ＮＨＫ掛川通信部	22-4629	23-5632
静岡朝日テレビ報道部	054-251-3301	054-251-4120
静岡第一テレビ報道部	054-283-8131	054-283-6509

ウ　福祉避難所連絡先

名称（住所）	電話番号	FAX番号
（社）和松会（松秀園）	63-1100	73-6355
（社）和松会（清松園）	73-2662	73-3915
（社）白翁会（喜久の園）	37-1231	37-1139
（社）白翁会（光陽荘）	36-5051	35-5870
（社）草笛の会（草笛作業所）	73-5239	73-2908
（社）草笛の会（かすが）	73-5280	―
（社）草笛の会（菊川寮）	73-6202	―

エ　土砂災害の恐れのある災害時要援護者関連施設一覧

名称	所在地
内田デイサービスセンター	下内田2218－2
デイサービスかなで	下内田4044－1
松寿園　特別養護老人ホーム	菊川市棚草 1261
松寿園　短期入所生活介護	菊川市棚草 1261
和松会デイサービスセンター	菊川市猿渡 260-1
小規模多機能型居宅介護施設ひまわり	中内田5017－6
ひかり保育園	下平川 2115-2
認定こども園堀之内幼稚園	堀之内 69

認定こども園愛育保育園	**堀之内 69**
認定こども園　双葉こども園	**本所 2227-1**
六郷小学校	本所 2200
河城小学校	吉沢 556
菊川東中学校	本所 670
県立小笠高校	静岡県菊川市東横地 1222-3
常葉大学附属菊川中・高校	静岡県菊川市半済 1550
和松会デイサービスセンター	**菊川市猿渡 260-1**
清松園　施設入所支援	**菊川市猿渡菊川市棚草 1284**
清松園　短期入所	**菊川市猿渡菊川市棚草 1284**
清松園　生活介護	**菊川市猿渡菊川市棚草 1284**
松風苑（いきいきサロン）	菊川市棚草 1258
軽費老人ホーム和松園	菊川市棚草 1258

（２）　関連用語

読　　み 用　　語	意　　味
あ行	
おおあめけいほう 大 雨 警 報	大雨によって、重大な災害の起こる恐れがある旨を警告して、気象庁が行う予報のこと。
か行	
かいせきうりょう 解 析 雨 量	国土交通省河川局・道路局と気象庁が全国に設置しているレーダー、アメダス等の地上の雨量計を組み合わせて、降水量分布を１km四方の細かさで解析したもの。
くずれ がけ崩れ	雨で地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、斜面が突然崩れ落ちる現象のこと。前ぶれもなく突然起こることが多く、スピードも速いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人が多く死者の割合も高くなる。地震が原因で起きることもある。
さ行	
土砂災害発生危険基準線 クリティカル　ライン ＝Critical Line（ＣＬ）	土砂災害警戒避難基準雨量の設定において、土砂災害が発生しやすい降雨水準である領域と土砂災害が発生しにくい領域を分けるため設定する線のこと。
じすべり 地すべり	粘土などのすべりやすい層を境に、その地面がそっくりズルズル動き出す現象のこと。地割れで田畑や家が壊されたり、押し出された土砂や地面の移動のために、道路や建物が広い範囲で被害を受ける。

すねーくぐらふ スネークグラフ	静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムにおいて、縦軸に60分積算雨量、横軸に土壌雨量指数で表し、ＣＬライン（監視基準）との関係を示すグラフのことである。
ぜんちょうげんしょう 前 兆 現 象	土砂災害の前に発生する渓流や斜面などの日常とは異なる現象。注意深く観察することで土砂災害の発生を早期に予測して避難に繋がることがある。 ①がけ崩れ前兆現象：がけからの水が濁る。がけに亀裂が入る。小石がバラバラ落ちてくる。 ②土石流の前兆現象：山鳴りや立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる。雨が降り続いているのに、川の水位が下がる。川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる。 ③地すべりの前兆現象：地面にひび割れができる。沢や井戸の水が濁る。斜面から水が吹き出す。
た行	
どしゃさいがい 土砂災害	土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂移動を伴う災害のこと。
どしゃさいがいけいかいじょうほう 土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町を特定し、静岡県と静岡地方気象台が共同して発表する情報のこと。市町長が避難情報の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としています。
どじょううりょうしすう 土壌雨量指数	気象庁で採用している土砂災害発生の危険性を判断するための降雨指標のこと。「実際降っている雨量の解析値」を基に、「川などへ流出した量とさらに深い地下へ浸透した量」を引いた雨量をモデル化し、各タンクの貯留量の合計を「土壌雨量指数」として作成している。数値が大きいほど土砂災害や洪水など大雨による災害発生の可能性が高くなる。土砂災害警戒情報発表の監視にも使用している。
どせきりゅう 土石流	大量の土･石･砂などが集中豪雨などの大量の水と混じりあって、津波のように出てくる現象のこと。流れの先端部に大きな石があることが多いため、破壊力も大きくスピードも速いので悲惨な被害を及ぼす。
ら行	
ふんかんせきさんうりょう 60分間積算雨量	60分前から現在までの雨量を積算したもの。土砂災害警戒情報発表の監視にも使用している。

12－１　菊川市医療救護計画、菊川市医療救護計画　様式・資料編、「菊川市医療救護計画」救護施設一覧表

菊川市医療救護計画（令和５年12月末現在）

（令和５年度修正版）

第１　医療救護計画策定の目的

予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に、地域住民の生命、健康を守るために、災害時医療救護体制を確立する。

第２　医療救護計画策定の基本的な考え方

１　市は、医療救護体制を確立し、医療救護活動の万全を期すため、市の実情に合わせた医療救護計画（以下「計画」という。）を策定する。

２　地域住民は、「自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守る」を基本として、家庭救護及び自主防災会による相互扶助体制を確立する。

３　この計画は、県下全域での甚大な被害の発生が予想される南海トラフ巨大地震等に対応することを想定して策定するものであるが、風水害等のその他の災害についても、必要に応じて、この計画で定める体制の中で対応する。

４　この計画の策定に当たっては、現行の救急医療体制を活用することとし、小笠医師会、菊川市立総合病院等の全面的な協力を得て策定し、静岡県病院協会等の医療関係団体及び地域の自主防災組織並びに県の医療救護計画との連携を図る。

５　この計画は、第４次地震被害想定（レベル１）（以下「被害想定」という。）における死傷者数を勘案して策定する。

６　医療救護の対象者は、以下のとおりとする。ただし、軽易で家庭救護で対応できる程度の者を除く。

(1)　直接災害による負傷者

(2)　医療の中断が致命的となる患者

(3)　日常的に発生する救急患者

(4)　災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者

７　医療救護の対象者を以下のとおり区分する。

(1) 重症患者　　生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者

(2) 中等症患者　多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが、入院治療を必要とする者

(3) 軽症患者　　上記以外の者で医師の治療を必要とする者

８　医療救護施設は、菊川市災害対策本部長が指定する救護所及び救護病院とし、それぞれ施設が機能を分担し、医療救護活動の機能を充分発揮できるよう努める。

９　医療救護施設（災害拠点病院を除く。）における医療救護活動は、原則として、各医療救護施設の管理者の指示により行い医療救護活動の終了等は、市災害対策本部長の指示により行うものとする。

10　市で対応できない広域的な医療救護活動を行うときは、隣接市町、県及び国の応援を得るも

のとする。

11　医療救護にかかる費用については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合における同法の規定又は現行保険制度により取り扱う。

12　医療救護に当たる民間の医師等の損害補償については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合における同法の規定その他により取り扱う。

13　市は、計画に基づく医療救護体制に沿った防災訓練を、医療関係団体及び医療機関等と定期的に実施することにより、実践的能力を高め、災害時における迅速かつ円滑な医療救護活動の実現を図るものとする。

第３　医療救護計画の内容

１　医療救護施設

(1)　救護所

救護所は、原則として軽症患者に対する処置を行うものとし、必要に応じ、中等症患者及び重症患者に対する応急処置も行うものとする。

ア　設置及び組織

(ｱ) 市長は、保健福祉センター及び家庭医療センターを救護所に指定する。

(ｲ) 救護所の管理者は、健康づくり課長とし、市災害対策本部長の指示により活動する。

(ｳ) 救護所の医療体制は、原則として、医師１名、薬剤師１名、看護師２名、補助者１名をもって医療チームを構成する。

(ｴ) 市長は、医師、看護師及び救護所運営協力者の配置について、小笠医師会等とあらかじめ協議して定める。

イ　担当業務

(ｱ) 重症患者、中等症患者、軽症患者の振分け（以下「トリアージ」という。）

(ｲ) 軽症患者に対する処置。ただし、必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置

(ｳ) 救護病院及び災害拠点病院への患者搬送手配

(ｴ) 医療救護活動の記録

(ｵ) 死亡確認及び遺体搬送の手配（死体の検案）

(ｶ) その他必要な事項

ウ　運　営

(ｱ)　市は、注意情報が発せられた場合、警戒宣言が発せられた場合又は突然発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に設備の点検を行い、また、その設置等も迅速に行うものとする。

(ｲ)　医療チームは、注意情報及び警戒宣言の有無にかかわらず発災後直ちに所定の救護所に集合し、医療救護活動を開始するものとする。

(ｳ) 救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、可能な限り、予備の医療チームを編成するよう配慮する。

(ｴ) 救護所の管理者は、被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には、市災害対策本部に必要な措置を要請する。

エ　施設設備

(ｱ) 救護所の施設は、耐震性が確保されている建築物及び学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。

(ｲ) 救護所の設備は、おおむね次のとおりとする。

a　テント

４方幕付テント

b　医療機器、医薬品等

創傷セット、熱傷セット、骨折セット、蘇生セット、輸液セット

c　ベット等

組立式簡易ベット、担架、発電機、トリアージタッグ等雑備品

(ｳ) 救護所における給食・給水等について避難所に係る措置と併せて行う。

(2) 救護病院

救護病院は、重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。

ア　設置及び組織

(ｱ) 市長は、一般病床を有する既存病院で、その病院の地震防災応急計画における対応上、医療救護活動が実施可能な病院として、菊川市立総合病院を救護病院に指定する。

(ｲ) 組織は、同病院の組織をもって充てる。

(ｳ) 市長は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。

イ　担当業務

(ｱ) トリアージ

(ｲ) 重症患者及び中等症患者の処置及び収容

(ｳ) 災害拠点病院、広域搬送拠点への患者搬送手配

(ｴ) 医療救護活動の記録

(ｵ) 死亡確認及び遺体搬送の手配（死体の検案）

(ｶ) その他必要な事項

ウ　運営

(ｱ) 救護病院の管理者は、注意情報が発表された場合、警戒宣言が発せられた場合又は突然発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等、医療救護活動に関する計画を作成する。

(ｲ) 救護病院の管理者は、注意情報が発表された場合、警戒宣言が発せられた場合又は突然発災した場合、直ちに院内状況及び医療救護活動状況を広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）へ入力することにより市長（市地震災害警戒本部、市災害対策本部）に報告（様式332-2）し、被災により病院の機能に支障が生じたと認める場合には、必要な措置を要請する。ただし、EMISが使用できない場合は、市（地震災害警戒本部長、市災害対策本部長）は静岡県医療救護計画の様式332-2（集計様式）により、救護病院の開設被害状況を、健康福祉センター（県災害対策本部の方面本部（以下「県方面本部」という。））を経由し、県（県地震災害警戒本部、県災害対策本部）に報告する。

(ｳ) 救護病院は、24時間診療体制とする。

エ　施設設備

(ｱ) 救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。

(ｲ) 救護病院の管理者は、施設設備の耐震化を図り、ライフラインの確保に努める。

(ｳ) 医薬品、給食、給水等については、市長が、当該病院の管理者と協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

2　救護体制の状況報告

市長（市地震災害警戒本部長、市災害対策本部長）は、注意情報が発表された場合又は突然発災した場合、静岡県医療救護計画の様式332-1により、救護所等の開設状況を健康福祉センター（県警戒西部方面本部又は県災害対策西部方面本部）を経由し、県（県地震災害警戒本部、県災害対策本部）に報告する。また、市長（市地震災害警戒本部長、市災害対策本部長）は、静岡県医療救護計画の様式332-2（集計様式）により救護病院の開設被害状況を健康福祉センター（県警戒西部方面本部又は県災害対策西部方面本部）を経由し、県（県地震災害警戒本部、県災害対策本部）に報告する。

3　医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

市長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても、状況に応じ、医療救護活動に参加できるよう、あらかじめ小笠医師会・救護病院・診療所の管理者等と十分に連携を図る。

4　搬送体制

市は、地域の実情に合わせて、搬送区分に応じた搬送体制を整備する。

(1) 搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮する。

ア　負傷者を、被災場所から市内の医療救護施設へ搬送する場合

イ　重症患者及び中等症患者を、市内の医療救護施設間で搬送する場合

ウ　市内の重症患者及び中等症患者を、他市救護病院等又は災害拠点病院へ搬送する場合

エ　重症患者をヘリコプターにより搬送するため、災害拠点病院又は救護病院などから最寄りのヘリポートまで搬送する場合

(2) 搬送方法

搬送方法は、被害状況に応じて、次の方法を考慮する。

ア　人力による方法

イ　車輌による方法

ウ　ヘリコプター等による方法

(3) 搬送の実施

災害時の患者搬送を円滑に行うため、市は、必要な車輌、搬送要員、器材及びヘリポート等の確保に努め、実施に当たっては、自主防災組織又は菊川市消防本部が行う救急業務を含め、弾力的に対応する。

なお、発災時には、直ちに安全管理体制を整えた使用可能なヘリポートを県災害対策本部西部方面本部に報告することとする。

(4)　その他

市は、医療救護施設における医療救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ死体安置所を定めておく等事前の措置を講ずることとする。

第４　準備体制

市は、注意情報が発表された段階で、次の準備体制に入る。

１　医療救護活動の準備を関係機関に要請する。

２　医療救護施設の準備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所等を設置する。

３　要救護者の搬送準備を行う。（ヘリポートの準備を含む。）

４　住民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。

５　警戒宣言時においても、緊急を要する患者に対して診察を行う医療機関を住民に対して周知する。

第５　広域計画

１　県計画に基づく体制の整備

市は、独自で対応できない事態を想定し、医療救護活動を円滑に遂行するため、県の広域計画に基づき、体制の整備を図るものとする。

２　県計画の内容

(1) 災害拠点病院の指定

ア　県は、災害拠点病院又は災害拠点精神科病院を指定する。

イ　県は、災害拠点病院の機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制の整備に努める。

(2) 広域医療搬送

広域医療搬送とは、大規模災害時の重症患者のうち、県内での治療が困難であって、発災直後から被災地外の医療施設において緊急に手術や処置などを行うことにより、生命・機能予後の改善が十分期待され、かつ搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を、被災地外の医療施設まで航空機で迅速に搬送し、根治的な治療を行うことである。

広域医療搬送の対象となる重症患者の症状例は、次のとおり。

広域医療搬送対象患者
頭、胸、腹部等に中等度の外傷がある患者
身体の一部が家屋に挟まれた等の既往がある患者（クラッシュ症候群）
全身に中等度以上の熱傷がある患者

ア　広域搬送拠点

地域	管内	広域搬送拠点
東部	賀茂・東部方面本部	愛鷹広域公園（沼津市）
中部	中部方面本部	静岡空港（牧之原市・島田市）
西部	西部方面本部	航空自衛隊浜松基地（浜松市）

イ　ＳＣＵ※（Stging care unit）の設置、運営

県は、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、広域航空搬送拠点にＳＣＵを設置、運営する。

ＳＣＵでは、静岡県ＤＭＡＴ調整本部の指揮の下、県外ＤＭＡＴを中心に広域医療搬送対象患者の容態安定化措置及び再トリアージを実施する。

※広域搬送拠点臨時医療施設：災害発生時、患者を被災地外へ航空機搬送する際の臨時医療施設。

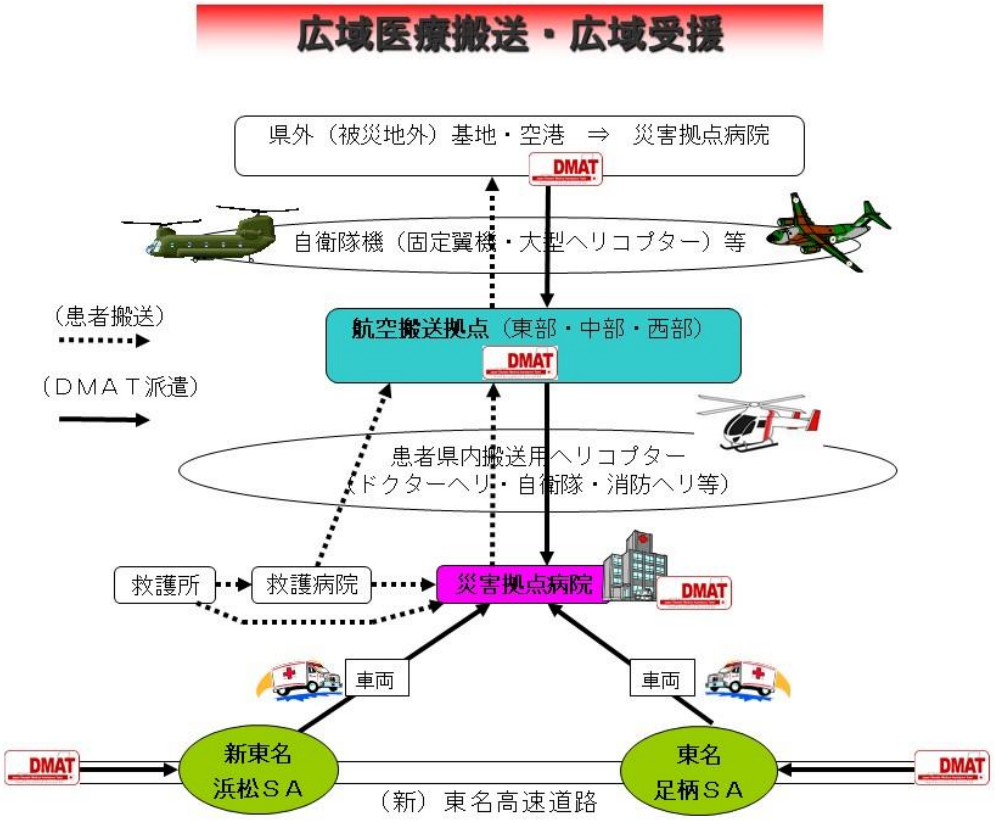

(3) 広域受援体制

大規模災害時は、非常に多数の負傷者の発生や、医療救護施設及び医療従事者の被災による医療機能の低下により、医療の需要と供給のバランスが大きく崩れ、県内の医療救護施設だけでは必要な対応ができない事態が想定される。

このため、県は、医療の需給バランスを可及的速やかに回復させるため、医療救護期間区分に応じた広域受援体制を整備し、被災地外から保健医療活動チームを受入れ、県内地域への配置調整を行う。

ア　災害超急性期（発災～48時間）

ＤＭＡＴの受入れ

(ｱ) 県は、国に対する広域医療搬送要請及び被災地外都道府県に対するＤＭＡＴ派遣要請により、県へのＤＭＡＴ派遣を要請する。

(ｲ) ＤＭＡＴは、被災地域での活動（病院支援、地域医療搬送、現場活動等）及び広域医療搬送活動（ＳＣＵ活動、航空機内の医療活動等）に従事する。

(ｳ) 県ＤＭＡＴ調整本部は、必要に応じて災害拠点病院等にＤＭＡＴ活動拠点本部を設置し、参集したＤＭＡＴの指揮及び調整等を行う。

ＤＰＡＴ先遣隊の受入れ

(ｱ) 県は、国に対する被災地外都道府県に対するＤＰＡＴ派遣要請により、県へのＤＰＡＴ派遣を要請する。

(ｲ) ＤＰＡＴ先遣隊は、本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等の役割を担う。

(ｳ) 県ＤＰＡＴ調整本部は、必要に応じてＤＰＡＴ活動拠点本部を設置し、参集したＤＰＡＴの指揮及び調整等を行う。

イ　災害急性期（３日～１週間）

県は各医療圏において、参集した医療チーム等を円滑に受入れ、適切に配置調整するコーディネート体制を整備する。

ウ　災害亜急性期～中長期（１週間～１ヶ月）

災害亜急性期以降は、被災地外都道府県が編成した医療チームによる支援が中心になると想定しており、県は、災害対策基本法第74条の規定に基づき、被災地外都道府県に医師等医療救護活動の応援を求める。

第６　医薬品等及び輸血用血液の確保・供給計画

県は県又は市町が行う医薬品等の確保・供給及び薬剤師の確保・派遣に関する業務を補完するため、災害薬事コーディネーターを委嘱する。地域災害薬事コーディネーターは応援薬剤師を受け入れ、必要な場所へ分配するなど救護所等における応援薬剤師の運用を行うほか、現場の医薬品等のニーズの把握を行う。

市は、医療救護に必要な救急用医薬品、医療材料、防疫用薬剤（以下「医薬品等」という。）及び輸血用血液の円滑な供給を図るため、県が作成した「大規模災害時における医薬品等の確保・供給マニュアル（平成29年３月）」に基づき、次のとおり確保・供給計画を策定する。

１　供給の要請

(1)　医療救護施設

ア　医薬品等が不足した場合は、以下の措置を講ずる。

(ｱ) 医療救護施設（救護所を除く）の管理者は、取引医薬品卸業者に供給を要請する。

(ｲ) 救護所の管理者は、市災害対策本部に調達・あっせんを要請する。

イ　輸血用血液

輸血用血液が不足した場合、医療救護施設の管理者は、管轄の血液センターに供給を要請する。これにより確保できない場合は、市災害対策本部に調達・あっせんを要請する。

(2)　市災害対策本部

医療救護施設の管理者及び救護所から要請を受けたときは、次により対応する。

ア　医薬品等

災害薬事コーディネーターを活用し、管内の医薬品卸業者等に対し、医薬品等の供給を要請する。市町において確保できない場合は、県方面本部に調達・あっせんを請求する。

イ　輸血用血液

県西部方面本部に調達・あっせんを要請する。

2　輸送手段

(1) 市災害対策本部

市において輸送手段が確保できない場合は、県西部方面本部に要請する。

3　薬剤師等の派遣

市災害対策本部は、救護所等において医薬品等の管理・服薬指導等を行う薬剤師が必要となり、市内において薬剤師が確保できない場合は、地域薬剤師会に要請し、県方面本部にその情報を共有する。

4　準備体制

管内の医薬品卸業者等及び地域薬剤師会対する連絡体制を確保する。

市は、小笠袋井薬剤師会と協定を締結し、災害時に必要な医薬品及び衛生材料等の引き渡しを要請できるようする。

第７　応援派遣体制

1　県は、県内における大規模事故や風水害などの局地災害や、県外における大規模災害の発生により、広域的な医療救護活動が必要な場合の応援派遣体制を整備する。

2　静岡ＤＭＡＴの設置

県は、「静岡ＤＭＡＴ設置運営要綱」に基づき、静岡ＤＭＡＴを設置し、静岡ＤＭＡＴ指定病院を指定する。

3　応援班の設置

県は、県内外における広域的な医療救護活動が必要と判断した場合に、広域的な医療チームの応援派遣を行うことを目的として、県内の病院のうち、災害時に医療チームの応援派遣が可能な病院の管理者に対し、応援班の設置をあらかじめ依頼する。

(1) 応援班の編成

応援班の編成は、原則として、次のとおりとする。

職種	人　数	精神科班
医　　師	１名	１名
薬　剤　師	１名	－
看　護　師	２名	１名
事 務 職 員	１名	１名
計	５名	３名

(2) 応援班設置数の基準

応援班は、原則として次の基準に基づき設置する。

常勤医師数	設置数
10人～19人の病院	１班
20人～29人　〃	２班
30人以上　　〃	３班

(3) 応援班の活動

応援班は、原則として、出動先の医療救護施設の管理者の指示に基づき医療救護活動を行う。

(4) 応援班の要請

医療救護施設（災害拠点病院を除く。）の管理者は、「ふじのくに防災情報共有システム」（以下FUJISAN」という。）に入力することにより応援班の要請を県災害対策本部西部方面本部に要請する。ただし、FUJISANが使用できない場合は、様式103を防災行政無線電話又は防災行政無線ファクシミリにより県西部方面本部へ要請を行う。

12－１　菊川市医療救護計画、菊川市医療救護計画　様式・資料編、「菊川市医療救護計画」救護施設一覧表

様式･資料　編

様式・資料編　目次

1　様式（大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領
(1) 様式332-１　　救護所等の開設状況
(2) 様式332-２　　救護病院等の開設・被害状況
(3) 様式332-２（集）救護病院等の開設・被害状況（集）
(4) 様式103　　医療救護班支援要請

2　資料
「菊川市医療救護計画」救護施設一覧・・・・・・・・・・・・・・　資料１
負傷者の搬送体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　資料２

資料１

「菊川市医療救護計画」救護施設一覧

《救護所》

当初は、菊川地区には「総合保健福祉センター」、小笠地区には「菊川市家庭医療センター」の２箇所の救護所を設置する。

救護所名	所在地	電話番号	FAX番号
総合保健福祉センター	半済1865	37-1111	37-1113
家庭医療センター	赤土1055-1	73-2267	73-5557

《救護病院》

救護病院名	所在地	電話番号	FAX番号
菊川市立総合病院	東横地1632	35-2135	35-4484

《ヘリポート位置》

番号	所在ヘリポート名	所在地	施設管理者	電話番号	機種別	広さ 巾×長さ(m)
1	菊川運動公園ヘリポート１ （ローンゲーム場）	西方898	市長	35-2111	小型	50×50
2	菊川運動公園ヘリポート２ （陸上競技場）	西方898	市長	〃	大型	100×177
3	消防防災ヘリポート	東横地385	市長	35-0119	中型	20×20
4	岳洋中学校グラウンド	下平川5430	校長	73-2400	大型	80×140
5	小笠北小学校グラウンド	嶺田59	校長	73-2054	中型	80×120
6	小笠南小学校グラウンド	高橋3503	校長	73-2220	中型	60×110
7	小笠東小学校グラウンド	川上1348-2	校長	73-2050	中型	75×110
8	おがさセントラルパーク	下平川1676-1	市長	35-2111	中型	55×75
9	小笠グラウンドゴルフ場	下平川531-11	市長	35-2111	中型	77×75

《災害拠点病院》

地　　域	病　院　名	電話番号
中　東　遠 ２病院	中東遠総合医療センター	0537-21-5555
	磐田市立総合病院	0538-38-5000

《医薬品備蓄センター》

管轄保健所	備蓄センター名	所在地	電話番号	主な管轄地域
西部保健所 （掛川支所）	東遠地区	掛川市板沢 1941-9、1941-17	22-3261	掛川市、菊川市 御前崎市

《血液センター》

名　　称	所　在　地	電話番号
静岡県浜松赤十字血液センター	浜松市東区中里町1013	053-421-3151

資料２

負傷者の搬送体制

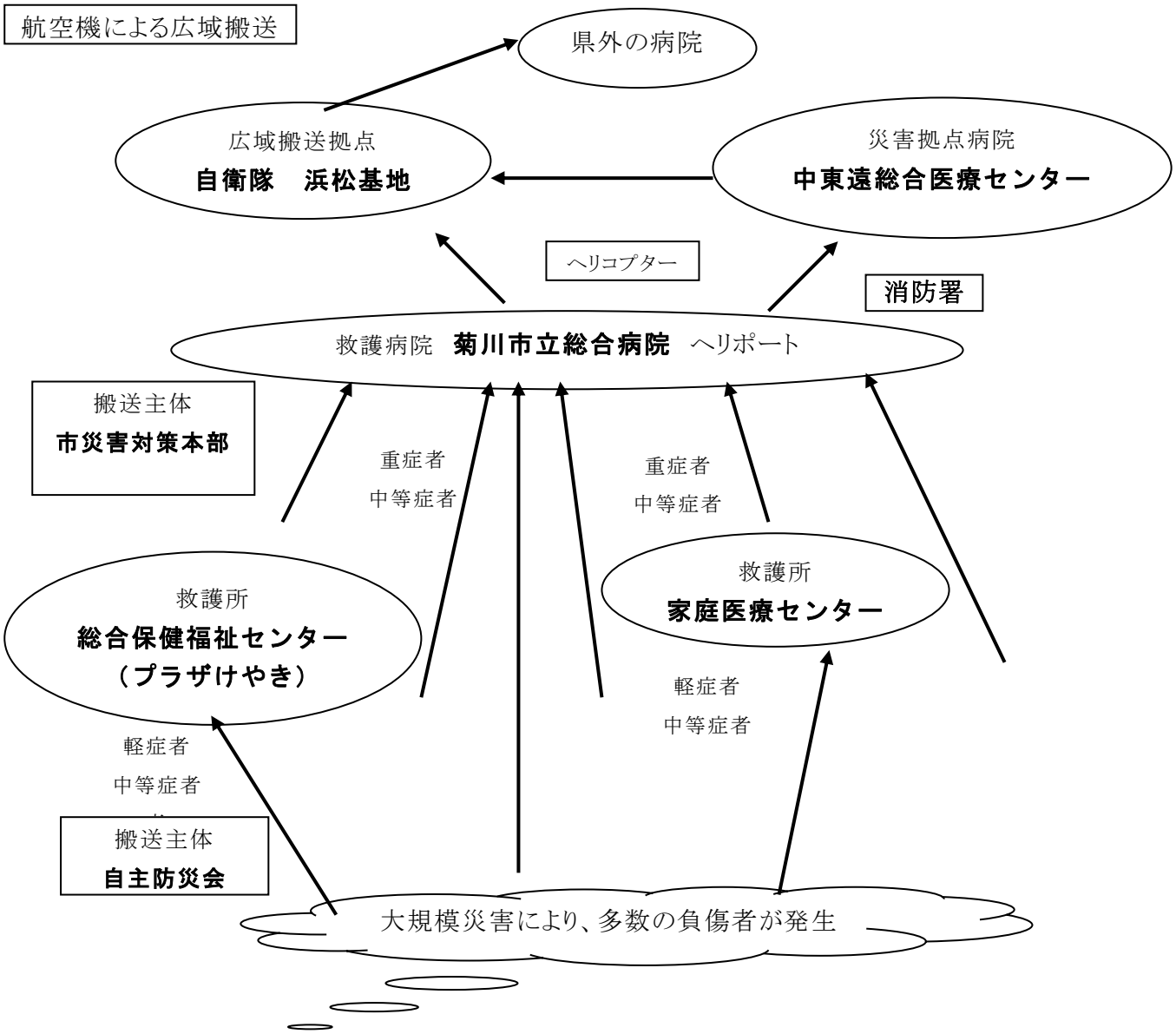

様式332-2(集) 救護病院等の開設・被害状況（集）

【処理欄】医療ネットしずおか入力：

救護病院 → 市町本部 → 県方面本部健康福祉班 → 県本部健康福祉部医療救護班（地域医療課） とりまとめ → 県本部指令部 → 県本部指令部

報告日時：　　年　　月　　日　　時　　分
報告組織・担当者名：

区分(※1)	病院名	救助活動の可・不可(※2)			手術機能等の状況(※3)				職員の状況(※3)					建物の状況（※4）	ライフライン等(※5)										空床状況		
		救助活動の可・不可	緊急連絡要請	診療可否	手術機能	検査機能	病棟機能	給食機能	医師	薬剤師	看護師	技師	その他職		電気系統	水	ガス系統	自動車交通可否	空調	自家発電燃料	電話系統	プロパンガス	徒歩交通可否	その他	一般病床数	空床数	仮設ベッド数

※区分欄、患者受入の可否欄、施設内被害状況欄は、該当番号を記入
※１：区分：①救護病院、②精神科病院
※２：救助活動の可・不可：①要（可）、②否（不可）
※３：手術機能等の状況及び職員の状況：①ほぼ計画どおり、②一部対応不能、③全く対応不能
※４：建物の状況：①ほとんど影響がない、②一部対応不能、③全く対応不能
※５：ライフライン等（電気、ガス、水、空調）の状況：①正常、②使用不可
リスト：

①	：救護病院	①	：要（可）	①	：ほぼ計画どおり可能
②	：精神科病院	②	：否（不可）	②	：一部対応不能
				③	：全く対応不能

①	ほと	①	：正常
②	一部	②	：使用不可
③	全く対応不能		

菊川市地震災害時給水対策計画

令和５年 12 月末現在

菊川市生活環境部水道課

目　　次

Ⅰ　総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　２
１　目的及び基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　２
２　給水対象地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　２
３　用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　２
４　水道施設の被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　３

Ⅱ　平常時対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　６
１　応急体制組織と業務の検討・・・・・・・・・・・・Ｐ　６
２　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３
３　応急対策資料の準備・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１４
４　被害想定と応援依頼・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５
５　職員に対する教育及び訓練・・・・・・・・・・・・Ｐ１６
６　市民に対する教育及び訓練・・・・・・・・・・・・Ｐ１６

Ⅲ　地震防災施設整備計画・・・・・・・・Ｐ１７

Ⅳ　地震防災応急対策・・・・・・・・・・・Ｐ１７

【注意情報発令時】
１　防災体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１７
２　応急対策準備の内容・担当業務・・・・・・・・・・Ｐ１７

【警戒宣言発令時】
３　防災体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１８
４　応急対策準備の内容・担当業務・・・・・・・・・・Ｐ１９

Ⅴ　災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０
１　応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０
２　応急対策の確立・応急給水・応急復旧・・・・・・Ｐ２０

Ⅰ　総　論

１　目的及び基本方針

この計画は、東海・東南海・南海地震が発生し、本市の水道施設が被害を受けた場合に、応急給水対策を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものであり、また、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づく地震対策強化計画の中の給水対策を具体化したものであり、菊川市民が必要とする最低限の水を確保することを目的とする。

２　給水対象地域

本給水対策計画の対象とする区域は、本市の行政区域全域とする。

３　用語の定義

本給水対策計画書で使用している用語の定義を表-1.3.1 に示す。

表-1.3.1　用語の定義

区分	用語		定義
対策本部	市	地震災害警戒本部	警戒宣言が発せられた場合、地震防災計画に基づいて設置される地震災害警戒のための対策本部
		災害対策本部	災害が発生あるいは発生の恐れがある場合、地震防災計画に基づいて設置される災害対応のための対策本部
		合議機関	発災直後から水道給水対策本部が設置されるまでの間、被災水道事業体及び先遣調査隊や情報連絡調整担当水道事業体からの派遣者等で構成される、応援要請の規模や内容等を決定する等の役割を担う機関
		水道給水対策本部	被災事業体に設置され、一般行政部局の災害対策本部との情報連絡調整の窓口、応援水道事業体の応援活動に対する指揮命令、応援水道事業体との職員派遣や資機材の調達等に関する調整を行う、現地の統括機関
	水道協会	日本水道協会救援本部	震度５（強）以上の地震等の発生をうけ、被災水道事業体の属する地方支部長等との協議により、大規模な支援が必要と判断された場合に、発災後２４時間以内に日本水道協会に設置され、被災情報の集約や国・関係団体等との連絡調整等を行う機関
水道事業体	被災水道事業体		地震により水道施設に被害を受けた水道事業体
	応援水道事業体		被災事業体に対して応急給水や応急復旧の応援を行う水道事業体
	情報連絡調整担当水道事業体		発災直後は、被災水道事業体が自ら被害情報や応援要請を発信することが困難なため、被災水道事業体に赴き、被害情報を集約し、連絡等の一元化を図り、被災水道事業体と協議しながら応援要請の規模や内容等を決定する等の役割を担う水道事業体
	先遣調査隊		日本水道協会救援本部が、震度６（強）以上の地震が発生した場合等において、応急給水や応急復旧等に必要な情報を収集する目的で、被災水道事業体に対して派遣する調査隊
	中継水道事業体		遠方からの応援隊の移動に対し、車両の待機場所や応援隊員の休憩場所等を提供するとともに、広域災害等で被災地の情報が明確でなく、応援先を確定できない場合に当面の目的地となる水道事業体
	支援拠点水道事業体		被災地の被害が甚大で、応援の長期化が避けられない場合や、物資の調達に支障が出た場合等に、効率的な応援体制の構築を実現する目的から、給水車への給水基地の提供、宿泊場所確保等の補助、情報連絡の補助を行う事業体

区分	用　　語	定　　義
地震対策	平常時対策	地震発生時の応急対策（ソフト対策）のための地震発生に備えた事前準備対策
	地震防災施設整備計画	水道施設の耐震化（ハード対策）等のための地震発生に備えた事前準備対策
	地震災害応急対策	注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間又は注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから地震が発生するまでの間又は警戒宣言解除宣言が出される間の事前に準備しておかなければならない応急体制組織を業務、関係機関との連携等の事前準備対策
	災害応急対策	地震発生後、応急体制を確立して行う応急給水や応急復旧等の対策
	初動体制	地震発生後、動員・配備した職員等により、震災初期の活動（情報収集・連絡、被害調査、緊急措置、応急給水等）を行う組織体制
	応急体制	応援事業体等を配備し、応急給水、応急復旧等を本格的に実施することができる体制
	応急給水	震災により断水が発生した場合、緊急の水需要に応ずるための臨時の給水、断水状態を把握した上で、応急給水計画を策定し、給水用車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する
	応急復旧	通水回復に向けて実施する被災水道施設の修繕（復旧） 被害状況の把握、緊急処置、応急復旧計画の策定を行い、上流側の施設と幹線管路、優先管路等から順次、実施する。応急復旧の後、仮設管等の仮設施設の本格復旧、地下漏水の調査・修繕等の恒久復旧を実施する
	給水基地	応急給水隊（応急給水班）に水を補給する浄水地や配水池等
	応急給水拠点	避難場所や病院など事前に設定された地点、及び仮設水槽等を設置した地点
	給水基地場所	応急給水拠点と巡回給水方式による巡回場所

4　水道施設の被害想定

この計画における地震災害は駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する、東海・東南海・南海地震（マグニチュード 8.0～8.7）とし、想定分布は、静岡県において平成 25 年 11 月に発表された「第４次地震被害想定結果」を参考とし、静岡県地域防災計画（地震対策編）に準じ次のとおり想定する。

（ア）　地震の規模　　マグニチュード 8.0～8.7（レベル１）
（イ）　震源域　　駿河トラフ・南海トラフ
（ウ）　菊川市の震度　　震度６弱～７

（1）　自己水源施設

取水施設は浅層地下水･湖沼水を水源としており、地盤の変化に伴い若干の損傷はあっても、大きな被害はないものと考えられるが、地下水については一時的に原水の濁りが発生するものと思われる。なお、水源は表-1.4.1 のとおりである。

表-1.4.1　　自己水源

Ｎｏ	水源名	種別	取水能力	所在地
1	富田第１水源	浅井戸	550 ㎥/日	富田 86-1
2	富田第２水源	浅井戸	550 ㎥/日	富田 599-4
3	富田第３水源	浅井戸	530 ㎥/日	富田 37-1
4	公文名水源	湖沼水	1,100 ㎥/日	西方 6742-1

（2）　受水施設

静岡県大井川広域水道企業団では、一級河川大井川水系川根本町の長島ダムの水を川口取水口から導水トンネルにより島田市相賀浄水場まで導水し、そこで浄化した水道水を増圧ポンプにより各調整槽に送水し、各市の受水槽へそれぞれ自然流下により送水しており、耐震管布設のため被害は少ないと思われる。

大井川広域水道企業団第１・２調整槽より倉沢・牛渕・丹野・牧之原・丹野原配水池へ、大井川広域水道企業団第３調整槽より広域小笠受水槽への管路に被害がない場合は、受水は止まらない。受水年次計画は表-1.4.2 のとおりである。

表-1.4.2　　受水年次計画　　（単位：㎥/日）

No	受水点	実績					計画		
		H30	R１	R２	R３	R４	R５	R６	R７
1	牛渕	8,317	8,256	8,478	8,400	8,424	8,492	8,493	8,493
2	倉沢	3,197	3,026	2,988	2,982	2,969	3,000	3,000	3,000
3	小笠	3,526	3,605	3,710	3,611	3,621	3,783	3,783	3,783
4	丹野	2,776	2,705	2,742	2,750	2,726	2,808	2,808	2,808
5	牧之原	282	285	327	348	341	375	375	375
6	丹野原	68	78	69	70	70	71	71	71
合計		18,166	17,955	18,314	18,161	18,151	18,529	18,530	18,530

（3）　浄水施設

公文名浄水場は、耐震化が図られているため被害は少ないと思われる。また、浄水場には非常用発電機を設置していることから、施設に甚大な被害がない限り運転が可能である。浄水施設は表-1.4.3 のとおりである。

表-1.4.3　　浄水施設

浄水場名	浄水施設	処理能力	所在地
公文名浄水場	傾斜板式沈澱池	4,000 ㎥/日	西方 6554-1
	急速濾過地	4,000 ㎥/日	
	除鉄・除マンガン装置	3,000 ㎥/日	

（4）　導・送水管

導水管については、公文名水源より公文名浄水場（φ350 ㎜延長 536m）、富田水源より公文名浄水場（φ150 ㎜延長 157m、φ200 ㎜延長 3,660m）は、耐震管布設のため被害は少ないと思われる。

送水管については、広域小笠受水槽より小笠配水池（φ200 ㎜延長 447m）、牛渕配水池より八王子水池（φ450 ㎜延長 1,265m、φ400 ㎜延長 635m）及び公文名浄水場から潮海寺配水池（φ250 ㎜延長 171m）は、耐震管布設のため被害は少ないと思われる。

（5）　滅菌設備

一定の耐震対策は施してあり、深刻な被害は比較的少ないと思われるが、注入設備及び配管系統に一部破損が生ずる可能性がある。

（6）　機械設備（揚水ポンプ）

一定の耐震対策は施してあり、深刻な被害は比較的少ないと思われるが、ポンプ廻りの配管継手部分の折損等が予想される。

（7）　電気設備

比較的安全であるものの、注意は必要である。

（8）　配水池及び緊急遮断弁

全ての配水池は耐震構造となっており、緊急遮断弁は設定遮断方法により作動し貯水量は確保できるものと思われる。配水池施設確保貯水量については表-1.4.4 である。

緊急遮断弁の設置状況については表-1.4.5 のとおりである。

表-1.4.4　配水池施設確保貯水量

No	配水池	構造	地盤	所在地	貯水能力	平均確保貯水量	備考
1	牛渕配水池	PC	Ⅱ種	牛渕 1557-3	5,000 ㎥	3,000 ㎥	H=107.50 L=100.00
2	八王子配水池	PC	Ⅱ種	半済 2870-6	5,000 ㎥	3,000 ㎥	H=86.75 L=79.05
3	倉沢配水池	PC	Ⅱ種	倉沢 669-1	3,000 ㎥	1,800 ㎥	H=113.50 L=106.00
4	潮海寺配水池	PC	Ⅱ種	潮海寺 353-3	3,000 ㎥	1,800 ㎥	H=86.75 L=79.05
5	小笠広域受水槽	PC	Ⅱ種	高橋 504-11	3,000 ㎥	1,800 ㎥	H=90.80 L=82.80
6	小笠配水池	PC	Ⅱ種	高橋 907	3,500 ㎥	2,100 ㎥	H=74.30 L=65.00
7	丹野配水池	SUS	Ⅱ種	丹野 934-4	3,500 ㎥	2,100 ㎥	H=74.30 L=64.30
8	牧之原配水池	SUS	Ⅱ種	牛渕 2132-18	510 ㎥	310 ㎥	H=173.50 L=167.50
9	丹野原配水池	PC SUS	Ⅱ種	丹野 1019-41	360 ㎥	220 ㎥	H=152.80 L=149.80
合　　計					26,870 ㎥	16,130 ㎥	

表-1.4.5　緊急遮断弁設置状況

No	配水池	遮断条件	震度設定（Gal）		遮断開度設定	設定流量	過流量設定	開度設定
			第 1	第 2				
1	牛渕配水池	過流速・震度	80	150	第 2 設定で全閉	1,200 ㎥/h	2 秒間継続	全閉
2	八王子配水池	震度	150		全閉	—	—	全閉
3	倉沢配水池	過流速・震度	80	150	第 2 設定で全閉	800 ㎥/h	—	全閉
4	潮海寺配水池	過流速・震度	80	150	第 2 設定で全閉	1,200 ㎥/h	—	全閉
5	小笠広域受水槽	過流速・震度	150	200	第 2 設定で全閉	600 ㎥/h	—	全閉
6	小笠配水池	過流速・震度	150	200	第 2 設定で全閉	600 ㎥/h	—	全閉
7	丹野配水池	過流速・震度	80	150	第 2 設定で全閉	1,000 ㎥/h	5 秒間継続	全閉
8	牧之原配水池	未設置						
9	丹野原配水池	未設置						

（9）　配水管

上水道の配水管延長は、令和４年度末現在約 363,325m で、ダクタイル鋳鉄管 186,111m（51.2%）、鋳鉄管 560m（0.2%）、ポリエチレン管 40,838m（11.2%）、ステンレス管 906m（0.2%）、鋼管 1,585m（0.4%）、硬質塩化ビニール管 133,205m（36.7%）、その他 120m（0.1%）で、耐震化率は 54.2%となっている。

そのうち、菊川地区南部及び小笠地区全域のほとんどが軟弱地盤地域に埋設されているため、硬質塩化ビニール管の折損または継手部の離脱や破損による甚大な被害が予想されてい

る。また、菊川地区においては、大部分がダクタイル鋳鉄管及び耐震性ポリエチレン管で埋設されており、それほど甚大な被害はないと考えられる。
なお、県の被害想定では、3.68 件/㎞としており、約 1,300 箇所の被害が想定される。

(10)　断水世帯と断水人口予想

発災直後からの断水状況は、第１節４（１）から（９）「水道施設の被害想定」等から推計した結果及び県の断水率想定に基づき想定した結果については、表-1.4.6 のとおりと推定する。

表-1.4.6　　断水状況の時系列的推移

《令和 5 年３月 31 日現在給水世帯：20,033 世帯・給水人口：46,811 人》※外国人含む

レベル１	断水率 ※1	断水影響予想	
		世帯（戸）	人口（人）
発災直後	９９％	19,833	46,343
１日後	９９％	19,833	46,343
１週間後	７２％	14,424	33,704
１か月後	４％	802	1,873

レベル２	断水率	断水影響予想	
		世帯（戸）	人口（人）
発災直後	１００％	20,033	46,811
１日後	９９	19,833	46,343
１週間後	８１	16,227	37,917
１か月後	３９	7,813	18,257

※1：断水率は「静岡県第４次地震被害想定」より

Ⅱ　平常時対策

地震発生時、注意情報発表時及び警戒宣言発令時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に事前に検討しておくべき応急対策や防災思想の普及・防災訓練等について定める。
平常時対策は、「１　応急体制組織と業務の検討【注意情報発令時】、【警戒宣言発令時】、【発災時】」、「２　関係機関との連携」、「３　応急対策資料の準備」、「４　被害想定と応援依頼の検討」、「５　職員に対する教育及び訓練」、「６　市民に対する広報及び訓練」により構成する。なお、応急体制組織、関係機関や応急対策資料等については、適宜更新していくものとする。

１　応急体制組織と業務の検討

平常時に事前に検討しておくべき、「地震防災応急対策」の際の【注意情報発表時】、【警戒宣言発令時】における地震災害警戒本部水道班の組織・業務及び「災害応急対策」における地震災害対策本部水道班の組織・業務について検討を行う。
【注意情報発令時】に実施すべき事項として、水道施設の復旧は管路図面等の万全の準備がその後の早急な復旧に寄与することから水道課内の組織準備、施設の稼働状況の確認や図面等の準備を行い、市民生活に対してもできるだけ影響を及ぼさないものであることとする。
なお、地域防災計画の上で【注意情報発表時】に「必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備を行うこと」とされていることから、地震災害警戒本部水道班の設置準備についても検討する。

【注意情報発表時】

（１）　初動体制の確立

注意情報発表時の職員の参集基準は、市防災計画における配備態勢とその基準に基づくものとする。なお、参集基準は表-2.1.1 に示す。

表-2.1.1　　配備態勢及び基準

区　分	配　備　基　準
第２次事前配備態勢	気象庁が、東海地域の地震、地殻活動に関する「調査情報（臨時）」を発表し、異常変化が継続している中で、市長が必要であると認めたとき
第３次事前配備態勢	注意情報が発表されたとき又は市長が必要であると認めたとき

（２）　応急体制の確立、応急給水、応急復旧の準備

（ア）　地震災害警戒本部水道班の設置準備

注意情報発表時には、地震災害警戒本部水道班の設置を準備する。なお、地震災害警戒本部水道班において次のことについて検討する。

・あらかじめ作成した想定地震の際の応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等
・他の水道事業体への応急給水、応急復旧の応援要請の方針
・その他震災時の応急対策に必要な事項

（イ）　水道班長

運営管理全般及び技術面の運営管理の統括を行う。

（ウ）　各係の担当業務

初動体制の円滑化及び水道施設の保全を図るため、基本的な業務内容と役割は　次のとおりとする。

１）庶務係

庶務係は関係機関等との情報連絡、応援事業体等への応援要請準備、必要な物資等の確保の準備を行う。

（情報連絡）

・他係及び関係機関との連絡調整
・地震災害関係情報（道路状況等）の確認
・水道施設の運転状況、応急給水・復旧計画の確認
・県等への運営状況報告
・市民への緊急貯水の呼びかけ
・広報、苦情処理等

（応援要請・物資等確保の準備）

・通信機器、緊急輸送車両確認証明書の確保準備
・応援事業体に対する応急給水・応急復旧の応援要請の準備
・物資等の確保の準備（食糧、医薬品、救援物資等）

２）応急給水係

応急給水係は、あらかじめ作成した想定地震の際の応急給水計画を準備し、応急給水の準備を行う。

（応急給水資機材等の準備）

・給水車の準備と車載品の確認
・車載用２㎥アルミタンク用車両の手配及び給水機器の確保及び機器の点検
・必要資機材及び燃料等の確保、手配
・車載用２㎥アルミタンク及び応急給水用ポリタンク・ポリ袋等の洗浄及び水道水の確保
・その他必要な事項の業務

３）復旧係

復旧係は、管路復旧については、あらかじめ作成した想定地震の際の応急復旧計画を準備し、応急復旧の準備を行う。

また、浄水場については、稼働状況の確認・点検を行うとともに市民の緊急貯水による給水量の増加対応を行うとともに配水池の貯水量の確保を行う。

（管路復旧資機材の準備）

・基幹管路、配水支管、給水管の応急復旧用資機材等の確保の準備
・作業用車両等の確保の準備

（緊急貯水対応、資機材の点検）

・水源、浄水場の確認・点検
・市民の緊急貯水による給水量の増加対応及び配水池の貯水確保
・緊急遮断弁の作動確認
・水質管理を強化し、末端給水栓の残留塩素濃度を 0.2mg/L 以上にする。
・その他必要な事項の業務を行う。

（エ）　緊急貯水に必要な水道施設の操作マニュアル

１）公文名浄水場に操作職員を常駐化
２）予備ポンプを点検し、ポンプの自動運転から手動運転に切り替えフル運転を行う。
３）予備滅菌薬品注入設備の点検
４）次亜塩素酸ナトリウム、PAC の残量の確認
５）自家用発電装置の点検
６）燃料の確保
７）各配水池の水位を確認し、貯水量を確保
８）静岡県大井川広域水道企業団からの受水状況を確認
９）水道施設全般の状況を明確に管理日誌に記載し、本部・水道班長に報告

（オ）　情報連絡体制

震災時の指揮命令や情報収集・広報等の情報連絡体制を表-2.1.2 に、日本水道協会の地方支部を拠点とする情報連絡体制を表-2.1.3 に、応援要請の流れを表-2.1.4 に示す。

表-2.1.2　　情報連絡系統図

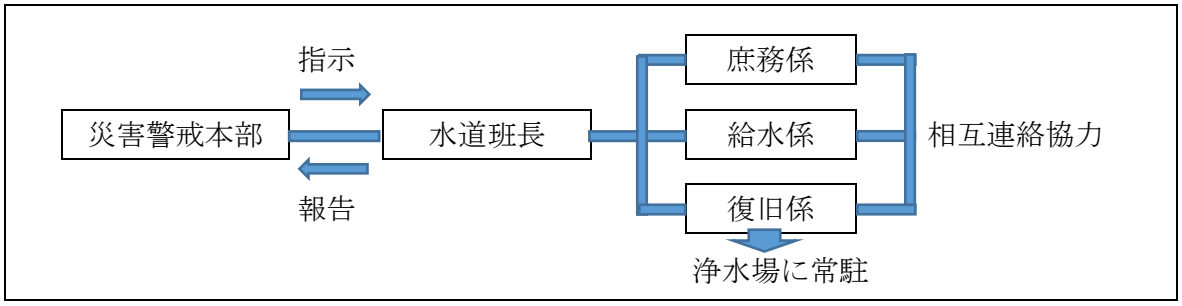

表-2.1.3　　日本水道協会の地方支部を拠点とする情報連絡体制図

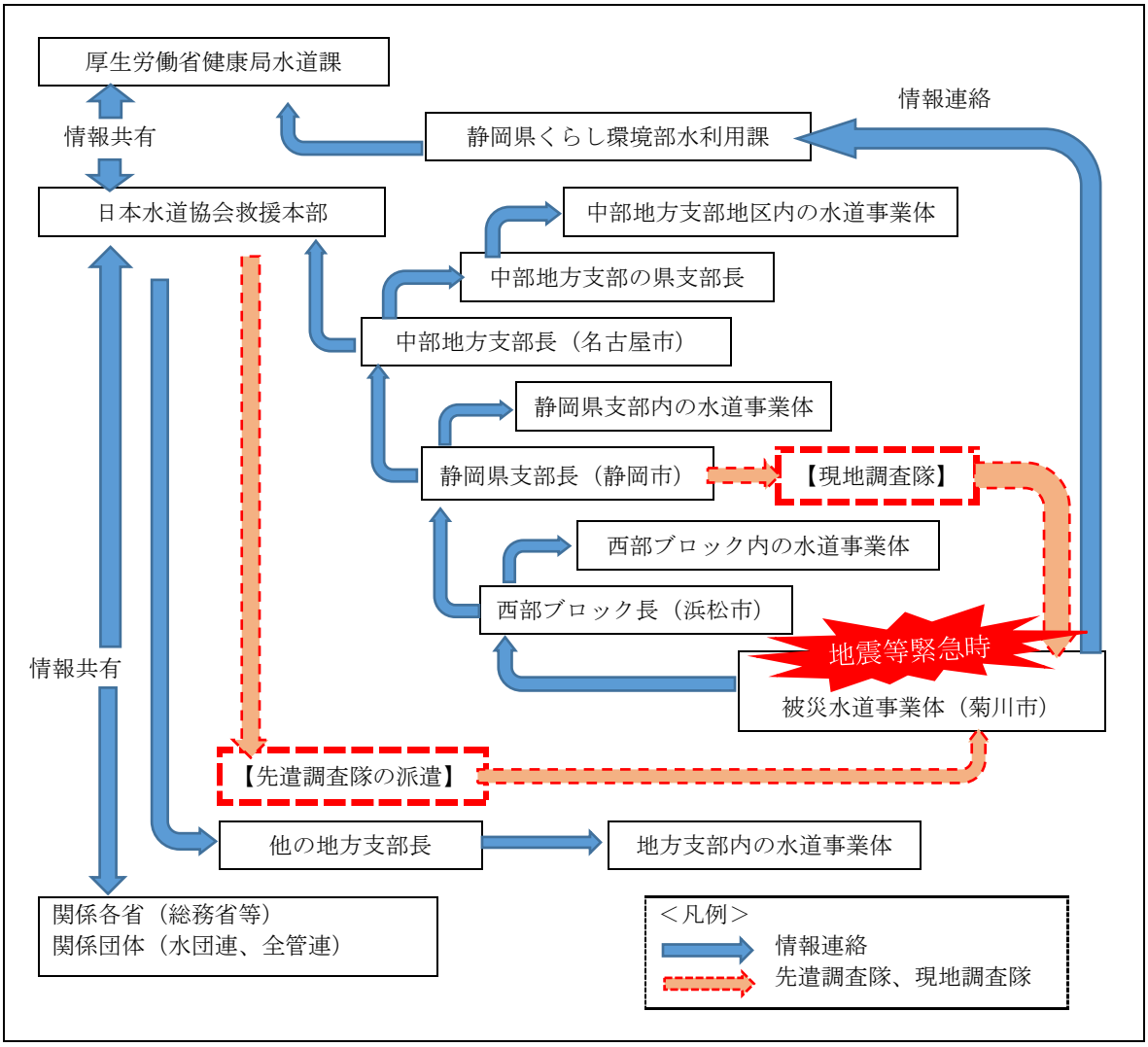

表-2.1.4　　日本水道協会の地方支部を拠点とする応援要請の流れ

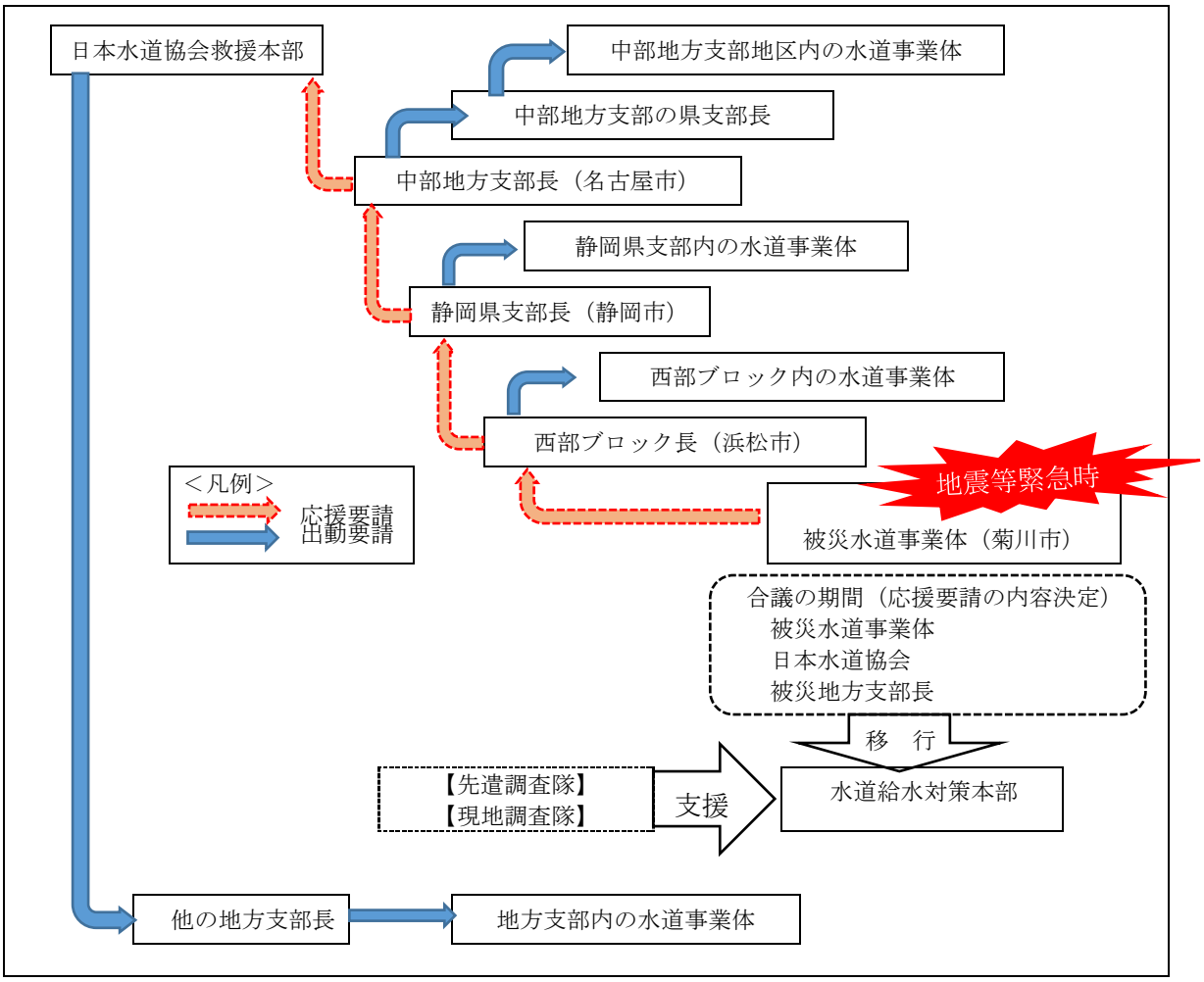

【警戒宣言発令時】

（１）初動体制の確立

警戒宣言発令時は、市地域防災計画における配備態勢とその基準に基づき直ちに参集する。

（２）応急体制の確立、応急給水、応急復旧の準備

（ア）地震災害警戒本部水道班の設置

警戒宣言発令時には、地震災害警戒本部水道班の設置する。なお、地震災害警戒本部水道班において次のことについて検討する。

・あらかじめ作成した想定地震の際の応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等
・他の水道事業体への応急給水、応急復旧の応援要請の方針
・その他震災時の応急対策に必要な事項

（イ）水道班長

運営管理全般及び技術面の運営管理の統括を行う。

（ウ）各係の担当業務

水道班応急対策係の基本的な業務内容と役割は次のとおりとする。

１）庶務係

庶務係は関係機関等との情報連絡、応援事業体等への応援要請準備、必要な物資等の確保の準備を行う。

（情報連絡）

・他係及び関係機関との連絡調整
・地震災害関係情報（道路状況等）の確認

・水道施設の運転状況、応急給水・復旧計画の確認
・県等への運営状況報告
・市民への緊急貯水の呼びかけ
・広報、苦情処理等

（応援要請・物資等確保の準備）
・通信機器、緊急輸送車両確認証明書の確保
・応援事業体に対する応急給水・応急復旧の応援要請の準備
・物資等の確保の準備（食糧、医薬品、救援物資等）

２）応急給水係
応急給水係は、あらかじめ作成した想定地震の際の応急給水計画を準備し、応急給水の準備を行う。

（応急給水資機材等の準備）
・給水車の準備と車載品の確認
・車載用２㎥アルミタンク用車両の手配及び給水機器の確保及び機器の点検
・必要資機材及び燃料等の確保、手配
・車載用２㎥アルミタンク及び応急給水用ポリタンク・ポリ袋等の洗浄及び水道水の確保
・その他必要な事項の業務

３）復旧係
復旧係は、管路復旧については、あらかじめ作成した想定地震の際の応急復旧計画を準備し、応急復旧の準備を行う。
また、浄水場については、稼働状況の確認・点検を行うとともに市民の緊急貯水による給水量の増加対応を行うとともに配水池の貯水量の確保を行う。

（管路復旧資機材の準備）
・基幹管路、配水支管、給水管の応急復旧用資機材等の確保の準備
・作業用車両等の確保の準備

（緊急貯水対応、資機材の点検）
・水源、浄水場の確認・点検
・市民の緊急貯水による給水量の増加対応及び配水池の貯水確保
・緊急遮断弁の作動確認
・水質管理を強化し、末端給水栓の残留塩素濃度を 0.2mg/L 以上にする。
・その他必要な事項の業務を行う。

（エ）緊急貯水に必要な水道施設の操作マニュアル
１）公文名浄水場に操作職員を常駐化
２）予備ポンプを点検し、ポンプの自動運転から手動運転に切り替えフル運転を行う。
３）予備滅菌薬品注入設備の点検
４）次亜塩素酸ナトリウム、PAC の残量の確認
５）自家用発電装置の点検
６）燃料の確保
７）各配水池の水位を確認し、貯水量を確保
８）静岡県大井川広域水道企業団からの受水状況を確認
９）水道施設全般の状況を明確に管理日誌に記載し、本部・水道班長に報告

（オ）情報連絡体制
震災時の指揮命令や情報収集・広報等の情報連絡体制を表-2.1.2 に、日本水道協会の地方支部を拠点とする情報連絡体制を表-2.1.3 に、応援要請の流れを表-2.1.4 に示す。

【発災時】
（１）初動体制の確立
震災時の職員の参集基準は、市防災計画における配備態勢とその基準に基づくものとす

る。なお、参集基準は表-2.1.5 に示す。
なお、勤務時間外に震度５弱以上の地震が発生した場合は、職員は身の周りの安全を確保して、定められた場所に自主参集することを基本とする。

表-2.1.5　　配備態勢及び基準

区分	配備基準	配備要員
第２次配備態勢	震度５弱の地震を観測し、気象庁が発表したとき	全員
第３次配備態勢	震度５強の地震を観測し、気象庁が発表したとき	全員

（２）応急体制の確立、応急給水、応急復旧

（ア）地震災害対策本部水道班の設置

震災時には、地震災害対策本部水道班を設置する。なお、地震災害対策本部水道班において次のことについて検討する。

・水道施設の被害状況を把握し、想定地震の被害と比較して、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等

・他の水道事業体への応急給水、応急復旧の応援要請の方針　・その他震災時の応急対策に必要な事項

（イ）水道班長

運営管理全般及び技術面の運営管理の統括を行う。

（ウ）各係の担当業務

水道班応急対策の基本的な業務内容と役割は次のとおりとする

１）庶務係

庶務係は関係機関等との情報連絡、応援事業体等への応援要請準備、必要な物資等の確保を行う。

（情報連絡）

・他係及び関係機関との連絡調整
・地震災害関係情報（道路状況・復旧状況等）の確認
・水道施設の被害・断水状況、応急給水状況、応急給水・復旧計画の確認
・県等への状況報告
・広報、苦情処理等

（応援要請・物資等確保）

・通信機器、緊急輸送車両確認証明書の確保
・応援事業体に対する応急給水・応急復旧の応援要請と配備
・宿舎・駐車場・給油所・車両整備所の確保
・物資等の確保（食糧、医薬品、救援物資等）
・応援者・職員に対する用務（依頼受付と処理）

２）応急給水係

応急給水係は、断水状況等を把握して、応急給水計画を策定し、給水車両等を用いて応急給水を行う。

（応援給水）

・給水車の準備
・給水拠点から車載用２㎥アルミタンク等により応急給水用ポリタンク等への応急給水活動
・給水を必要とする地区の調査、確認
・災害対策本部・水道班長に報告及び現場記録写真の撮影
・その他必要な事項の業務を行う

３）復旧係

復旧係は、 管路復旧及び浄水施設等について、被害状況の把握と緊急措置を行い、

応急復旧計画を策定し応急復旧を行う。

（取・送水施設の被害調査）
・公文名浄水場の点検確認及び操作
・各水源、配水池等の総点検及び確認
・緊急遮断弁作動公文名浄水場の点検確認及び操作
・停電の有無と復電の見込みの確認
・災害対策本部・水道班長への報告
・その他必要な事項の業務を行う

（送・配水管の被害調査）
・発時、導・送・配水管等の被害状況調査及び現場写真撮影
・災害対策本部・水道班長への報告
・応急給水の優先順位及び応急拠点給水路線の検討
・仮設配管の布設をするための復旧道路指定を道路管理者と協議

（復旧資機材の準備）
・資材業者及び水道工事店の在庫材の確保要請
・復旧工事用の機械等の手配

（復旧作業）
・上下水道組合に対し協力要請
・災害対策本部・水道班長の指示に基づき作業を開始
・応急給水拠点（仮設配管）及びポンプ場、配水池を中心に主要管路から復旧工事を進める
・工事記録写真の撮影
・各責任者は、復旧作業の進捗状況を取りまとめ水道班長に報告する

（エ）情報連絡体制

震災時の指揮命令や情報収集・広報等の情報連絡体制を表-2.1.2 に、日本水道協会の地方支部を拠点とする情報連絡体制を表-2.1.3 に、応援要請の流れを表-2.1.4 に示す。

2　関係機関との連携

震災時に、被害状況等を報告する国や県の水道担当部署、及び応援協定に基づき応急給水、応急復旧等の応援要請を行う水道事業体、地元業者等の関係機関一覧表を表-2.2.1 に示す。

表-2.2.1　関係機関一覧表

関　係　機　関		電話番号	ＦＡＸ番号
国・県	静岡県水資源課水道環境班	054-221-2420	054-221-3278
	西部健康福祉センター環境課	0538-37-2250	0538-37-2603
	袋井土木事務所掛川支所	0537-22-6275	0537-22-0934
	国土交通省平田出張所	0537-73-2051	0537-73-2969
水道	日本水道協会静岡県支部	054-251-0710	054-251-0710
	浜松市上下水道部水道総務課	053-474-7011	053-474-0247
	静岡県大井川広域水道企業団	0547-32-0136	0547-32-0130
施設管理	荏原実業株式会社静岡支社	054-289-3000	054-289-2988
	誠興電機株式会社	053-425-9977	053-425-3624
	大学産業株式会社	053-425-0021	053-425-2020
	理水化学株式会社名古屋支店	052-355-7717	052-355-6078
	森松工業株式会社静岡営業所	054-275-2125	054-275-2126
	シンク・エンジニアリング株式会社	055-941-6171	055-981-6174

関　係　機　関		電話番号	ＦＡＸ番号
資材	株式会社村松商店	053-431-0311	053-431-0171
	丸尾興商株式会社	0538-43-3121	0538-43-2590
	明和工業株式会社名古屋営業所	052-753-7660	052-753-7661
上下水道組合	アクアパイプ東亜	0537-73-4802	0537-73-5370
	有限会社河村配管	0537-36-2206	0537-35-5153
	株式会社菊南工業	0537-37-1788	0537-37-1789
	共和設備有限会社	0537-35-2714	0537-35-5154
	株式会社鈴木設備	0537-73-3202	0537-73-3907
	有限会社二俣配管	0537-73-2276	0537-73-2950
	株式会社ライフケア加藤設備	0537-37-0727	0537-37-0731

３　応急対策資料の準備

震災時の初動態勢、応急体制の確立、応急給水・応急復旧の活動を迅速かつ的確に行うための応急対策資料は表-2.3.1のとおりとし、これらを定期的に更新する。

これらの資料は水道課（水道事務所）と浄水場等に分散して保管する。

表-2.3.1　　応急対策資料

資　　料	補　足　説　明	※1	※2	※3	※4	※5
非常配備体制表 （電話連絡網兼用）	非常配備基準ごとに配備要員と電話連絡の流れを明記	○				
関係機関連絡リスト	震災時に情報連絡や応援要請を行う関係機関を対象に、電話番号、ＦＡＸ番号を明記	○				
指揮命令・連絡系統図	組織構成と情報連絡の流れを明記	○				
重要施設等位置図 （給水拠点と給水対象施設）	運搬給水基地、給水拠点、避難所、病院、福祉施設等の重要施設、水道課の位置等を明記	○	○			
水道施設一般平面図	水源、導水管、浄水場、送水管、配水池、配水本管、配水区域、これらのフローを明記	○		○		
設備等点検等チェックリスト	地震時の設備等の点検項目と異常が生じた場合の緊急措置を明記	○				
機器操作マニュアル	浄水場、ポンプ場の運転操作方法を明記				○	
機械・電気計装設備完成図書	浄水場、ポンプ場の設備構成を明記				○	
配管図	導水管、送水管、配水本管、重要施設に至る配水管、重要施設等を明記					○
管路復旧工事参考資料	使用管種、配管からの分岐方法、給水管の構成、道路仮復旧の方法等を明記 他事業体との使用が異なる資機材は、使用方法等々を示す。（仕切弁の回転方向等）	○				○

注）　※１　地震対策要綱の資料として整理しておく
　　※２　応急給水計画の立案や応援事業体等に対する応急給水場所等の掲示に使用
　　※３　応急復旧計画の立案に際し、ブロック（地区）の設定及びこれらの優先順位、作業分担の設定等に使用
　　※４　浄水場、ポンプ場等の運転操作、応急復旧に使用
　　※５　管路の復旧等に使用

4　被害想定と応援依頼

想定地震に対して、水道施設の被害を想定し、応援依頼業務を求めとものを表-2.3.1 に示す。東海・東南海・南海地震では、配水管の想定被害箇所は約 1,300 箇所となり、給水区域全域が断水すると想定され、被害が最も大きくなる。このような災害に対し、応急復旧・応急給水の目標を設定し、これを確保するための震災時応急対策の実施体制を求めると、給水車及び応急復旧人員は不足する。したがって、本市のみでは対応が困難であるため、表-2.4.1、2.4.2 に示す業務については、応援事業体の協力を得て実施することとする。

表-2.4.1　　想定地震による水道施設の想定被害と応援依頼業務

想定地震	水道施設の想定被害等	応急復旧・応急給水目標
東海・東南海・南海地震市内最大震度7	・浄水場等の主要施設は全面的な被害 ・配水管被害箇所 約 1,300 箇所 ・断水範囲　市内全域 ・断水人口　47,541 人 (令和 5 年 12 月末)	・応急復旧目標期間：４週間 所有給水タンク数：２ｔ　４基・１ｔ　２基 ・発災～３日　　３L/人・日 （給水車両等による） 47,541 人×３L／人・日×１／1,000＝142.62≒143 ㎥／人・日 ・発災４日～７日　　２０L/人・日 （配水本管付近の仮設給水栓等による給水及び給水車両等による） 47,541 人×20L／人・日×１／1,000＝950.82≒951 ㎥／人・日 ・発災８日～１０日　　５０L/人・日 （配水本管付近の仮設給水栓等による給水及び給水車両等による） 47,541 人×５０L／人・日×１／1,000＝2,377.05≒2,378 ㎥／人・日 ・発災１１日～１か月　　100L/人・日 （配水支管付近の仮設給水栓等による給水及び給水車両等による） 47,541 人×100L／人・日×１／1,000＝4,754.10≒4,755 ㎥／人・日

表-2.4.2　　水道施設の応急復旧のフローシート

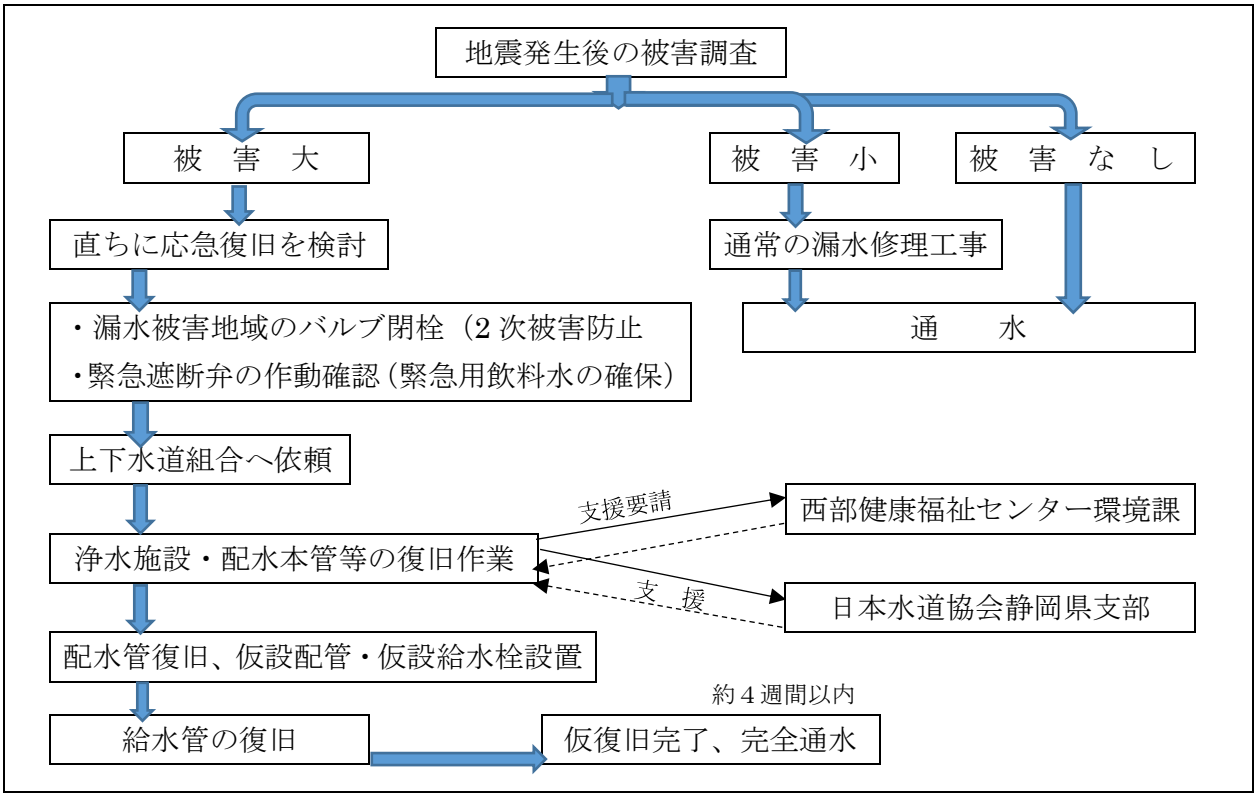

5　職員に対する教育及び訓練

職員に対して地震発生時に対処できるよう、地域と処置方法について教育及び訓練を実施するものとする。

（1）教育

担当職員に対する教育は、次の事項に重点を置いて実施する。

（ア）東海・東南海・南海地震の知識
（イ）警戒宣言及び地震予知情報、注意情報に関する知識
（ウ）地震による水道施設の被害想定
（エ）職員の事務分担及び行動指針(注意情報発表時、警戒宣言発令時の初動体制を含む)
（オ）応急復旧及び応急給水の対応
（カ）情報伝達系統等

（2）訓練

警戒宣言発令時及び地震発生時に的確な防災対策を実施するための訓練は、次の事項に重点を置いて実施する。

なお、他の自治体等と共同して訓練が実施される場合は、その自治体等との連携及び協議して定めた事項を加えるものとする。

（ア）出動訓練
　１）職員の動員・配備と水道給水対策本部の設営

（イ）　情報伝達訓練
　１）指揮命令事項の伝達
　２）被害状況等の情報収集・整理と市民等への広報
　３）各打合せの実施

（ウ）　水道施設の被害想定・緊急措置訓練
　１）施設・設備等の被害確認、緊急措置
　２）管路被害確認、緊急措置

（エ）　応援要請、受入・配備訓練
　１）応急給水、応急復旧の応援受入・配備

（オ）　応急給水訓練
　１）応急給水計画の策定
　２）応急給水の実施

（カ）　応急復旧訓練
　１）応急復旧計画の策定
　２）応急復旧工事の実施

（3）実施時期

前記の教育及び訓練は、次の時期に実施するものとする。

（ア）定期の教育・訓練　　年２回
　（総合防災訓練・地域防災訓練・情報伝達訓練）

（イ）随時の教育・訓練　　必要に応じて実施
　（施設操作訓練・出動訓練・応急給水及び応急復旧訓練）

6　市民に対する教育及び訓練

市民に対して注意情報発表時、警戒宣言発令時の緊急貯水、被災直後からの給水拠点及び給水方法、被災時の広報体制などについて広報及び訓練を実施するものとし、水道班は、その広報及び訓練に協力するものとする。

（1）市民に対する広報

市民に対する広報は、次の事項に重点をおいて実施する。

（ア）水道施設の被害・復旧の現状及び応急給水方法（給水拠点等）

（イ）　飲料水の確保（注意情報発表時・警戒宣言発令時の緊急貯水等）

（２）　市民に対する訓練

市民を対象に実施する訓練（または、市民が行う訓練への協力）は、次の事項に重点をおいて実施する。

（ア）　給水拠点及び仮設給水栓からの応急給水訓練

（イ）　自主防災組織の実施する給水訓練への協力

Ⅲ　地震防災施設緊急設備計画

地震による水道施設の被害や給水への影響を軽減するため、水道施設の耐震化を計画的に実施する必要がある。そのため、平成２０年３月の厚生労働省から提示されている「水道の耐震化計画等策定指針」に基づき、平成２４年１１月に策定した「水道施設管路耐震化計画」に基づき耐震化を進めていく。

なお、計画年度は、耐震化計画による整備年度とし。平成２０年１０月１日施行の「水道施設の技術的基準を定める省令」第一条第七号イにおいて規定される基幹管路等の状況の把握及び整備計画を記載している

Ⅳ　地震防災応急対策

注意情報発表時から警戒宣言が発令されるまでの間又は注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから地震発生するまでの間又は、警戒宣言が解除されるまでの間において、市が実施する応急対策について定める。

なお、注意情報発表時から警戒宣言が発令される目での間においては、管路図面等のできるだけ万全の準備がその後の早急な復旧に寄与するもの、又は、事前準備を行ったとしても市民生活に対しては影響を及ぼさないもののみを事前準備するものとする。また、観測情報が発表されたときは、職員を参集させ、情報収集・伝達及び連絡体制を確保するため、表-2.1.1（Ｐ７）に基づき参集する

【注意情報発表時】

１　防災体制の確保

注意情報発表後、「初動体制」を迅速に確立し、震災初期の活動を円滑に遂行できるよう準備を進める。

そのため、注意情報発表後、備蓄物資・資機材の確保・点検、物資調達の準備要請、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策準備、必要に応じて地震災害警戒本部水道班の設置の準備をするものとする。

また、注意情報発表時において、正しい情報を迅速に提供し市民の不安感の軽減を図るとともに、市民に対して貯水を呼びかける。

なお、注意情報発表時の参集基準を表-2.1.1（Ｐ７）に示す。

２　応急対策準備の内容・担当業務

初動体制の確立を行った後準備した、「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等の資料を活用し、震災時の応急対策の諸業務の事前準備を迅速かつ的確に実施する。

（１）水道班の設置準備

地震災害対策本部水道班の設置の準備を行う。

（２）水道班長

運営管理全般及び技術面の運営管理を行う。

（３）各応急対策班の担当業務

１）庶務係（Ｐ７参照）

庶務係は関係機関等と総合調整、情報連絡、貯水の励行を呼びかける市民対応、他事業体への応援要請の事前準備、要綱の準備、物資確保・用務の事前準備等を的確に実施する。

２）応急給水係（Ｐ７参照）

応急給水係は、 あらかじめ検討した想定地震の被害による断水状況が記載された応急給水計画を準備し、応急給水計画を準備し、応急給水体制、応援依頼の規模を予測する。

応急給水の事前準備は、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保状況等を想定して、応急給水班の業務内容に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方法を予測する。また、要綱・重要施設等位置図（給水拠点と給水対象施設）の準備、備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。

３）復旧係（Ｐ７参照）

復旧係は、あらかじめ検討した想定地震の管路被害が記載された応急復旧計画を準備し、応急復旧体制、応援依頼の規模を予測する。

管路の応急復旧の事前準備は、管路の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法や復旧優先路線について、幹線管路や避難所や医療施設に通じる管路を優先して順次再度検討する。また、要綱・配管図・管路復旧工事参考資料の準備、補修用備蓄物資・資機材の確認点検を行う。

また、浄水場の応急復旧の事前準備は、浄水施設等の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法について、上流側の施設から再度検討する。また、要綱・施設平面図・設備等点検等チェックリスト・機器操作マニュアル・機械・電気計装設備完成図書の準備、水道施設の安全点検、浄水施設の補修用備蓄物資・資機材の確認点検を行う。その再水質管理を強化するとともに飲料水の供給を継続する。

なお、応急復旧の事前準備として、その後に使う恒久復旧や災害査定申請に備え様式を準備する。

４）応急復旧・応急給水目標

（ア） 応急復旧目標

応急復旧期間は、水道施設の被害の大きさとともに、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して４週間とする。

（イ） 応急給水目標

応急給水期間は、震災後の水使用の増加を考慮して表-4.1.1 のとおりとする。

表-4.1.1　　応急給水の目標設定

地震発生からの日数	目　標　水　量	対応方法
地震発生～３日まで	３Ｌ	耐震性貯水槽、給水タンク車
４日～１０日	３～２０Ｌ	配水幹線付近の仮設給水栓、給水タンク車
１１日～２１日	２０～１００Ｌ	配水支線上の仮設給水栓、給水タンク車
２２日～２８日	１００Ｌ～被災前給水量（約２５０Ｌ/日）	仮設配管からの各戸給水、共用栓

【警戒宣言発令時】

１　防災体制の確保

警戒宣言発令時後、「初動体制」を迅速に確立し、地震防災応急対策を円滑かつ迅速に実施するための措置として、備蓄物資・資機材の確認・点検、物資調達の準備要請、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策準備、必要に応じて地震災害警戒本部水道班するものとする。

なお、注意情報発表時の参集基準を表-2.1.1（Ｐ６）に示す。

（１）警戒宣言発令後における配水指針

各家庭における飲料水の備蓄を前提とするため、配水停止しないものとし、市民の緊急貯水に対応しつつ、発災後の飲料水を確保するため配水池の水位を確保するものとする。

各家庭における飲料水備蓄を踏まえ、水質管理の強化を図るため、末端給水栓の残留塩素濃度を 0.2mg/Ｌ以上にする。

（２）作業マニュアル

ア）施設設備の点検及び操作事項

・職員はヘルメット等の安全装具を装着し、各施設に出動する。

・事務分掌に基づく業務を確認する。この時点で出動できない職員がいる場合は、その業務を　他の職員に割り振るものとする。

・配水池の水位効果を抑制しつつ、満水状態を保持する。

・末端給水栓の残留塩素濃度を 0.2mg/Ｌ以上確保し、水質管理の強化を図るため配水池の残留塩素濃度を調整する。

・薬品及び自家用発電用燃料の残量を確認及び取扱業者に補充を依頼する。

イ）復旧用車両及び資機材の点検、配備を行う。

ウ）電気・機械設備業者に対する協力要請を行う。

エ）予備電源（自家用発電機）の動作確認を行う。

オ）その他必要とする業務

（３）水道に係る工事中止措置

主要施設内において水道に係る工事を実施している場合、当該工事の担当者は、施工業者に工事の中止並びに地震発生時に当該水道施設及び周辺施設等へ被害が生じないように処置することを指示する。

４　応急対策準備の内容・担当業務

初動体制の確立を行った後準備した、「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等の資料を活用し、震災時の応急対策の諸業務の事前準備を迅速かつ的確に実施する。

（１）水道班の会議の開催

地震災害対策本部水道班の会議の開催

（２）水道班長

運営管理全般及び技術面の運営管理の統括を行う。

（３）各応急対策班の担当業務

１）庶務係（Ｐ７参照）

庶務係は関係機関等と総合調整、情報連絡、貯水の励行を呼びかける市民対応、他事業体への応援要請の事前準備、要綱の準備、物資確保・用務の事前準備等を的確に実施する。

２）応急給水係（Ｐ７参照）

応急給水係は、あらかじめ検討した想定地震の被害による断水状況が記載され　た応急給水計画を準備し、応急給水計画を準備し、応急給水体制、応援依頼の規模を予測する。

応急給水の事前準備は、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保状況等を想定して、応急給水班の業務内容に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方法を予測する。また、要綱・重要施設等位置図（給水拠点と給水対象施設）の準備、備蓄物資・資機材の確認・点検を行う。

３）復旧係（Ｐ７参照）

復旧係は、　あらかじめ検討した想定地震の管路被害が記載された応急復旧計画を準備し、応急復旧体制、応援依頼の規模を予測する。

管路の応急復旧の事前準備は、管路の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法や復旧優先路線について、幹線管路や避難所や医療施設に通じる管路を優先して順次再度検討する。また、要綱・配管図・管路復旧工事参考資料の準備、補

修用備蓄物資・資機材の確認点検を行う。
また、浄水場の応急復旧の事前準備は、浄水施設等の被害状況等を想定して、あらかじめ検討した応急復旧方法について、上流側の施設から再度検討する。また、要綱・施設平面図・設備等点検等チェックリスト・機器操作マニュアル・機械・電気計装設備完成図書の準備、水道施設の安全点検、浄水施設の補修用備蓄物資・資機材の確認点検を行う。その再水質管理を強化するとともに飲料水の供給を継続する。
なお、応急復旧の事前準備として、その後に使う恒久復旧や災害査定申請に備え様式を準備する。

4）応急復旧・応急給水目標

（ア）応急復旧目標
応急復旧期間は、水道施設の被害の大きさとともに、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して４週間とする。

（イ）応急給水目標
応急給水期間は、震災後の水使用の増加を考慮して表-4.1.1（Ｐ１８）のとおりとする。

Ⅴ　災害応急対策

1　応急対策

地震発災後、「初動体制」を迅速に確立し、震災初期の活動を行う。
初期活動では、水道施設の被害状況を調査し、想定地震による想定被害と比較し、これらを基に応急対策の実施体制を計画する。その結果、当事業体で対応できないことが判明した場合、他事業体に応援を依頼して「応急体制」を速やかに整備し、応急給水及び浄水施設・管路等の応急復旧を計画的に実施する。
なお、発災時の参集基準を表-2.1.5（Ｐ１２）に示す。

2　応急体制の確立、応急給水、応急復旧

（1）災害対策本部水道班

震災が発生した場合には、災害対策本部水道班を設置し、会議・業務を実施し、応急給水・応急復旧を計画的に進める。

（ア）水道班長
水道班を統括し、活動の指揮・命令を行う。

（イ）各係の担当業務
初動体制の確立を行った後、水道班の方針決定に基づき、事前に準備した「応急対策資料」及び「関係機関との連携」等の資料を活用し、応急対策の諸業務を迅速かつ的確に実施する。

1）庶務係
庶務係は関係機関等との情報連絡、応援事業体等への応援要請、必要な物資等の確保を迅速かつ的確に行う。

2）応急給水係
応急給水係は、地震発生による断水状況等を把握して、応急給水体制、応援依頼の規模を設定する。
応急給水は、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保状況等を踏まえて、応急給水係の業務に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に適切な給水方法を採用して実施する。
応急給水活動は、菊川市地域防災計画に基づき実施する。
水道班給水係により配水池７池を給水拠点として、車載用２㎥及び１㎥アルミ給水タ

ンク等を使用し、指定給水所へ搬送し、市民が持参した容器へ給水するものとする。
また、飲料水兼用耐震性貯水槽９基をもって。応急給水体制の充実を図るものとする。
応急給水水源は表-5.2.1、給水拠点は表-5.2.2 のとおりとする

表-5.2.1　　応急給水水源一覧表

名　称	材質	容　量	発生後の推定貯水量	
			%	m3
牛渕配水池	PC	5,000	60	3,000
八王子配水池	PC	5,000	60	3,000
倉沢配水池	PC	3,000	60	1,800
潮海寺配水池	PC	3,000	60	1,800
飲料水兼用耐震性貯水槽		400 (100t×4 基)	100	400
菊川地域計		16,400		10,000
小笠広域受水槽	PC	3,000	60	1,800
小笠配水池	PC	3,500	60	2,100
丹野配水池	SUS	3,500	60	2,100
飲料水兼用耐震性貯水槽		500 (100t×5 基)	100	500
小笠地域計		10,500		6,500
合　　計		26,900		16,500
牧之原配水池（予備）	SUS	510	60	306
丹野原配水池（予備）	SUS	360	60	216

※発生後の推定貯水量は、配水池内に常時平均で６０％以上の容量で運転しているため、最低レベルの６０％容量と位置付ける。

表-5.2.2　給水拠点一覧表（第１次給水：発災後１日目～3 日目）

給水拠点	給水箇所	対象人口 (人)	必要給水量 (㎥)	給水方法
災害対策本部	菊川市役所	5,687	52	飲料水兼用貯水槽 （１００㎥）
菊川市役所水道事務所	菊川市役所水道事務所前駐車場	1,512	14	飲料水兼用貯水槽 （１００㎥）
救護病院	菊川市立総合病院	―	―	
給水活動を実施する避難地(所)及び救護所	菊川市立総合病院 （救護病院）	6,235	57	飲料水兼用貯水槽 （１００㎥）
	総合保健福祉センター プラザけやき （救護所）	7,795	71	アルミ給水タンク （２㎥）
	家庭医療センター （救護所）	―	―	アルミ給水タンク （２㎥）
	菊川東中学校 （避難地・所）	3,620	33	飲料水兼用貯水槽 （１００㎥）
	菊川西中学校 （避難地・所）	9,825	89	飲料水兼用貯水槽 （１００㎥）
	岳洋中学校 （避難地・所）	4,473	41	飲料水兼用貯水槽 （１００㎥）
	小笠北小学校 （避難地・所）	3,395	31	飲料水兼用貯水槽 （１００㎥）
	小笠東小学校 （避難地・所）	2,324	21	飲料水兼用貯水槽 （１００㎥）
	小笠南小学校 （避難地・所）	2,675	25	飲料水兼用貯水槽 （１００㎥）

３）復旧係

復旧係は、管路及び給水装置は大部分が埋設されており、震災初期の段階で全体の被害を把握することは困難である。したがって、被害の実態が把握されるまでの間は、想定地震と発生地震の震度等を比較して、想定管路被害から発生地震による管路被害を想定し、応急復旧体制、応援依頼の規模等を設定する。

管路の応急復旧は、管路の被害状況を把握した上で、応急復旧方法や復旧優先路線を設定し、幹線管路や避難所や医療施設に通じる管路を優先して順次実施する。

また、浄水場の応急は、想定地震と発生地震の震度等を比較して、応急復旧体制、応援依頼の規模等を設定する。

なお、応急復旧、その後に使う恒久復旧や災害査定申請に備え様式を準備する。

復旧係は、水道施設の被害調査と復旧方針を健闘したのち、必要な資機材の調達や上下水道組合の応援を求め、復旧活動に努めるものとする。復旧は、第１に水源・浄水施設、第２に導・送水管、第３に各配水池間を連結する主要配水幹線路、第４に配水管の復旧作業を実施し、各指定給水所等に仮設共用水栓を設置し給水するものとする。

（ウ）その他

発災後の被害状況、応急給水、応急復旧状況等についての現場写真の撮影等、災害復旧費補助申請に備え、次の点を留意するものとする。

・被災の事実を証明するため、復旧前に被災箇所全部にわたって被災状況の明確な写真を、周辺風景を入れ、黒板とともに複数枚撮影する。
・工事伝票等の証拠書類は一連番号を付け整理し保管する。
・設備の故障については、メーカーの点検報告書を用意する。（日付、印入り）
・地震の観測記録を入手する。
・災害復旧費補助金の事務のため、県を通じて厚生労働省へ水道施設被害情報（速報・報告）の提供を行う。
・災害査定に向けての準備を県と調整して行う。
・復旧方法は、原則現型復帰を行うものとするが、重要施設・基幹管路については耐震化を視野に入れた検討を行う。
・仮設配管等の必要な仮設は補助対象として実施する。
・仮設配管は被災管と同口径、同延長及び分岐に必要な経費を計上する。（全損の場合は全額、再使用の場合は損料計上）
・調査設計業務委託、補助対象とする。（但し、申請書作成委託は対象外）
・施工は裁定内容を基本とする。

＜参考図書＞
・水道事業実務必携（全国簡易水道協会）
・上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
・厚生労働省所管施設水道施設災害復旧費調査要領
・災害復旧事業の実務に関する手引き

１３-２　応急給水活動フローチャート

応急給水活動フローチャート（令和５年12月末現在）

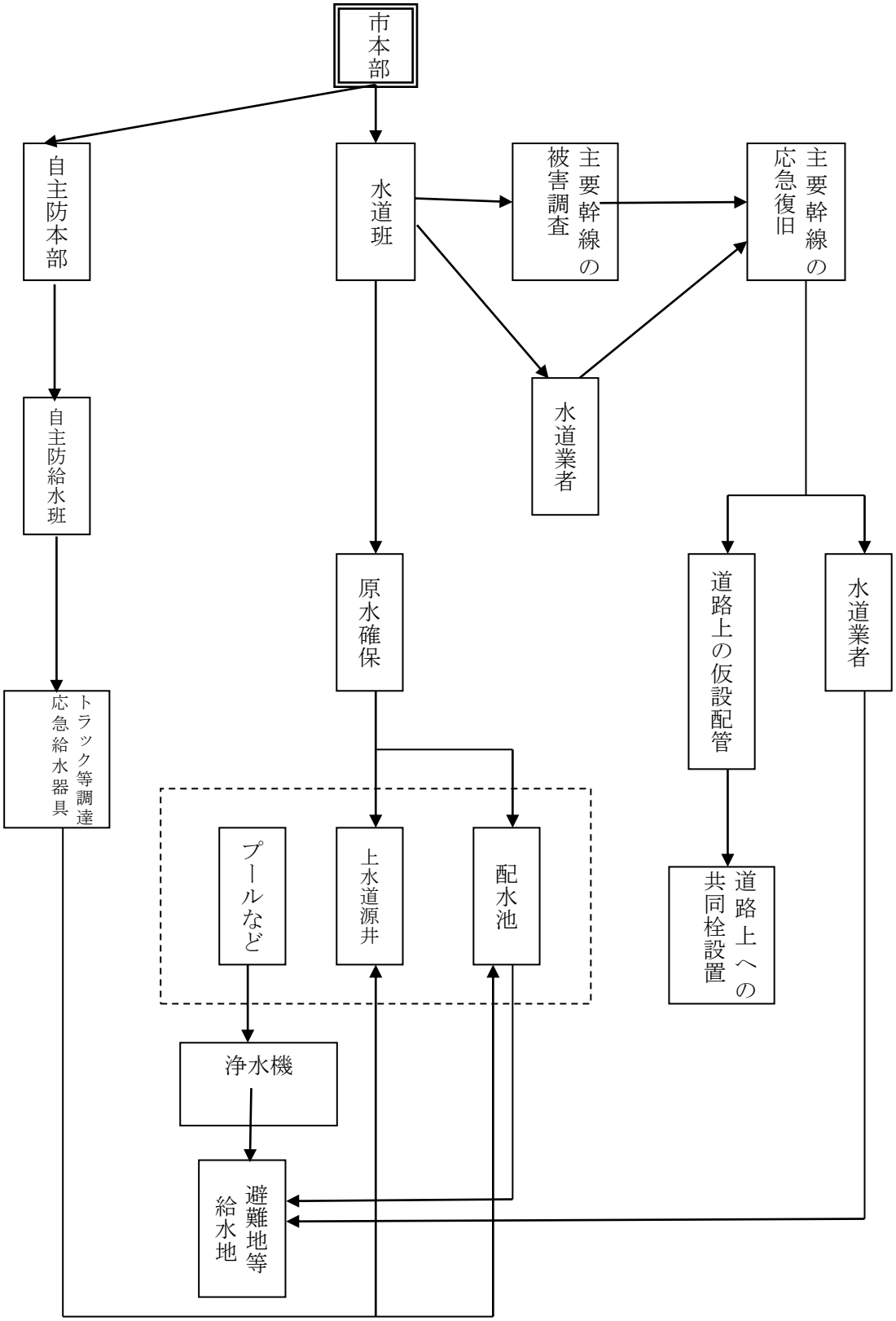

14－１　各地区防災連絡会本部　設置場所

（令和5年12月末現在）

番号	地区名	施設名	所在地	電話番号	備考
1	西　方	西方地区センター	西方2300-1	36-0682	
2	町　部	町部地区センター	堀之内1500	36-0455	
3	加　茂	加茂地区センター	加茂5112	36-0487	
4	内　田	内田地区センター	下内田1730	36-5499	
5	横　地	横地地区センター	土橋28	35-3352	
6	六　郷	六郷地区センター	本所2406	35-3459	
9	河　城	河城地区センター	吉沢451-1	36-0681	
10	平　川	平川コミュニティ防災センター	下平川1835	73-1010	
11	嶺　田	嶺田地区コミュニティセンター「みねだ会館」	嶺田1237	73-3737	
12	小笠南	小笠南地区コミュニティセンター「みなみやま会館」	高橋3669-1	73-6330	
13	小笠東	小笠東地区コミュニティセンター「くすりん」	川上1371-2	73-6566	

14－２　地区防災連絡会本部（単位自主防災会）、市防災指導員のイメージ図

■防災指導員の役割、地区防災連絡会本部(単位自主防災会)との関係■

１　平常時

平時においては、管轄地区の単位自主防災会の育成、指導に従事する。静岡県や菊川市が主催する研修会や訓練を通じて知識を修得し、単位自主防災会へ普及、地域防災力の底上げに繋げる。

また、総合防災訓練や地域防災訓練など災害に備えた住民参加型訓練の企画を行い、市災害対策本部、地区防災連絡会、自主防災会が一体となった災害対応が行えるよう実施す

２　災害時

発災時において、各単位自主防災会は、公民館、公会堂を拠点とした自主防災会本部を立ち上げ、各世帯の安否状況や被害状況などの情報収集、要救助者がいれば地域で協力し、救出救護活動などを行う。情報収集で得た情報や自主防災会では対応困難な事案は、防災無線を用いて地区防災連絡会本部へ伝達する。

そのため各地区において、地区防災連絡会本部を地区センター等に設置する。その際、地区防災連絡会本部の運営補助や地区防災連絡会会長の補佐を行う。また、会長職が不在の場合には、代理の指揮者として、地区防災連絡会本部内でその地区全体を統括し、防災対策を講ずる一翼を担う。

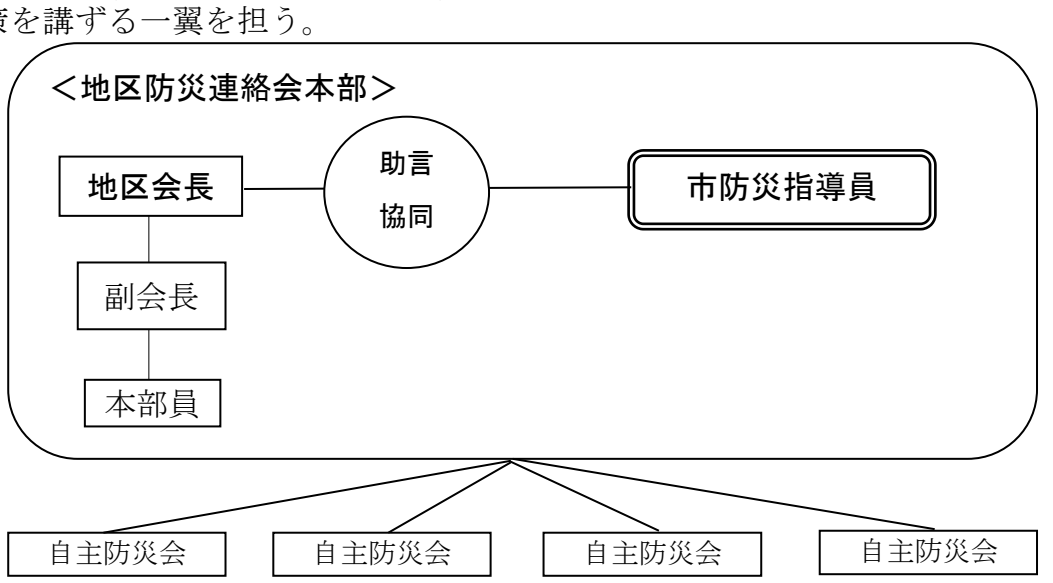

14－３　（参考）菊川市「自主防災会」　大規模地震発生後における初期の活動について

（資料）平成25年10月29日
地域防災訓練説明会で公表

（参考）菊川市「自主防災会」　大規模地震発生後における初期の活動について

菊川市役所危機管理部 危機管理課

１　活動を始める震度
「震度５弱以上」の大規模地震

２　活動の内容
(1) 安全確認旗のチェック
※安全確認旗は、震度５弱以上で掲げるよう配布時の説明書で市民へ依頼している

⇒ ※旗を掲げていない世帯(家が倒壊していない場合)で、家具が転倒などして負傷したため、安全確認旗を掲げられないことが考えられます。
この世帯を訪問のうえ、居住者の安否確認を実施してください！

(2) 地区自主防災本部へ「被害報告書」を報告する
各自主防災会で発生した被害状況を地区防災連絡会本部（地区センター）へ報告をする。
[報告様式：様式－自主防１　状況報告書]（本日の説明会時、各自主防災会へ配布済み）

⇒ ※地区防災連絡会本部(地区センター)へ報告を挙げる要員(情報係などの役割を担う人)を、事前に決定しておいてください。
自主防災会長、自治会長が報告者となった場合、被災後の自主防災会(自治会)の運営や対応に支障が生じる可能性があります！

３　(方法)自主防災会への依頼
※Ｊアラート（同報無線）を使用して、菊川市内の自主防災会へ広報する。
「震度５弱以上の地震」が発生した場合、震度階を自動的にアナウンス

後刻、
『震度〇の地震が発生しました。市民の皆さんは、「安全確認旗」を掲げてください。自主防災会は地区防災連絡会本部を立ち上げてください。被害状況報告書を地区センターへ報告してください。』と放送する。

４（参考）地区防災連絡会本部
◎　発災時において、各単位自主防災会で自主防災会の本部を公会堂(公民館)等に設置していくことになるが、地区全体の被災状況・避難状況を把握し、市災害対策本部へ報告する必要が生じる。
そのため各地区において、地区全体を総括し、防災対策を講ずる地区防災連絡会本部を地区センター等に設置する。

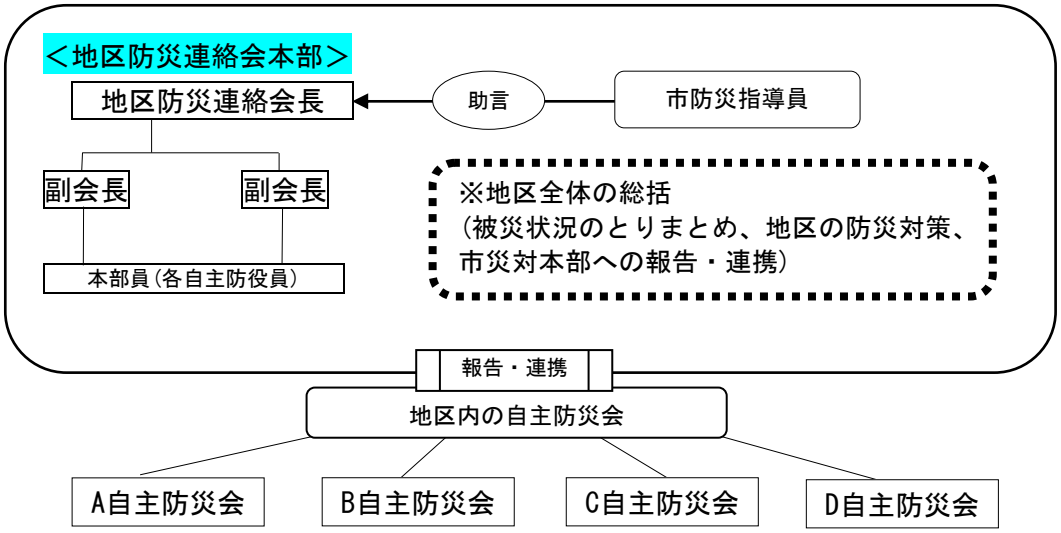

14－４　自主防災会規約（モデル）

○○○自主防災会規約

（名称）

第1条　この会は、○○○自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条　本会の事務所は、○○に置く。

（目的）

第3条　本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　防災に関する知識の普及に関すること。

(2)　地震等に対する災害予防に関すること。

(3)　地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。

(4)　防災訓練の実施に関すること。

(5)　防災資機材等の備蓄に関すること。

(6)　その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条　本会は、○○○自治会内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条　本会に次の役員を置く。

(1)　会長

(2)　副会長

(3)　班長

(4)　監査役

2　役員は、隊員の互選による。

3　役員の任期は、　年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

（役員の任務）

第7条　会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3　班長は、役員会の構成員となり、会務の運営を分担する。

4　監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第8条　本会に総会および役員会を置く。

（総会）

第9条　総会は、全会員をもって構成する。

2　総会は毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3　総会は、会長が招集する。

4　総会は、次の事項を審議する。

(1)　規約の改正に関すること。
(2)　防災計画の作成および改正に関すること。
(3)　事業計画に関すること。
(4)　予算および決算に関すること。
(5)　その他、総会がとくに必要と認めたこと。
5　総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

（役員会）

第10条　役員会は、会長、副会長および班長によって構成する。
2　役員会は、次の事項を審議し、実施する。
(1)　総会に提出すべきこと。
(2)　総会により委任されたこと。
(3)　その他役員会がとくに必要と認めたこと。

（防災計画）

第11条　本会は、地震等による災害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。
2　防災計画は、次の事項について定める。
(1)　地震等に発生時における防災組織の編成および任務分担に関すること。
(2)　防災知識の普及に関すること。
(3)　防災訓練の実施に関すること。
(4)　地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護および避難誘導に関すること。
(5)　その他必要事項

（会費）

第12条　本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（経費）

第13条　本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第14条　会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計監査）

第15条　会計監査は毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。
2　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付　則

この規約は、　　年　月　日から実施する。

14－５　防災世帯台帳

……自主防災会　……班（組）　No.

世帯主		電話		住所	菊川市 アパート名（　　・　　号室）

No.	(ふりがな) 氏　　名	続柄	生年月日	血液型		職業等 (勤務先、学校○年生)	緊急時の自主防への協力 可能＝○　不可能＝×			防災上の参考事項 (資格・技能等要援護理由等)
				ABO	Rh±		平日	休日	夜間	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

（注）1.緊急時の自主防への協力……小学生以下は除く。

2.防災上の参考事項欄は、防災上役に立つ資格・技術や介護を要する家族がいる場合その理由等を記入して下さい。

○防災上役に立つ資格等　　（例）…元消防団・消防団員・職員、保健・助産・看護師、元警官・自衛官、整体・整骨師、栄養・調理師、救急水難救助資格、アマチュア無線技士、その他

○避難行動要支援者理由　　（例）…寝たきり、歩行障害、視力障害など

3.この台帳は、毎年見直しを行うものとする。

㊙

（プライバシーの保護に配慮して、自主防災会長が責任をもって保管する。）

14－6　災害時避難行動要支援者台帳（モデル）

自主防災会

状態 （寝たきり、要介護者、高齢者、障害の概要等を記入）	災害時避難行動要支援 氏名 住所、電話番号		特記事項	連絡先（支援者、民生委員など）			
				平日の昼間		夜間及び休日	
				氏名	連絡先	氏名	連絡先
				①		①	
				②		②	
				③		③	
	電話			④		④	
				①		①	
				②		②	
				③		③	
	電話			④		④	
				①		①	
				②		②	
				③		③	
	電話			④		④	

（注）●特記事項には、移動に要する器具など、支援に際して留意すべき事項を具体的に記入する。
●昼夜とも家族だけで対応できる場合も含める。
●作成にあたり必要に応じ民生委員・児童委員、市防災指導員などの協力を得る。
●①から④は、家族を含め対処しやすい状況にある順番とする。（要配慮の状態により、最大4人まで）

□班（組）→□自主防災会→□地区防災連絡会

安否確認等状況報告書（　　）

至急　・　一般	件名		
発信機関名		本部総括班対策係	
受信日時	月　日　時　分	月　日　時　分	
受信者氏名			
発信日時	月　日　時　分	月　日　時　分	
発信者			
整理番号	第　号	第　号	

被害状況報告

発生	日時	月　日　時　分頃	立会者	自主防災会長 消防団　警察　消防 その他（　　）	特記事項
	※場所				
	原因				

人的被害	区分		件数	非住家の被害	区分		件数	名称
	心肺停止		A　人		官公署庁舎・公民館等		棟	
	行方不明		B　人		倉庫・土蔵・車庫・納屋等		棟	
	負傷者	重傷者	C　人					
		軽傷者	D　人	田畑被害	田	流失・埋没	ha	
		計	E　人			冠水	ha	
住家の被害	棟数世帯数及び人員	全壊	F　棟		畑	流失・埋没	ha	
			G　世帯			冠水	ha	
			H　人	その他の被害	文教施設		箇所	電気　戸
		半壊	I　棟		病院		箇所	ガス　戸
			J　世帯		道路		箇所	ブロック塀　箇所
			K　人		橋梁		箇所	火災　建物　件
		一部損壊	L　棟		河川		箇所	危険物　件
			M　世帯		砂防		箇所	その他　件
			N　人		清掃施設		箇所	罹災世帯数　世帯
		床上浸水	O　棟		山（崖）崩れ		箇所	罹災者数　人
			P　世帯		鉄道不通		箇所	
			Q　人		水道		箇所	
		床下浸水	R　棟		下水道		箇所	
			S　世帯		電話		回線	
			T　人					

（本部への要請事項）

（対応状況）

安全確認旗(震度 5 弱以上)

/

世帯

15－１　被害程度の認定基準（静岡県地域防災計画　資料編抜粋）

（静岡県地域防災計画　資料編Ⅱより抜粋）

（令和５年12月末現在）

1　人的被害

(1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

(2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

(3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。

(4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。

2　住家被害

(1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(2)「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(3)「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。

(4)「一部損壊」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(6)「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3　非住家被害

(1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。

(3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4　その他

(1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能

になったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

(5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。

(9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。

(11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15) 「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5　火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6　被害金額

県庁内各室は次の施設等について被害金額を報告する。

(1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

(5) 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については当面、被害見込額とし、確定し次第、査定済額を報告する。

(6) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニ-ルハウス、農作物等の被害とする。

(7) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(8) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(9) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。

(10) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7　その他

備考欄には、火災発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

（消防庁「災害報告取扱要領」から抜粋(一部修正)）

15－２　災害救助法の適用基準（災害救助法施行令抜粋）（令和５年12月末現在）

(1)　当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じ、それぞれ別表第１に定める数以上の世帯の住家が減失したこと。

(2)　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第２に定める数以上の世帯の住家が減失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表第３に定める数以上の世帯の住家が減失したこと。

(3)　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じ、それぞれ別表第４に定める数以上の世帯の住家が減失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が減失したこと。

(4)　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

(5)　前項第１号から第３号までに規定する住家が減失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の減失した１の世帯とみなす。

（令別表第１）

市町村の区域内の人口	住家が減失した世帯の数
5,000　人未満	30　世　帯
5,000　人以上　15,000　人未満	40　世　帯
15,000　〃　30,000　〃	50　世　帯
30,000　〃　50,000　〃	60　世　帯
50,000　〃　100,000　〃	80　世　帯
100,000　〃　300,000　〃	100　世　帯
300,000　〃	150　世　帯

（令別表第２）

都道府県の区域内の人口	住家が減失した世帯の数
1,000,000　人未満	1,000　世　帯
1,000,000　人以上　2,000,000　人未満	1,500　世　帯
2,000,000　〃　3,000,000　〃	2,000　世　帯
3,000,000　〃	2,500　世　帯

（令別表第３）

市町村の区域内の人口	住家が減失した世帯の数
5,000　人未満	15　世　帯
5,000　人以上　15,000　人未満	20　世　帯
15,000　〃　30,000　〃	25　世　帯
30,000　〃　50,000　〃	30　世　帯
50,000　〃　100,000　〃	40　世　帯
100,000　〃　300,000　〃	50　世　帯
300,000　〃	75　世　帯

（令別表第４）

都道府県の区域内の人口	住家が減失した世帯の数
1,000,000　人未満	5,000　世　帯
1,000,000　人以上　2,000,000　人未満	7,000　世　帯
2,000,000　〃　3,000,000　〃	9,000　世　帯
3,000,000　〃	12,000　世　帯

15－３　災害救助法被害認定基準（令和５年 12 月末現在）

（被害認定基準）

	区分	認　定　基　準
人的被害	死　　者	・当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの ・死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	重　　傷	１ヶ月以上の治療を要する見込みの負傷
	軽　　傷	１ヶ月未満で治癒できる見込みの負傷
住家被害	焼　　失 （全　　壊 全　　焼 流　　失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの ・住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの ・住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの 【被害面積方式】→損失部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達したもの 【損害割合による方式】→主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上のもの
	半　　壊 半　　焼	・住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの（住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの） ・損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のもの
	床上浸水	浸水がその住家の床上以上に達したか、土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの
	床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの
	一部損壊	住家の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けたもの（窓ガラスが数枚破損した程度の軽微なものは含めない）

（用語の定義）

	定　　義
住　　家	現実にその建物を直接居住の用に供しているもの。一般に非住家とする土蔵、小屋等であっても現に住家として居住しているときは、住家
世　　帯	・生計を一にしている実際の生活単位 ・同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば２世帯 ・マンションのように１棟の建物内に、複数の世帯が独立した生計を営んでいる場合、それぞれの世帯をひとつの世帯とする。 ・寄宿舎、下宿、社会福祉施設等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舎等を１世帯として取り扱う。
非住家	住家以外の建築物（原則、官公署、学校、病院、公民館、神社等は非住家）
棟	・一つの独立した建物 ・２つ以上の建物が渡り廊下等で接続している場合は２棟とする。 ・母屋に付属する風呂、便所等は母屋に含めて１棟とする。
戸	・住家として居住するのに必要な一群の建物単位 ・炊事場、便所、浴場等が別である場合には、合して１戸とする。

15－４　災害救助法事務手順表（令和５年 12 月末現在）

本表は、市町における災害救助事務の一般的な進行手順を例示したものである。あくまでも一般的な例なので、当該災害の規模や各市町の救助体制に応じて、実施順序や実施内容の変更が必要な場合がある。

段階	実施事項	内　　容	留意事項 記録事項
事前対策	避難所の確保	1　学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2　福祉避難所や旅館・ホテル等借り上げ避難所等、関係施設との協定締結 3　管理運営マニュアル作成	大多数の住民が避難することを想定し、その必要な量の確保を図ること
	救助物資調達先の準備	1　備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2　商工会等との事前打合せ	
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	他市町との援助協定
	被害状況調査体制の確立	1　事前に担当地区を指定した調査班を設け、調査責任者をおく。 2　市町内各地区に情報連絡責任者及び調査立会人を確保しておく。 3　調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明・訓練を行う。	調査班の編成 調査立会人の確保 災害り災者調査原票（様式１の１）等の調査用紙、報告用紙の常備
	災害ボランティアセンターの体制の確立	1　事前に運営に関する協定の締結や委託契約書の準備。 2　平常時から災害時を想定した災害ボランティアセンター立上訓練の実施。	協定書 契約書
災害発生直後	被害状況の把握	1　被害地区情報連絡責任者からの報告 2　現地調査班員（市町職員２人で１班）による調査の実施 災害り災者調査原票（様式１の１）の作成 ①被害程度（人的、物的） ②家族状況 ③課税状況、世帯類型、必要な救助	・県職員等が応援する場合も市町が主体性を保つこと ・住家被害については建築技術関係者等による判定 ・巻尺（床上浸水等の測定）、カメラ（被災現場写真撮影用）、本部との連絡用携帯無線機（携帯電話等）等を利用 ・②、③は段階的に処理すること

	り災者調査原票の集計	世帯区分別被害状況集計票作成	救助実施の基礎数値となる
	被害状況の報告	1 県西部方面本部（県西部危機管理局）への報告 2 災害救助法適用の可能性がある場合には、特に速やかに西部方面本部へ報告	

段階	実施事項		内　　容	留意事項 記録事項
災害救助法適用後・第一段階	災害救助法の適用要請		1 被害状況等に基づき、救助法の適用を検討する（適用基準による）。 2 救助法適用の判断をした場合は、市長の意思を確認し、市当局（責任者）より県西部方面本部（県西部危機管理局）へ救助法適用要請を行う。 3 必要に応じ県職員等の応援要請	被害状況、現在及び今後予想される救助の種類を報告 被害状況調（様式１の２）及び災害発生報告
	救助記録日計票の作成		救助の種類ごとに救助記録日計票を作成	（様式４）
	避難所の開設		1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	概要を電話、FAXで報告 開設日時・場所・収容人員（様式７）
	り災者の救出		1 救出のための要員（消防団等）の動員 2 機械・器具の借上げ（必要に応じ県支部へ応援要請） 3 必要に応じ、自衛隊等の派遣要請（→県支部）	り災者名・救助の実施日・方法（様式15）
	炊出し、その他による食品の給与		1 食糧の応急調達（必要に応じ県支部への応援要請） 2 炊出し所への責任者の派遣 3 婦人会等への炊き出しの協力要請 4 仕出し業者等へ弁当の手配 5 給与状況の把握	・避難所収容者以外の者にも必要があれば給与可能 ・責任者は、災害時要配慮者にも確実に食糧が行き渡るよう配慮 ・消防団、市町職員、応援要員分は別に処理 炊き出し場所・場所別給与人員（様式９）
	飲料水の供給		1 給水車の確保 2 機械・器具の借上げ	供給地区・対象人員・供給水量・供給方法（様式10）
	医療・助産	救護班の編成（公立病院等の協力）	1 日赤救護班の派遣要請（→県西部方面本部） 2 医師会救護班の協定に基づく派遣要請	派遣日時・診療人員・実施状況・診療名簿・終了日時（様式12）

		救護班によらない医療の実施	1 地区医師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡	
	死体の捜索		1 機械・器具の借上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請	
	死体の処理		1 救護班等による実施要請 2 洗浄、縫合、消毒、検案、一時保存	（様式20、20の２）
	埋　　葬		1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨つぼ代支給 3 遺族の連絡先を確認	（様式19）
	災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱセンターの設置		被災自治体からの災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱセンターの設置・運営を行う者との委託契約の締結	

段階	実施事項	内　　容	留意事項 記録事項
災害救助法適用後・第二段階	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告	（様式１の３）
	被服寝具その他生活必需品の給与	調査原票に基づき必要物資の購入（配分）計画作成→購入→給与	各世帯別の被害状況、給与品配布状況を作成する。それらに基づき、（様式６）をまとめる。
	学用品の給与	1 学年別人員集計、学籍との照合 2 物資購入（配分）計画作成→購入→給与	（様式18）
	障害物の除去	1 対象世帯の選定（調査原票による） 2 実施計画（人夫の雇上げ、機械借上げ、業者委託も可）	・障害物の存在、場所及び経済的能力により対象者を選定する（被災者の申請に基づくのではない）。 （様式21）
	義援金受付開始	県と連絡をとり対応	
	義援金受付開始	県と連絡をとり対応	
	災害ボランティア活動と被災自治体が実施する救助の調整業務	災害ボランティアセンターとの連絡調整	人件費、旅費・宿泊費、賃金雇上費 （様式23）

段階	実施事項	内　　容	留意事項 記録事項
災害救助法適用後・第三段階	中間報告	１ 救助実施状況に変化がある毎に報告 ２ とりあえず電話報告、後で文書報告	災害中間報告、被害状況調（様式１の２）、救助種類別実施状況（様式６～22の２）、救助費概算額調（様式２）添付
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況	
	応急仮設住宅の設置	入居者調査（市町）→必要戸数の決定（県）→敷地の確保（市町）→工事施行（市町実施とする場合あり）、入居者選定（市町）	入居予定者名簿、応急仮設住宅台帳、敷地貸借契約書、着工報告、工事代金等支払証拠書類を県健康福祉センターに提出
	住宅の応急修理	対象世帯選定→実施計画→大工、左官等雇上	業者委託も可 （様式16）
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは救助期間内に要請（→県健康福祉センター）	電話連絡→後で文書
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	県単制度もある
	確定報告	文書報告	災害確定報告、被害状況調（様式１の２）、救助種類別実施状況（様式６～22の２）、救助費概算額調（様式２）添付
	繰替支弁金の精算	繰替支弁金の請求	・領収書（支出票）写を添付 ・証拠書類は確実に保管すること。特にボランティア等により救助を実施している場合など、領収書の保管の徹底を。

	災害ボランティア活動と被災自治体が実施する救助の調整事務に係る費用の申請	災害ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整事務の完了後、費用を請求	業務完了報告書、委託契約書・仕様書の写し、支出に関する報告書、支払いに関する証明書を県に提出

繰替支弁金の精算　繰替支弁金の請求　・領収書（支出票）写を添付

・証拠書類は確実に保管すること。特にボランティア等により救助を実施している場合など、領収書の保管の徹底を。

15－５　応急救助事務早見表（静岡県災害救助の手引き抜粋）

（令和５年 12 月末現在）

※令和５年４月版　災害救助の手引きを参照

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人　1日当り 330 円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げ、供与できる。	災害発生から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費・人件費は別途計上
応急仮設住宅の供与（建設型仮設住宅）	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1　規格 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　限度額　1戸当たり 5,714,000 円以内 3　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生日から20日以内着工	1　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2　供与期間　最高２年以内 3　供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。
応急仮設住宅の供与（借上型仮設住宅）	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	規格　応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	災害発生日から速やかに借上げ	供与期間　最高２年以内

炊出しその他による食品の給与	1　避難所に避難している者 2　住家に被害を受け、又は災害により現に炊事できない者	1人1日当り 1,160円以内	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1/3日として計算）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

区　分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

医　療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班･･･使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所･･･国民健康保険診療報酬の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上

		3　施術者 協定料金の額以内		
助　産	災害発生日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当り ①大規模半壊　中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内 ②半壊若しくは半焼に準じる程度の損傷に被害を受けた世帯 318,000 円以内	災害発生日から３か月以内	

学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童　4,700円 中学校生徒　5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当り 大人（12歳以上） 215,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り　3,500円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り5,400円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市内において障害物の除去を行った１世帯当り 137,900 円以内	災害発生日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与等を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

15－６　菊川市災害弔慰金の支給等に関する条例

菊川市災害弔慰金の支給等に関する条例

制定　平成17年１月17日条例第74号

改正　令和元年９月27日条例第16号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「政令」という。）の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民　災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第３条　市は、政令第１条に規定する災害（以下この条から第11条までにおいて単に「災害」という。）により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害による死亡者の死亡当時において、当該死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この号及び次号において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3) 災害による死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって、当該死亡者の死亡当時における兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（当該死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、当該死亡者が死亡当時においてその死

亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、当該死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第９条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 政令第２条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

（災害障害見舞金の支給）

第９条　市は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）にその精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害がある市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、障害者が当該災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

第11条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

（災害援護資金の貸付け）

第12条　市は、政令第３条に規定する災害により法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯で政令第４条の規定により算定したこれに属する者の所得の合計額が政令第５条に規定する額に満たないものの市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね１か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円
イ　住居が半壊した場合　170万円
ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250万円
エ　住居の全体が滅失し、又は流失した場合　350万円

(3) 第１号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間は、そのうち３年（政令第７条第２項括弧書きの場合は５年）とする。

（保証人及び利率）

第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年１パーセントとする。

３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第９条の規定による違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

２　前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によるものとする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第１項及び第16条並びに政令第８条、第９条及び第12条の規定によるものとする。

（委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年１月17日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年小笠町条例第18号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年菊川町条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和元年９月27日条例第16号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第14条の規定は、平成31年４月１日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

菊川市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱

平成17年１月17日告示第29号
改正　平成31年３月14日告示第42号
改正　令和２年７月16日告示第137号

（趣旨）

第１条　この要綱は、菊川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年菊川市条例第74号）の適用を受けない小規模の人災又は自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び所有する財産に被害を受けた世帯主に対する災害見舞金を市が独自で支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象の範囲）

第２条　市は、災害により被害を受けた当時、市内に住所を有した者が前条の規定による災害により、自己の居住の用に供している家屋が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水のいずれかに該当した世帯又はこれらの災害により死亡した者の遺族を支給の対象とする。

（災害弔慰金及び災害見舞金の額）

第３条　災害弔慰金の額は、死亡した者１人につき５万円とし、災害見舞金の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める額とする。

(1)　住居の全壊、全焼又は流失があった場合　５万円
(2)　住居の半壊又は半焼があった場合　３万円
(3)　住居の床上浸水があった場合　１万円

（被災の程度）

第４条　被災の程度は、次に掲げる基準により判定する。

(1)　「全壊、全焼、流失」とは、それぞれの部分の床面積がその延べ面積の70パーセント以上に達したものをいう。
(2)　「半壊、半焼」とは、それぞれの部分の床面積がその延べ面積の20パーセント以上に達したものをいう。
(3)　「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものをいう。

（支給の方法）

第５条　市長は、災害弔慰金又は災害見舞金の支給を行うべき事由が生じた場合は、速やかに担当課へその調査を命じ、該当するべきものであると認めるものについては、支給の手続を行うものとする。

（支給の制限）

第６条　災害弔慰金又は災害見舞金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1)　災害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
(2)　交通事故等第三者行為により生じたものである場合
(3)　その他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（補則）

第７条　この要綱の定めるもののほか、特に市長が支給が必要であると認める場合には、見舞金を支給できるものとする。

附　則

この告示は、平成17年１月17日から施行する。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

令和５年度

菊 川 市 水 防 計 画 書

菊　川　市

目　　次

第 1 章　目　　的 ･･･ 1

第 2 章　用　　語 ･･･ 1

第 3 章　責　　任 ･･･ 2

第 4 章　安全配慮 ･･･ 3

第 5 章　水防本部等の設置 ･････････････････････････････････････ 3

第 6 章　水防組織 ･･･ 3

第 7 章　水防倉庫及び備蓄資材 ･････････････････････････････････ 3

第 8 章　重要水防箇所

　第１節　重要水防箇所一覧 ･････････････････････････････････････ 4

　第２節　水防上重大な影響のある橋梁一覧 ･････････････････････････ 9

　第３節　水防上注意を要する水門等一覧 ･････････････････････････ 9

　第４節　湛水注意箇所一覧 ･････････････････････････････････････ 10

　第５節　土石流危険渓流一覧 ･･･････････････････････････････････ 10

第 9 章　雨量観測（雨量の観測及び通報） ･･･････････････････････ 11

第 10 章　気象庁が行う予報及び警報とその措置

　第１節　静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報 ･･ 12

　第２節　大雨及び洪水注意報・警報の発表基準（菊川市）･･････････ 13

　第３節　大雨及び洪水警報・注意報に係る基準の見方 ･･････････････ 13

　第４節　特別警報（参考）･･･････････････････････････････････････ 13

第 11 章　水位観測（水位の観測及び通報）･･･････････････････････ 13

第 12 章　洪水予報と水防警報

　第１節　国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置 ･･ 15

　第２節　国土交通大臣が行う水防警報とその措置 ･･･････････････････ 17

　第３節　国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知 ･･ 18

第 13 章　水防機関の配備及び活動

　第１節　非常配備 ･･ 21

　第２節　水防活動 ･･ 22

第３節　水防信号及び標識並びに身分証票 ･････････････････････････ 23
第４節　水防解除 ･･･ 24
第５節　水防活動報告 ･････････････････････････････････････ 24
第 14 章　決壊時の処置
第１節　決壊（被害情報）の通知 ･････････････････････････････ 24
第２節　避難体制 ･･･ 24
第 15 章　協力応援
第１節　河川管理者の協力 ･････････････････････････････････････ 26
第２節　下水道管理者の協力 ･･････････････････････････････････ 26
第３節　水防管理団体相互の協力及び応援 ･････････････････････････ 26
第４節　自衛隊の派遣要請 ･････････････････････････････････････ 26
第５節　警察官の出動要請 ･････････････････････････････････････ 26
第６節　国土交通大臣の災害対策用車両等の派遣要請 ･･････････････ 26
第 16 章　水防てん末報告 ･････････････････････････････････････ 27
第 17 章　水防管理団体の水防計画及び水防訓練
第１節　水防管理団体の水防計画 ･･････････････････････････････ 27
第２節　水防訓練 ･･･ 28
第 18 章　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置･･ 28
第 19 章　そ の 他
第１節　公用負担 ･･･ 28
第２節　公務災害補償費 ･･････････････････････････････････････ 29

別　表

別表１　菊川市水防協議会条例
別表２　菊川市災害対策（警戒）本部編成表及び事務分掌
別表３　水防資材
別表４　菊川洪水予報様式
別表５　菊川水防警報伝達様式
別表６　牛淵川氾濫警戒情報伝達様式

別表７　水防団出動体制

別表８　避難所開設場所

別表９　国土交通省の災害対策車両一覧

別表10　浸水想定区域における災害時要配慮者利用施設一覧

別表11　水防活動実施報告書

別表12-1　菊川管内図（重要水防箇所）

別表12-2　袋井土木事務所管内図（重要水防箇所）

第１章　目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第33条第１項の規定及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき作成するもので、静岡県知事より指定された指定水防管理団体たる菊川市が、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって管下河川の洪水又は湖沼の洪水、内水（法第２条第１項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第２章　用語

１　水防管理団体（法第２条第２項）
水防の責任ある菊川市をいう。

２　水防管理者（法第２条第３項）
水防管理者である菊川市長をいう。

３　消防機関
消防組織法第９条に規定する消防機関をいう。菊川市においては菊川市消防本部、菊川市消防署、菊川市消防団をいい、水防に関しては法第５条第３項により水防管理者の所管の下に行動する。

４　消防機関の長
菊川市においては、菊川市消防長をいう。

５　指定水防管理団体（法第４条）
水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、静岡県知事が指定した水防管理団体をいう。なお、菊川市は静岡県知事より指定を受けている。

６　菊川市水防協議会（法第34条第１項）
水防計画、その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために指定水防管理団体に置くもので、菊川市水防協議会条例（平成17年条例第139号）に定めるところによる。

７　洪水予報（法第10条、法第11条）
国土交通大臣又は静岡県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は静岡県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。菊川においては、洪水予報指定河川の指定を受けている。

８　水防警報（法第２条第８項　法第16条）
国土交通大臣又は静岡県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は静岡県知事が洪水によって災害が起こる恐れがあると認められた時、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

９　水位周知河川（法第13条）
国土交通大臣又は静岡県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じる恐れがあるものとして指定した河川。牛淵川においては、この水位周知河川となっている。国土交通大臣又は静岡県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

10　水位到達情報
水位到達情報とは、国土交通大臣又は静岡県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

11　水防団待機水位（通報水位）
量水標の設置されている地点ごとに静岡県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第１項に規定される通報水位）をいう。
水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

12　氾濫注意水位（警戒水位）　水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして静岡県知事が定める水位（法第12条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

13　避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の高齢者等避難の目安となる水位である。

14　氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

15　洪水特別警戒水位

法第13条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は静岡県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

16　重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

17　洪水浸水想定区域（法第14条）

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は静岡県知事が指定した区域をいう。

第３章　責任

水防管理団体たる市は各々その管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

(1) 水防組織の確立（法第３条）

(2) 水防団、消防団の整備（法第５条）

(3) 水防倉庫、資機材の整備

(4) 通信連絡系統の確立（法第27条）

(5) 平常時における河川、遊水池、海岸等の巡視（法第９条）

(6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保（法第15条）

洪水予報等の伝達方法や災害時要援護者を含めた避難警戒体制を市地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布

(7) 水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第36、39、40条）

(8) 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

イ　水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）

ロ　水防団または消防団の出動体制の確保（法第17条）

ハ　通信網の点検

ニ　水防資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保

ホ　雨量、水位観測を的確に行うこと

ヘ　堤防等決壊の通報及び決壊後の措置を講ずること（法第25、26条）

ト　水防上緊急に必要のある時の公費負担権限の行使（法第28条）

チ　住民の水防活動従事の指示（法第24条）

リ　警察官の出動要請（法第22条）

ヌ　避難のための立ち退きの指示（法第29条）

ル　自衛隊の出動を依頼する（知事を経由する　自衛隊法第83条第１項）

ヲ　水防管理団体相互の協力応援（法第23条第１項）

ワ　水防解除の指示

カ　水防てん末報告書の提出（法第47条第１項及び第２項）

なお、指定水防管理団体は上記の外に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

(9)　水防機関の整備（法第５条）

(10) 水防計画の策定（法第33条第１項）

県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなけ

ればならない。
(11) 水防計画の県知事への協議（法第33条第３項）
水防計画を定め、または変更しようとするときは、県知事に協議をしなければならない。
(12) 水防計画を定め、変更したときは、その要旨の公表（法第33条第３項）
(13) 毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行う（法第32条の２第１項）

第４章　安全配慮

洪水においては、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。なお、水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

1　水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
2　水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
3　水防活動時にはラジオ等を携行するなど、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。
4　指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
5　水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
6　指揮者又は監視員は、現状把握の把握に努め、水防団員等の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
7　指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
8　指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第５章　水防本部等の設置

(1) 水防本部
イ　水防管理者である市長（水防本部長）は、水防に関係のある気象、注意報、警報等により、洪水等のおそれがあると認められた時から、洪水等の危険が解除されるまで、本計画に基づいて菊川市役所に水防本部を設置する。
ロ　水防本部の事務局は危機管理課に置くものとする。ただし、菊川市災害対策本部が設置されたときはこれに統合されるものとする。
(2) 水防支部
水防本部長は、状況に応じ、小笠支所に支部を設置するものとし、職員を派遣するものとする。
(3) 水防団
消防団の編成をそのまま水防団に切替える。
(4) 水防隊
各自主防災会をもって自主水防隊を組織し、自主防災会長を隊長とする。

第６章　水防組織

組織図並び事務分担は別表２のとおりとする。

第７章　水防倉庫及び備蓄資材

1　市の水防倉庫の設置場所及び備蓄すべき資材、機材の品名及び数量は、別表３のとおりとする。
2　毎年、出水期前に点検を行い、不足があれば随時補充するものとする。

第８章　重要水防箇所

水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所は、次表のとおりである。

第１節　重要水防箇所一覧

１．直轄区間

対象番号	河川名	ランドマーク及び地先名	左右岸	延長(m)	位置(自～至)	注意を要する理由	水防工法
1 菊重3	菊　川	生仁場橋上流～大船渡橋下流 嶺田	左	1,000	6.4K+100m ～ 7.4K+100m	河積不足	積土のう工
2 菊重3	菊　川	稲荷部川合流点対岸 嶺田	左	100	7.0K ～ 7.0K+100m	護岸根固崩壊 洗掘の未施工	木流し工
3 菊重3	菊　川	大船渡橋上下流 上平川	左	200	7.6K+100m ～ 7.8K+100m	河積不足	積土のう工
4 菊重3	菊　川	池村公民館 上平川	左	600	8.0K+100m ～ 8.6K+100m	河積不足	積土のう工
5 菊重3	菊　川	池村公民館 上平川	左	50	8.1K+50m ～ 8.2K	護岸根固崩壊 洗掘の未施行	木流し工
6 菊重3	菊　川	高田橋250m下流 上平川	左	20	8.8K+30m ～ 8.8K+50m	護岸根固崩壊	木流し工
7	菊　川	新加茂橋下流 加茂	左	200	10.8K+110m ～ 11.0K+110m	護岸根固崩壊	木流し工
8	菊　川	新菊川橋上流 本所	左	200	12.6K+100m ～ 12.8K+100m	暫定堤防	積土のう工
9 菊重4	菊　川	文化会館アエル駐車場 本所	左	200	12.8K+100m ～ 13.0K+100m	暫定堤防	積土のう工
10 菊重5	菊　川	水神橋より150m上流 潮海寺	左	60	15.9K+40m ～ 16.0K	H16.10洪水 被災箇所 護岸未施工	木流し工
11	菊　川	沢水加川合流点より90m下流 和田	左	30	16.8K+70m ～ 16.9K	ふとん籠崩壊	積土のう工
12 菊重7	菊　川	沢水加川合流点 吉沢	左	200	17.0K+100m ～ 17.2K+100m	河積不足	積土のう工
14 菊重 10	菊　川	生仁場橋上流～稲荷部川 合流点下流　大石～掛川市岩 滑	右	440	6.4+110m ～ 6.8K+110m	河積不足	積土のう工

16 菊重 11	菊　川	大船渡橋上流～高田橋400m下流　下内田	右	850	7.8K+120m ～ 8.6K+110m	河積不足	積土のう工
17	菊　川	東名菊川橋100m下流～　六郷樋管 半済	右	290	13.2K ～ 13.4K+90m	護岸根固崩壊	木流し工
18	菊　川	六郷樋管 半済	右	40	13.4K+120m ～ 13.4K+160m	護岸根固崩壊	木流し工
19	菊　川	新川橋 本所	右	60	14.2K+45m ～ 14.2K+104m	護岸根固崩壊 下前田川合流点	木流し工
21 菊重 16	牛淵川	中島橋～宮前橋 神尾	左	400	11.0K+100m ～ 11.4K+100m	河積不足	積土のう工
22	牛淵川	江川樋門対岸 嶺田	右	200	4.2K+100m ～ 4.4K+100m	暫定堤防	－
23 菊重 17	牛淵川	中島橋～宮前橋 神尾	右	400	11.0K+100m ～ 11.4K+100m	河積不足	－
24 菊重 18	黒沢川	黒沢排水機場～黒沢橋上流 下平川	左	200	0.2K+110m ～ 0.5K	河積不足	積土のう工
25 菊重 19	黒沢川	黒沢樋門～黒沢橋上流 下平川	右	540	0.0K ～ 0.5K	河積不足	積土のう工
重要度Ａ小計		河川21箇所		6,480			
4 菊重1	菊　川	亀惣川橋～生仁場橋 堂山新田～嶺田	左	800	4.6K+100m ～ 5.4K+100m	河積不足	積土のう工
5 菊重 1,2,3	菊　川	菊川下流水管橋～嶺田水位観測所付近 嶺田	左	1,200	5.4K ～ 6.6K	パイピング破壊安全照査G/W不足	－
6 菊重 2,3	菊　川	菊川下流水道管橋上流～生仁場橋上流 嶺田	左	800	5.6K+100m ～ 6.4K+100m	河積不足	積土のう工
7 菊重3	菊　川	佐束川合流点上流 嶺田	左	200	6.4K+100m ～ 6.6K+100m	河積不足	積み土のう工
8 菊重3	菊　川	大船渡橋下流 嶺田	左	200	7.4K+100m ～ 7.6K+100m	河積不足	積み土のう工
9 菊重3	菊　川	大船橋橋上流 上平川	左	400	7.6K+100m ～ 8.0K+100m	暫定堤防	積土のう工
10 菊重3	菊　川	大船橋橋上流 上平川	左	200	7.8K+100m ～ 8.0K+100m	河積不足	積土のう工
11	菊　川	池村公民館上流～旭橋下流	左	1,200	8.6K+100m	河積不足	積土のう工

菊重3		上平川			～ 9.8K+100m		
12	菊　川	小川端橋40m上流より下流 加茂	左	50	11.1K ～ 11.2K-53m	護岸一部破損	木流し工
13	菊　川	小川端橋40m上流より下流 加茂	左	130	11.2K ～ 11.3K+30	護岸一部破損	木流し工
14	菊　川	小川端水防資材置場～ 加茂神社 加茂	左	70	11.4K+30m ～ 11.5K	護岸一部破損	木流し工
15	菊　川	加茂橋下流 加茂	左	400	11.6K+100m ～ 12.0K+100m	暫定堤防	積土のう工
16	菊　川	加茂橋下流 加茂	左	50	11.7K+50m ～ 11.8K	護岸の老朽化 未施工	木流し工
17	菊　川	加茂橋上下流 加茂	左	200	11.8K+100m ～ 12.0K+100m	暫定堤防	積土のう工
18	菊　川	加茂橋上流 半済	左	100	12.2K ～ 12.3K	護岸の老朽化 未施工	木流し工
19	菊　川	菊川橋上流 半済	左	400	13.4K ～ 13.8K	暫定堤防 堤防脆弱性指標t ※による判定	－
20	菊　川	八王子橋下流200m 本所	左	210	14.6K+110m ～ 14.8K+100m	河積不足	積土のう工
21 菊重 5・6	菊　川	八王子橋上流100m～ 矢田部橋下流50m 本所～和田	左	1,520	15.0K+100m ～ 16.6K+100m	河積不足	積土のう工
22 菊重5	菊　川	水神橋～潮海寺橋 潮海寺	左	340	15.8K ～ 16.2K	堤防脆弱性指標t ※による判定 すべり破壊の安全性（Fs）不足	－
23	菊　川	潮海寺橋下流 潮海寺	左	160	16.0K ～ 16.2K	パイピング破壊安全照査iv超過	－
24 菊重6	菊　川	潮海寺橋上流 和田	左	420	16.4K ～ 16.8K	堤防脆弱性指標t ※による判定 すべり破壊の安全性（Fs）不足	－
25 菊重6	菊　川	潮海寺橋上流 和田	左	210	16.6K ～ 16.8K	パイピング破壊安全照査iv超過	－
26	菊　川	立ヶ谷橋～ 大井川用水余水排水樋管 和田～富田	左	300	17.2K+100m ～ 17.6K	河積不足	積土のう工
34 菊重	菊　川	嶺田水位観測所 嶺田	右	440	6.4K+110 ～	暫定堤防	積土のう工

10					6.8K+110		
35 菊重 10	菊　川	生仁場橋上流～稲荷部川合流点 嶺田	右	190	6.8K+110m ～ 7.0K+80m	河積不足	積土のう工
36	菊　川	大船渡橋 下内田	右	180	7.6K ～ 7.8K-20m	護岸一部破損	木流し工
37	菊　川	大船渡橋 下内田	右	20	7.8K-20m ～ 7.8K	護岸一部破損	木流し工
38 菊重 11	菊　川	高田橋下流400mより下流 下内田	右	230	8.5K ～ 8.7K+32m	護岸一部破損	木流し工
39 菊重 11,12	菊　川	太郎坊大権現下流～旭橋下流 下内田	右	1,200	8.6K+110m ～ 9.8K+110m	河積不足	積土のう工
40 菊重 13	菊　川	新川橋～下前田川上流 半済～本所	右	240	14.2K+120m ～ 14.4K+120m	暫定堤防 下前田川合流点	積土のう工
41 菊重 13	菊　川	下前田川合流点 半済～本所	右	40	14.3K+30m ～ 14.4K-29m	護岸一部破損	木流し工
42 菊重 13	菊　川	下前田川合流点 本所	右	170	14.2K+198m ～ 14.4K+120m	暫定堤防	－
43	菊　川	中央幼稚園～潮海寺橋下流 本所～潮海寺	右	1,330	14.6K ～ 16.0K	パイピング破壊安全照査G/W不足	－
44	菊　川	八王子橋下流200m 本所	右	180	14.6K+80m ～ 14.8K+100m	河積不足	積土のう工
45	菊　川	八王子橋上流 本所～潮海寺	右	170	15.0K+90m ～ 15.2K+100m	河積不足	積土のう工
46	菊　川	井田樋管上下流 潮海寺	右	400	15.4K+100m ～ 15.8K+100m	河積不足	積土のう工
47	菊　川	水神橋150m上流～ 塩井戸樋管 潮海寺	右	150	15.9K+80m ～ 16.1K	護岸一部 破損	木流し工
48 菊重 14,15	菊　川	塩井戸樋管下流～ 立ヶ谷橋上流 潮海寺	右	820	16.0K+120m ～ 17.4K+100m	河積不足	積土のう工
49 菊重 14,15	菊　川	潮海寺橋～立ケ谷橋上流 潮海寺～富田	右	1,200	16.2K ～ 17.4K	パイピング破壊安全照査G/W不足	－
51	牛淵川	下平川堰より100m上流 下平川	左	200	6.6K+100m ～ 6.8K+100m	河積不足	積土のう工
52	牛淵川	堤橋～法華橋 下平川～上平川	左	200	7.2K+100m ～	河積不足	積土のう工

					7.4K+100m		
53	牛淵川	奥横地川合流点より上流 東横地	左	200	10.2K+100m ～ 10.4K+100m	河積不足	積土のう工
54	牛淵川	奥横地川合流点 東横地	左	150	10.2K+141m ～ 10.4K+100m	暫定堤防	－
55	牛淵川	杉の谷橋 神尾	左	200	10.6K+100m ～ 10.8K+100m	河積不足	積土のう工
57	牛淵川	杉の谷橋 神尾	右	200	10.6K+100m ～ 10.8K+100m	河積不足	積土のう工
58	丹野川	明治橋 ～黒沢川排水機場（右岸） 赤土	左	200	0.6K ～ 0.8K	－	月の輪工
59 菊重 16	丹野川	赤土新橋 赤土	左	50	1.6K+50m ～ 1.7K	暫定堤防	積土のう工
重要度Ｂ小計		河川47箇所		18,760			

※「菊重」は重点区間

２．県管理区間

対象番号	河川名	ランドマーク及び地先名	左右岸	延長(m)	位置（自～至）	注意を要する理由	水防工法
袋-1	菊　川	鎌倉橋下流 友田	左 右	20	19.0K+80m ～ 19.1K	断面狭小	積土のう工
袋-2	菊　川	谷広橋下流 友田	左 右	50	19.7K ～ 19.7K+50m	断面狭小	積土のう工
袋-3	菊　川	谷広橋上流 友田～倉沢	左 右	100	20.1K+30m ～ 20.2K+30m	断面狭小	積土のう工
袋-4	菊　川	倉沢橋上下流 倉沢	左 右	200	22.5K ～ 22.7K	断面狭小	積土のう工
重要度Ａ小計		河川４箇所		370			
袋 -12	上小笠川	御門橋～上内田橋 中内田～掛川市上内田	左 右	1,770	2.7K+80m ～ 4.5K+50m	断面狭小	積土のう工
袋 -13	西方川	JR東海道線橋 ～JR東海道新幹線橋 西方	左 右	1,200	4.4K ～ 5.6K	断面狭小	積土のう工
袋 -14	沢水加川	欠下橋～西田比堰 沢水加	左 右	50	1.6K+50m ～ 1.7K	断面狭小	積土のう工
重要度Ｂ小計		河川３箇所		3,020			

第２節　水防上重大な影響のある橋梁一覧（直轄区間）

対象番号	河川名	路　線　名	橋　梁　名 (構造)	形状 (LW) m	位　置	影響の内容	管理者
菊工 -A20	菊　川	(市) 潮海寺吉沢線	潮海寺線 （２径間連続非合成鉱桁）	49.0 10.25	潮海寺	桁下高不足	菊川市
菊工 -A33	牛淵川	(市) 山脇線	宮前橋 (合成H桁)	27.0 4.0	神尾	桁下高不足	菊川市
菊工 -A35	黒沢川	(一) 掛川浜岡線	明治小橋 （ＲＣ橋）	12.65 7.8	赤土	桁下高不足	静岡県
菊工 -A36	黒沢川	(市) 岳洋通り線	黒沢橋 (ﾎｰﾛｰ型ＰＣ桁)	18.0 6.5	赤土	桁下高不足	菊川市
菊工 -B2	菊　川	(主) 相良大須賀線	生仁場橋 (鋼合成H桁鋼活荷重合成桁)	80.0 9.0	嶺田	桁下高不足	静岡県
菊工 -B4	菊　川	(一) 小笠掛川線	高田橋 （ＰＣＴ桁）	86.0 6.7	上平川	桁下高不足	静岡県
菊工 -B5	菊　川	(市) 吉田大東線	矢田部橋 (2径間連続非合成鋼板桁)	51.0 12.0	本所 潮海寺	桁下高不足	静岡県
菊工 -B6	菊　川	(市) 潮海寺吉沢線	水神橋 (活荷重合成桁)	49.8 6.2	潮海寺	桁下高不足	菊川市
菊工 -B7	菊　川	(市) 潮海寺吉沢線	立ヶ谷橋 (ﾎﾟｽﾃﾝ2連続T桁)	46.3 10.25	吉沢	桁下高不足	菊川市
菊工 -B8	牛淵川	(市) 堤池村線	堤橋 （ＰＣ桁）	40.9 6.8	下平川	桁下高不足	菊川市
計			10箇所				

第３節　水防上注意を要する水門等一覧（直轄区間）

対象番号	河川名	水門等の名称	位置	形　状			種　別	施設管理者	連絡先
				H	W	連			
菊工 -A2	菊　川	土橋樋管	奈良野	2.0	1.8	1	スライド	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A3	菊　川	排水管	加　茂		φ=0.3		フラップゲート	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A4	菊　川	万田 第2排水樋管	半　済		φ=0.9	1	スライド	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A5	菊　川	八王子 樋管	本　所		φ=0.2	1	ヒューム管	農林水産省	大井川右岸土地改良区 0537-35-2413
菊工 -A6	菊　川	大井川用水余水排水樋管	富　田		φ=0.3	1	スライド	農林水産省	大井川右岸土地改良区 0537-35-2413
菊工 -A15	菊　川	高田 排水樋管	下内田	2.0	2.0	1	ローラー	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A16	菊　川	小川端樋管	加　茂		φ=0.45	1	フラップ	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A17	菊　川	宮ノ西排水 樋管	加　茂		φ=0.3		スライドゲート 手　動	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工	菊　川	前田樋管	本　所	1.50	1.75	1	スライド	菊川市	菊川市建設課

-A18									0537-35-0902
菊工 -A19	菊　川	井田樋管	潮海寺	1.00	1.25	1	フラップ	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A23	菊　川 (牛淵川)	高橋川 樋門	河東	3.10	2.73	2	ローラゲート	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A24	菊　川 (牛淵川)	藤の木 樋管	赤土	1.00	1.00	1	スライドゲート	国土交通省	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A25	菊　川 (牛淵川)	下平川第１ 用水樋管	下平川		φ=0.6	1	スライド	菊川市	菊川市農林課 0537-35-0940
菊工 -A26	菊　川 (牛淵川)	横地第２ 樋管	東横地	1.20	0.80	1	フラップ	国土交通省	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053)466-0118
菊工 -A27	菊　川 (牛淵川)	東横地樋管	東横地	3.00	2.40	1	ローラー	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A29	菊　川 (牛淵川)	嶺田悪水 樋管	嶺田	1.50	2.00	2	ローラー	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A30	菊　川 (牛淵川)	下平川第２ 用水樋管	下平川		φ=0.6	1	スライド	菊川市	菊川市農林課 0537-35-0940
菊工 -A31	菊　川 (牛淵川)	段横地樋管	東横地	1.50	1.80	1	ローラー	菊川市	菊川市建設課 0537-35-0902
菊工 -A32	菊　川 (牛淵川)	山脇用水吐 樋管	神　尾		φ=0.3		ヒューム管	農林水産省	大井川右岸土地改良区 0537-35-2413
菊工 -A34	菊　川 (丹野川)	峯反法用水 樋管	赤　土	0.25	0.50	1	木製スライド スピンドル	菊川市	菊川市農林課 0537-35-0940
直轄区間　計		20箇所							

第４節　湛水注意箇所一覧

関係河川名	位　　置	湛水面積（ha）	摘　　要
菊　川	半済～三軒家地内	120.0	
	高田地内	150.0	
黒沢川	下平川地内	60.0	
計	３箇所	330.0	

第５節　土石流危険渓流一覧

河川名	渓　流　名	所在地 (字)	渓　流　概　況			保全対象 人家戸数
			渓流長　(Km)	流域面積(Km²)	流下部平均勾配	
内谷川	古谷沢	古　谷	0.22	0.008	6°	5
高橋川	北之谷沢	枝　善	0.2	0.01	5°	5
	枝善沢	枝　善	0.16	0.005	12°	5
丹野川	猿渡沢	猿　渡	0.16	0.03	5°	4
	下組沢	下　組	0.3	0.01	5°	10
菊川	ウチワンヤ沢	本　所	0.18	0.04	8°	22
牛淵川	神尾下沢	神　尾	0.13	0.01	15°	6
	与兵衛谷沢	神　尾	0.07	0.01	16°	7
	殿ヶ谷沢	三　沢	0.13	0.03	9°	6
富田川	井戸沢	富　田	0.38	0.05	8°	2
	市代ノ谷沢	富　田	0.18	0.05	15°	2

	道上ヶ谷沢	富　田	0.13	0.03	10°	3
沢水加川	宮ノ谷沢	沢水加	0.31	0.05	9°	5
	金衛門下沢	沢水加	0.43	0.05	11°	2
	打無沢	沢水加	0.53	0.15	9°	4
	勝田ヶ谷沢	沢水加	0.23	0.04	7°	2
	農ヶ沢	沢水加	0.18	0.05	16°	1
	西田沢	沢水加	0.23	0.09	13°	3
	文字ヶ谷川	沢水加	0.24	0.07	7°	1
西方川	堂ノ谷沢	西　方	0.08	0.04	21°	1
	背戸ノ谷沢	西　方	0.25	0.03	10°	4
	東ノ谷沢	西　方	0.15	0.08	11°	2
牛淵川	神尾上沢１	神　尾	0.13	0.04	9°	4
	神尾上沢２	神　尾	0.24	0.16	7°	3
	神尾沢	神　尾	0.18	0.03	10°	3
	大平川下沢	神　尾	0.10	0.03	17°	2
	神尾下沢１	神　尾	0.10	0.01	17°	2
	神尾下沢２	神　尾	0.10	0.02	17°	4
	白山沢	東横地	0.21	0.02	11°	3
	西郷堂ヶ矢沢	東横地	0.22	0.03	10°	1
	諏訪ノ谷沢１	東横地	0.12	0.01	14°	1
	諏訪ノ谷沢２	東横地	0.13	0.01	13°	4
	西側沢	東横地	0.10	0.01	22°	4
	平四郎ヶ谷沢	三　沢	0.08	0.01	14°	4
	佐次兵衛ヶ谷沢	三　沢	0.07	0.01	16°	1

第９章　雨量観測（雨量の観測及び通報）

１　雨量観測所（静岡県所管１・国土交通省所管３・気象庁所管１　計５箇所）

(1) 静岡県所管の雨量観測所　　（　）内はテレメーター観測開始年月日

観測所名	流　域 河川名	位　　置	観測者名	観測開始 年 月 日	既往最大 日 雨 量
(テレ) 牧之原	菊　川	牧之原市 東狭間	袋井土木事務所 0538-42-3217	昭和43年４月１日 （S55. ３. １）	365.0㎜

(2) 国土交通省所管の雨量観測所

水系名	観測所名	所在地	標高	観測開始日	テレメーター開始年月日
菊　川	平　田	嶺田（平田出張所）	７ｍ	昭和25年８月27日	昭和49年６月20日
	河　城	和田上ノ原	95m		昭和52年６月23日
	丹　野	丹野奥原	150m		昭和50年６月４日

(3) 気象庁所管の雨量観測所

観測所名	所在地	観　測　種　目						観測所の高さ	風向風速計地上の高さ
		降水量	気温	風	日照時間	積雪	その他		

菊川牧之原	倉　沢	○	○	○	○			191m	10m

２　通報（警戒雨量）及び伝達経路

(1) 24時間以内に80ミリ以上の降雨があった時。

(2) 連続雨量100ミリの降雨があった時。

(3) 前各項の通報発信の後、なお引き続き降雨のあった時は30ミリをこえるごとに通報する。

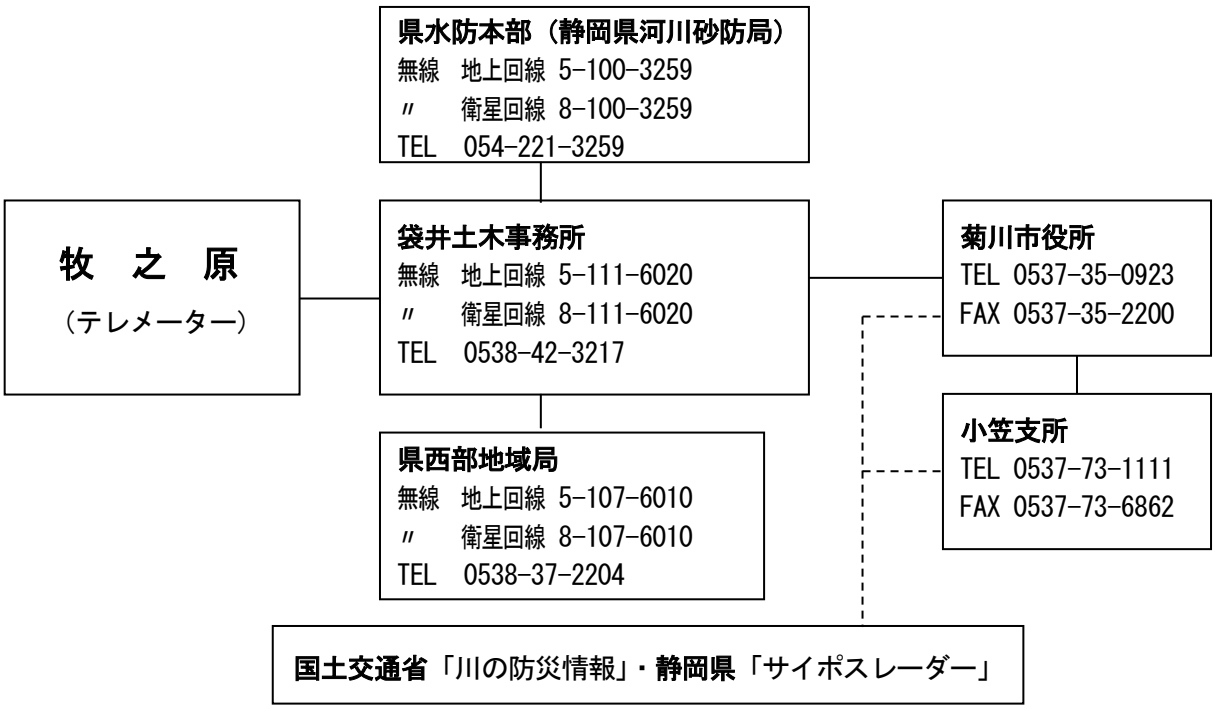

注１）雨量情報は、インターネットサイト「サイポスレーダー（http://sipos.shizuoKa2.jp/sipos/)」でも監視が行える。

注２）国土交通省が配信している局所的な雨量をリアルタイムで観測するＸバンドＭＰレーダの雨量情報を雨量監視に活用する。

「ＸバンドＭＰレーダ雨量情報」(http://www.river.go.jp/Kawabou/ipTopGaiKyo.do)

第１０章　気象庁が行う予報及び警報とその措置

第１節　静岡地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報

１　気象予報

気象業務法の規定に基づき、静岡地方気象台が水防活動のために発表する注意報、警報の種類及び発表の基準

(1)大雨注意報

大雨によって災害が起こる恐れがあると予想された場合

(2)洪水注意報

洪水によって災害が起こる恐れがあると予想された場合

(3)大雨警報

大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予想された場合

(4)洪水警報

洪水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想された場合

第２節　大雨及び洪水注意報・警報の発表基準（菊川市）

１　注意報
　(1)大雨注意報
　　表面雨量指数基準　14
　　土壌雨量指数基準　79
　(2)洪水注意報
　　流域雨量指数基準　牛淵川流域＝9.1、西方川流域=6.9
　　複合基準　牛淵川=（7、9.1)、西方川流域=（7、6.9)、菊川流域=（7、12）
　　指定河川洪水予報による基準　菊川[加茂]

２　警報
　(1)大雨警報
　　表面雨量指数基準　22
　　土壌雨量指数基準　134
　(2)洪水警報
　　流域雨量指数基準　牛淵川流域＝15.5、西方川流域=8.7
　　複合基準　牛淵川=（12、14.2)、西方川流域=（12、8.6）
　　指定河川洪水予報による基準　菊川[加茂]

第３節　大雨及び洪水警報・注意報に係る基準の見方

１　表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
２　土壌雨量指数基準値は１ｋｍ四方毎に設定している。大雨欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
３　洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川」流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
４　洪水の欄中、複合基準は（表面雨量指数基準、流域雨量指数基準）の組み合わせによる基準値を示す。
＜参考＞
土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、１ｋｍ四方の領域ごとに算出する。
流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、１ｋｍ四方の領域ごとに算出する。

第４節　特別警報（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、気象、地象等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

[静岡地方気象台発表の特別警報の発表の基準]
大雨特別警報：台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風特別警報：数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

第 11 章　水位観測（水位の観測及び通報）

１　水位観測所（静岡県所管２・国土交通省所管４　計６箇所）

(1) 静岡県所管の水位観測所　　（　）内はテレメーター観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

観測所名	流域河川	位置	水位				観測開始年月日	観測者名
			水防団待機（通報）	氾　濫注意（警戒）	避難判断（特別警戒）	氾　濫危険（危険）		
白岩橋	西方川	加　茂	(3.30)	(3.80)			(H19)	袋井土木事務所 電話 0538-42-3217
篭田橋	上小笠川	中内田	(3.20)	(3.70)			(H19)	袋井土木事務所 電話 0538-42-3217

(2) 国土交通省所管の水位観測所　　上段：普通観測、下段：自記観測

河川名	観測所名	位置（Km）	所在地	流域面積（Km2）	量水標の０点（m）	器種	観測開始年月日	テレメーター開始年月日
菊　川	加　茂	左 11.9	加　茂	34.2	12.000	水晶式	S28.5.1 S29.5.1	S49.6.20
	嶺　田	右 6.4	嶺　田	69.7	2.440	ﾌﾛｰﾄ式	S8.6.16 S29.5.1	S50.6.4
牛淵川	堂　山	右 3.6	堂山新田	33.1	0.608	水晶式	S29.3.1 S30.2.1	S48.5.24
	横　地	左 10.1Km	東横地	10.93	1.009	水晶式	－ S59.3.30	S59.3.30

２　水位の通報及び伝達経路

(1) 水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき及び通報水位以上にある間の時間毎の水位
(2) 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときの時刻
(3) 水位が最高水位に達した水位とその時刻
(4) 氾濫注意水位（警戒水位）又は水防団待機水位（通報水位）を下回ったときの時刻

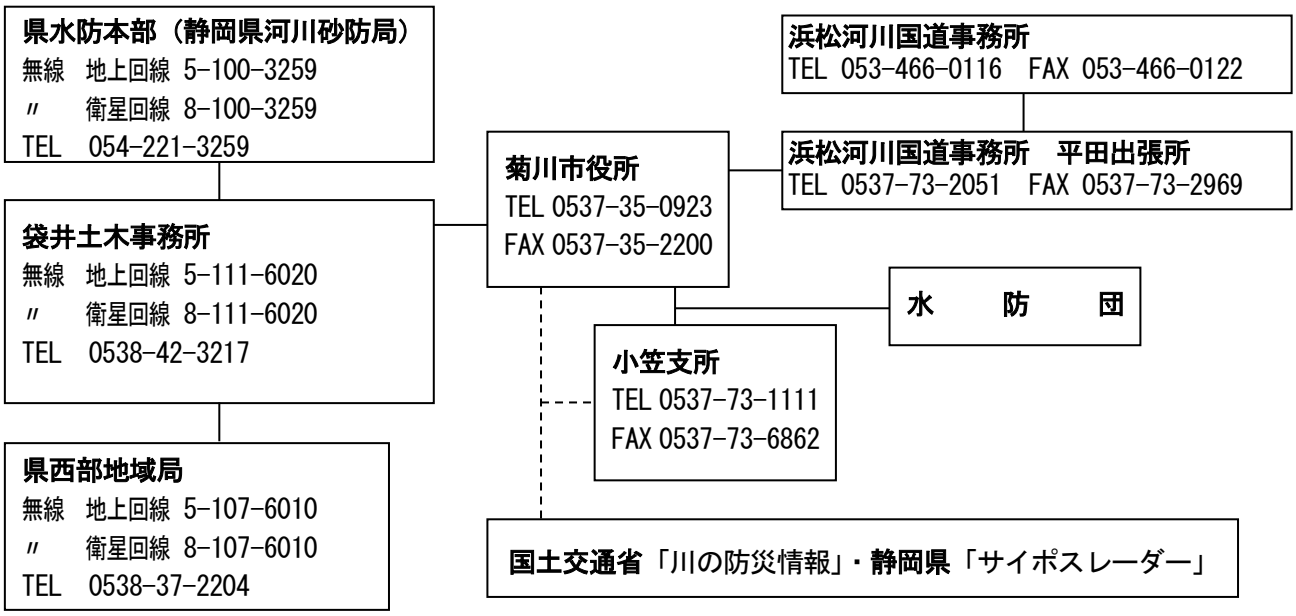

注）水位情報の入手及び通報については、川の防災情報、サイポスレーダーが正常に機能し水位を把握できる場合は省略することができる。ただし、システムに障害が生じた場合、電話、ファックス等で通報するものとする。

第12章　洪水予報と水防警報

第１節　国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した河川について気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区　　域
菊川	左岸　菊川市富田字川原田三十八番地八地先から海まで
	右岸　菊川市富田字長行平七十六番地二十地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団待機水位（指定水位）	氾　濫注意水位（警戒水位）	出動水位	避難判断水位（特別警戒水位）	氾　濫危険水位（危険水位）	計画高水　位
菊　川	加　茂	加　茂	左岸河口より11.9km	1.50m	2.50m	3.20 m	3.20 m	3.50m	5.94m

(3) 洪水予報発表者

河　川　名	発　表　者	発表責任者
菊　　川	浜松河川国道事務所 静岡地方気象台	浜松河川国道事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の種類と基準

種　　類	発　表　基　準	摘　　要
氾　濫 注意情報 （洪水注意報）	基準地点の水位が、氾濫注意水位（レベル２水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき浜松河川国道事務所と静岡気象台が協議の上決定する。
氾　濫 警戒情報 （洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（レベル４水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾　濫 危険情報 （洪水警報）	基準地点の水位が、氾濫危険水位（レベル４水位）に到達したとき	
氾　濫 発生情報	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、補足の情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連の番号を付して発表する	

(5) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にＦＡＸ（別表４）で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

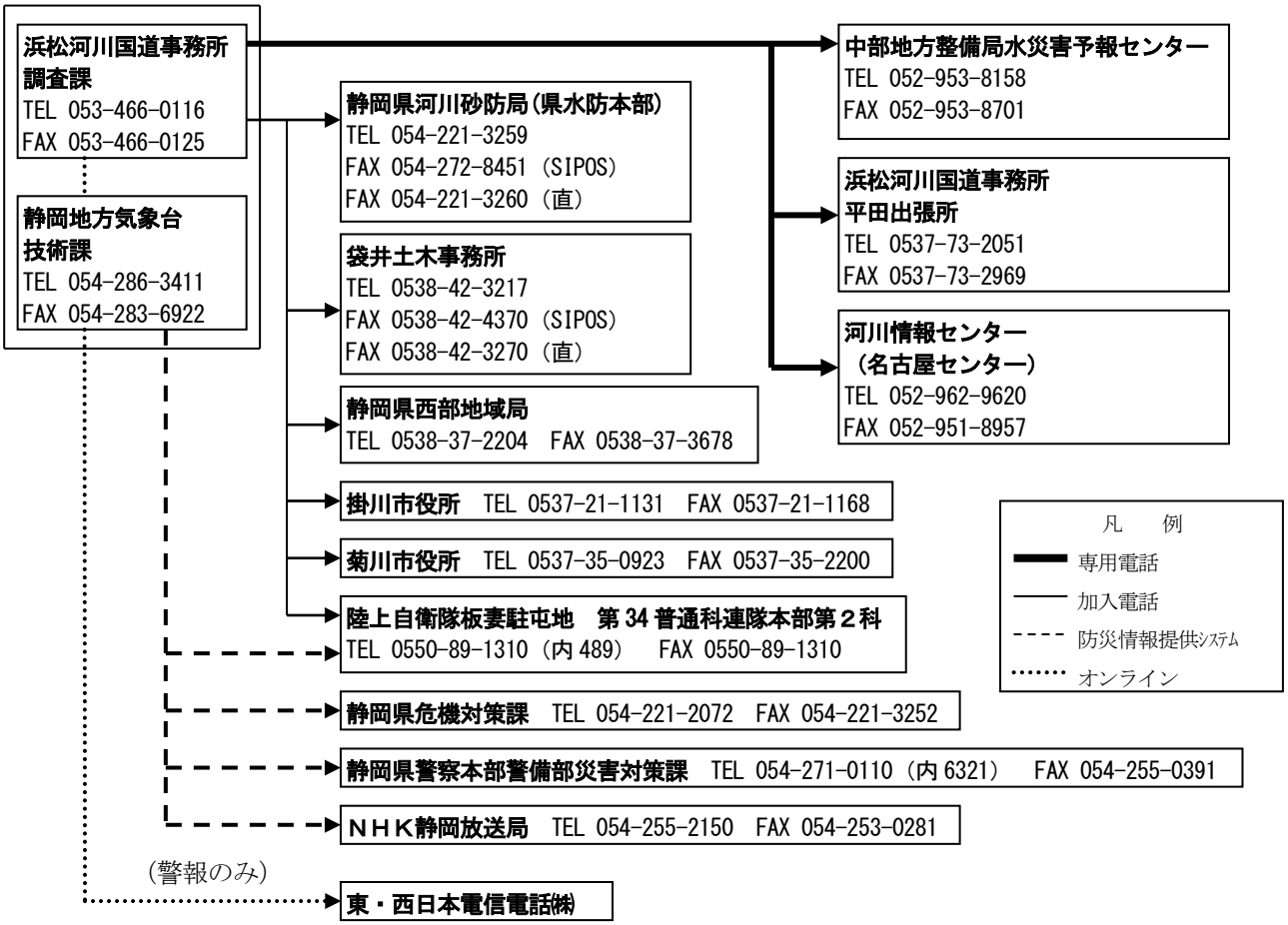

菊川市から関係機関への連絡は、基本的に電話連絡とする。（洪水予報・洪水警報共通）

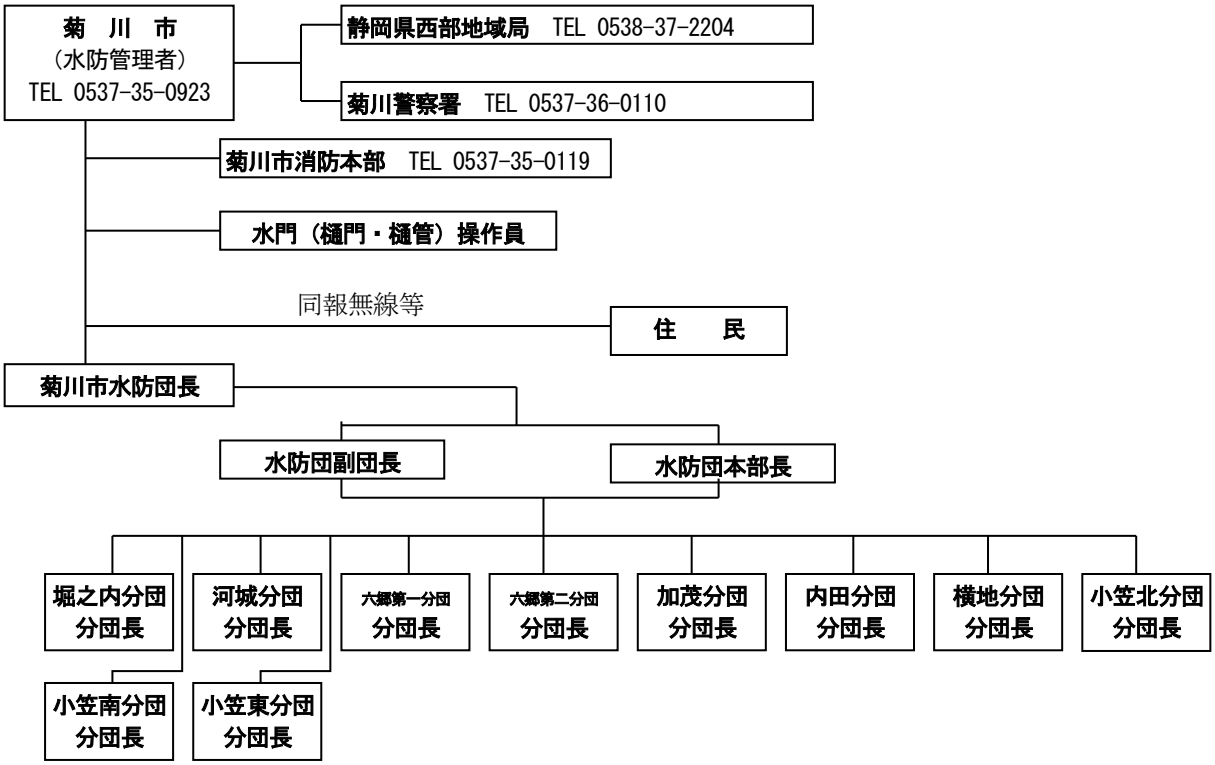

第２節　国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の発表は浜松河川国道事務所長が行うものとし、次に示す各計画に基づき、水位を示して水防上の警報を発表する。

(1)水防警報を行う河川及び区域　　(m)

河川名	区域		区域延長
菊川	幹　川	左岸　菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで 右岸　菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで	17,600m
	支　川 (牛淵川)	左岸　菊川市牛渕字里番百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸　菊川市牛渕字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300m

(2)水防警報の対象水位観測所

河川名	観測所名	所在地	位　置	水防団待機水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険(危険)水位	計画高水位	現況堤防高	堤内地地盤高
菊川	加茂	加茂小川端	左岸河口から11.9Km	1.50	2.50	3.20	3.20	3.50	5.94	左7.7 右7.6	左6.4 右5.2
	嶺田	西嶺田	右岸河口から6.4Km	2.00	4.30	4.90	－	－	5.79	左7.4 右7.5	左3.8
支川(牛淵川)	堂山	堂山新田	右岸合流点から3.6Km	3.10	4.60	4.90	4.90	5.30	5.86	左7.6 右7.5	左3.6 右4.2
	横地	東横地	左岸合流点から10.1Km	1.80	2.10	2.30	2.30	2.70	4.06	左5.3 右5.1	左5.3 右3.5

(3)水防警報発表者

河　川　名	発　表　者
菊　　川	浜松河川国道事務所
支川(牛淵川)	浜松河川国道事務所

(4) 水防警報の種類及び発表

種　類	内　　容	発　表　基　準
準　備	水防資器材の整備点検水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
出　動	水防団員の出動を通知するもの。	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
解　除	水防活動の終了を通知するもの。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情　報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

(5) 水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にはＦＡＸ（別表５）にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

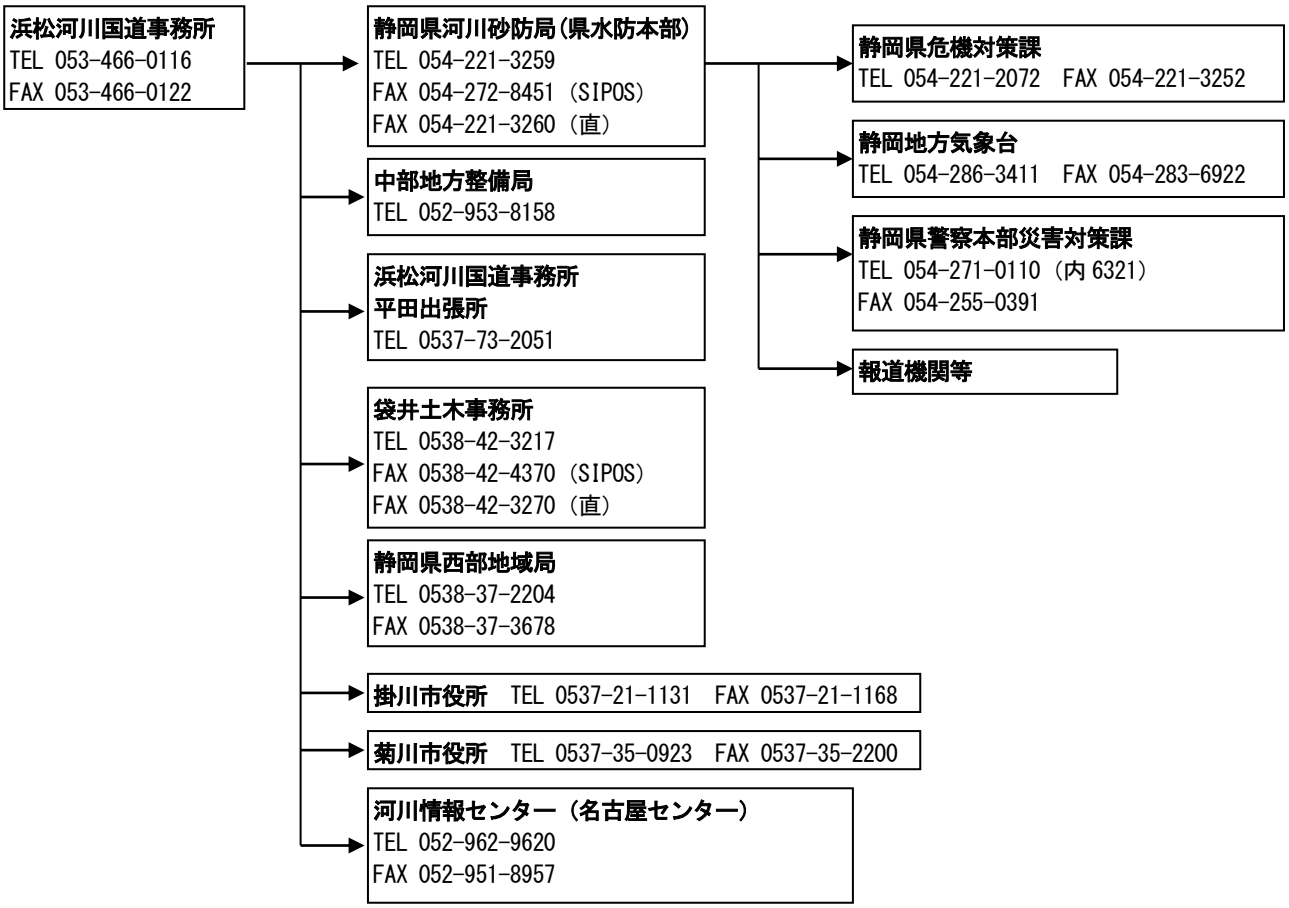

第３節　国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

国土交通大臣が指定した河川（水位周知河川）の水位到達情報は、浜松河川国道事務所長が行うものとし、次に示す表に基づき、避難判断水位の水位到達情報と必要に応じて補足情報を示して発表する。

(1)水位到達情報を通知及び周知する河川名及び区域

河川名	区　　域	区域延長
牛淵川（支川）	左岸　菊川市牛渕字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300m
	右岸　菊川市牛渕字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	

河川名	観測所名	所在地	位　置	水防団待機（指定）水位	氾濫注意（警戒）水位	出動水位	避難判断（特別警戒）水位	氾濫危険（危険）水位	計画高水位	現況堤防高	堤内地地盤高
支　川（牛淵川）	堂山	堂山新田	右岸合流点から3.6Km	3.10	4.60	4.90	4.90	5.30	5.86	左7.6 右7.5	左3.6 右4.2
	横地	東横地	左岸合流点から10.1Km	1.80	2.10	2.30	2.30	2.70	4.06	左5.3 右5.1	左5.3 右3.5

(2)水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

(3) 水位到達情報の発表する情報の種類、発表基準

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種　　類	発　　表　　基　　準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の基準

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、氾濫注意水位（警戒水位）を越える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位の低い方の水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（法第13条）。水防管理者において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。

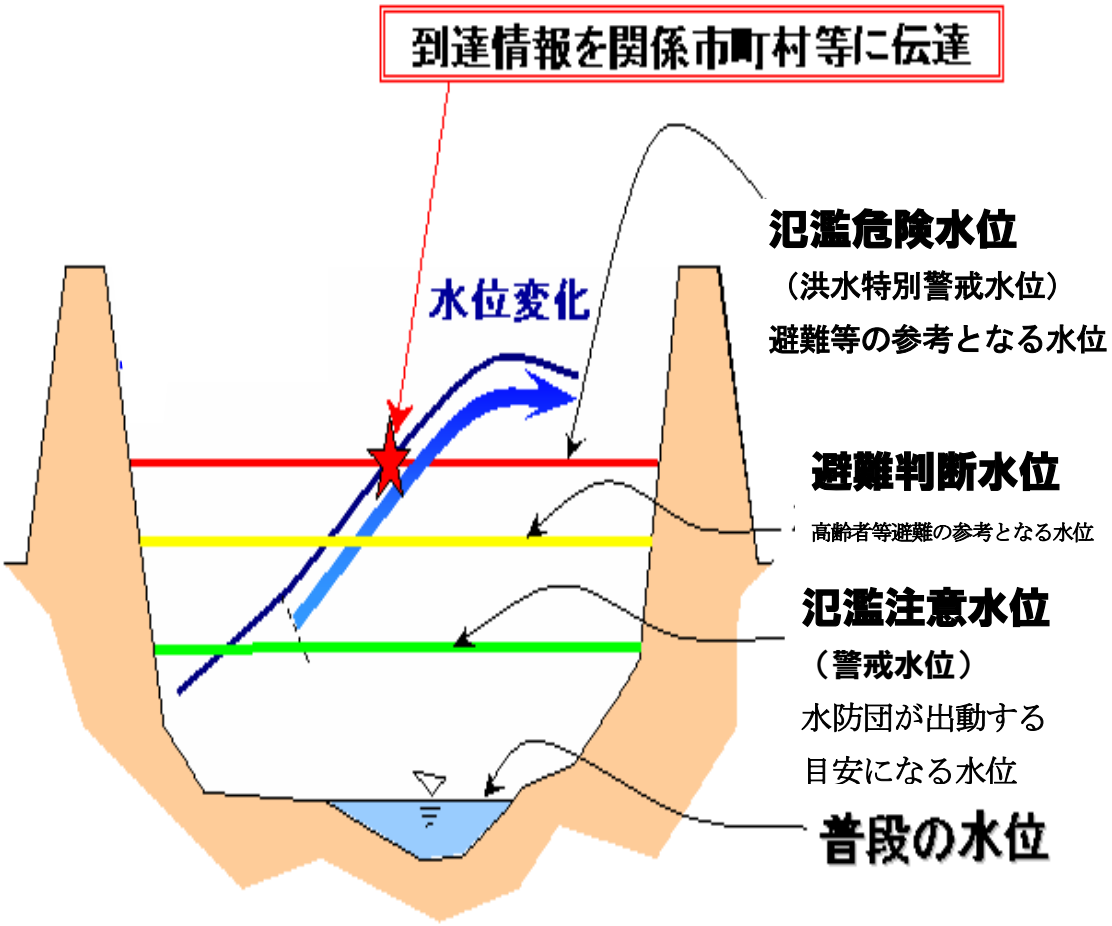

中部地方整備局管内の氾濫危険水位の設定

(5) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した旨の水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

(6) 牛淵川の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報連絡系統図

牛淵川の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の伝達方法は、基本的にＦＡＸ（別表

６）にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

水防警報の伝達方法は、基本的にはＦＡＸ（別表５）にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

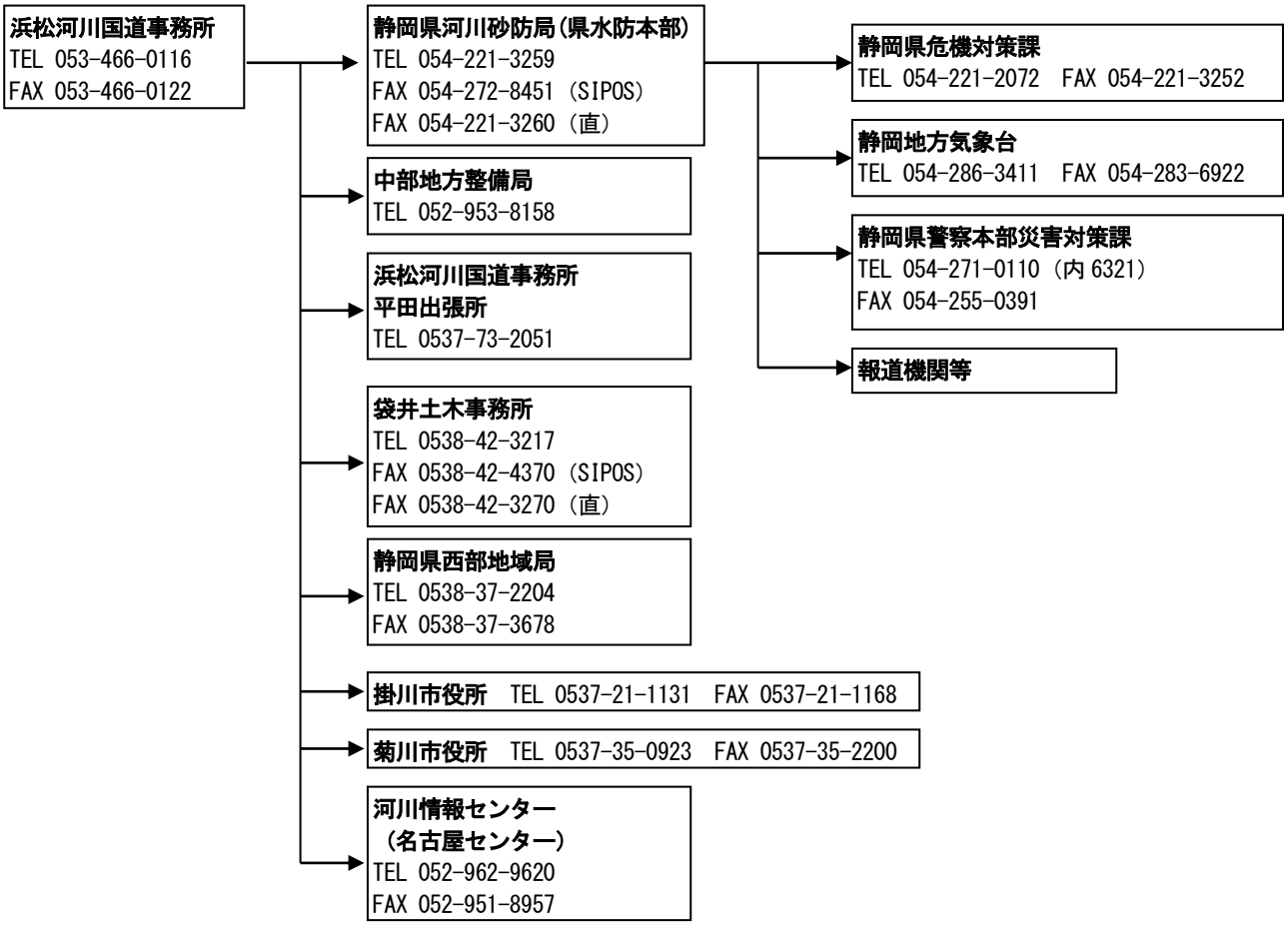

第 13 章　水防機関の配備及び活動

第１節　非常配備

水防管理者が洪水等により水防活動の必要を認めたとき、及び知事からその警戒の伝達又は指示を受けた場合は、水防管理者の指示により職員ならびに水防団員は、次の要領により非常配備体制に入り水防業務に従事するものとする。

(1) 職員の配備基準等

菊川市災害対策本部運営要領より抜粋

	一般（風水害等）対策	配備職員
事前配備	・市内に警報が発令された場合 ・次の数値を超えた又は超える見込みとなった場合 ①　時間雨量 50㎜ 以上又は累計雨量 100ｍｍ以上 ②　水位が水防団待機水位以上 （加茂 1.5m、嶺田 2.0m、堂山 3.1m、白岩橋 3.3m、篭田橋 3.2m、横地 1.8m） ③　市長が必要と認めた場合	危機管理課２名、建設課１名、小笠市民課１名 →職員４名 必要に応じて、危機管理部長、危機管理課長 ※状況に応じて必要な要員を動員する場合がある。
第１次配備	・次の数値を超えた又は超える見込みとなった場合 ①　時間雨量 50㎜ 以上が２時間以上又は累計雨量 150ｍｍ以上 ②　水位が氾濫注意水位以上 （加茂 2.5m、嶺田 4.3m、堂山 4.6m、白岩橋 3.8m、篭田橋 3.7m、横地 2.1m） ③　市長が必要と認めた場合	市長、副市長、教育長、部長級職員、総務部、危機管理部、建設経済部職員及び各部調整室、企画財政部の一部職員、小笠市民課職員、教育文化部の一部職員、地区派遣員（総務部） →職員 150 名（約半数） ※状況により必要な要員のみ動員又は配備職員以外の職員を増員する場合がある。
第２次配備	・次の数値を超えた又は超える見込みとなった場合 ①　時間雨量 50㎜ が３時間以上又は累計雨量 200ｍｍ以上 ②　水位が氾濫危険水位以上 （加茂 3.5m、堂山 5.3m、横地 2.7m） ③　突発災害が発生した場合 ④　市長が必要と認めた場合	全職員

(2)　水防団の配備基準等

待　　機	
配備基準	水防に関係のある気象の警報が発せられたとき 概ね市職員の第１配備態勢時
動員範囲	別表７　水防団員出動態勢第１次に示す陣容
態　　勢	団長を本部、副団長及び本部長を本部７人・支部４人詰めさせ、団長は、その後の情勢の推移を把握し、団員を直ちに次の段階に入り得るような状態に置くものとする 正副分団長及び部長並びに班長は所属部蔵置所及び詰所にて待機

準　　備	
配備基準	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予想させるとき 概ね市職員の第２配備態勢時
動員範囲	別表７　水防団員出動態勢第２次に示す陣容
態　　勢	水防団長・副団長・本部長は、団員の配備計画にあたるとともに、水防機材の整備点検及び堤防巡視等のため団員を出動させる

出　　動	
配備基準	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めたとき 概ね市職員の第３配備態勢時
動員範囲	別表７　水防団員出動態勢第２次に示す陣容
態　　勢	河川の監視及び市内巡視等警戒態勢 状況により水防作業、並びに住民の避難誘導

第２節　水防活動

１　水防管理者の指示

水防管理者は、水防警報の連絡を受けたときは、直ちに水防団長にその旨を連絡するとともに、樋門・樋管操作員に対して、樋門・樋管の巡視を行うように指示するものとする。

２　水防団の活動

水防団長は、直ちに各河川等の受持ち区域の分団長に対し、その旨を連絡し、必要団員に堤防巡視を行うよう指示するものとする。分団長は、巡視の状況を随時水防団長に通報するとともに、水防団長は水防本部長に報告するものとする。

水防団員は、水防団長の指示により水防警報を受けたときから、洪水等の危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防活動に従事するものとする。

３　自主水防隊の活動

自主水防隊は、水防警報が発令された旨を水防管理者より連絡を受けたときは、待機の体制をとるものとする。市水防本部が設置された場合は、地区の状況に応じて自主水防隊水防本部を設置し、市水防本部と情報等の相互連絡をとるものとする。また、災害の危険が除去されるまでの間、住民の安全の確保に努めるとともに、市及び水防団の水防作業に協力するものとする。

自主水防隊水防本部を設置した場合には、その旨市水防本部へ連絡するものとする。

４　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第３節　水防信号及び標識並びに身分証票

1　水防信号

水防信号の発令責任者は、水防団長とする。但し、水防本部長より特別の命令があった場合はこの限りではない。水防団長は水位が警戒水位に達したときは、静岡県水防信号規則第１号により地域住民及び水防団員に周知するものとする。第２号から第４号の水防信号については、各分団長及び関係者からの状況報告に基づき発令するものとする。

水防信号は同報無線により発するものとし、措置事項、水防信号は次のとおりである。

種　類	説　明	サイレン信号
第１信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	約５秒　約15秒　約５秒 ○ ―――　休止　○ ――― 約15秒　約５秒　約15秒 休止　○ ―――　休止
第２信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	約５秒　約６秒　約５秒 ○ ―――　休止　○ ――― 約６秒　約５秒　約６秒 休止　○ ―――　休止
第３信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる	約10秒　約５秒　約10秒 ○ ―――　休止　○ ――― 約５秒　約10秒　約５秒 休止　○ ―――　休止
第４信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	約１分　約５秒　約１分　約５秒 ○ ――　休止　○ ――　休止
注　　意	１　信号は、適切の時間継続すること。 ２　必要があれば、警鐘、サイレンを併用することを妨げない。 ３　危険が去ったときは、口頭伝達より周知させるものとする。	

2　水防標識

水防法第18条の規定による水防標識（昭和31年９月28日県告示第939号）は、次のとおりとする。

（１）水防優先通行車馬標識

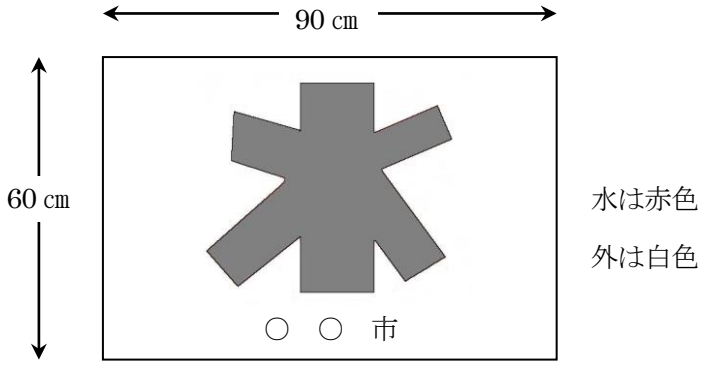

（２）腕　　章

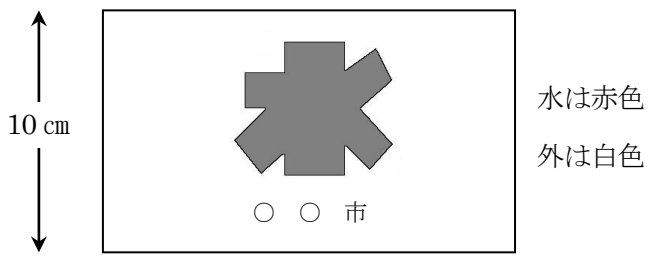

3　身分証票

水防法第 49 条第２項の規定による身分証票（昭和 31 年９月 28 日県告示第 938 号）は、次のとおりとする。

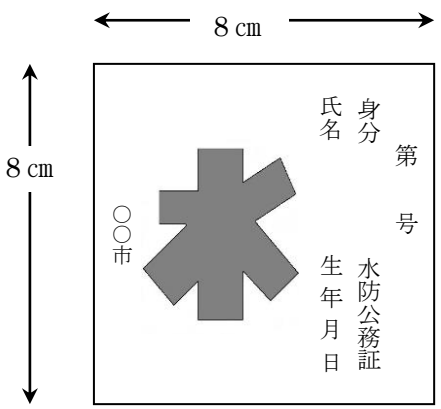

（裏）

記名以外の者使用を禁ず。

本証の身分に変更があった時は速やかに訂正を受けること。

本証の身分を失った時は直ちに本証を返還すること。

本証は、水防法第 49 条第２項の規定による立入証である。

水は赤色、外は白色

第４節　水防解除

1　水防解除は、水位が下降して水防作業の必要がなくなり、水防管理者が水防解除の指令をした時とする。

2　水防団員は 1 による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

3　水防解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

4　使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。

第５節　水防活動報告

各分団長は、水防活動報告終了後、２日以内に別表 11 により、水防本部長に活動報告をしなければならない。

第 14 章　決壊時の処置

第１節　決壊（被害情報）の通報

堤防等が破堤し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちに水防管理者は、同報無線、その他あらゆる方法により、地域住民、袋井土木事務所長、駐在所及び隣接水防管理者に通報するものとする。

第２節　避難体制

1　避難のための立ち退き

堤防等が破堤した場合又は、破堤の危機にひんした場合には、水防管理者又はその命を受けたものは速やかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

2　避難所の開設

市は、前号の指示を発した場合には、速やかに避難所を開設し、避難を必要とする者に周知するとともに、市職員を派遣し状況に応じ誘導・収容するものとする。

避難所の開設場所を別表８のとおり指定するものとする。

3　避難誘導及び避難所責任者

自主水防隊長は避難所が開設された場合には、避難誘導責任者となり地域を管轄する水防分団及び自治会役員と協力し、避難を必要と認める区域の住民を避難誘導するとともにその旨を水防管理者に報告するものとする。

前号により派遣された市職員は、避難所責任者となり、自主水防隊長及び避難所が開設された施設の管理者の協力を得て避難所の運営にあたるものとする。

4　警察署への通知

水防管理者又はその命を受けた者は、立ち退き、又はその準備を指示した場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

第 15 章　協力応援

第１節　河川管理者の協力

１　国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所）及び静岡県袋井土木事務所の協力

河川管理者（国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所））及び静岡県袋井土木事務所は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。

(1) 河川に関する情報の提供
(2) 重要水防箇所の合同点検の実施
(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
(4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
(5) 水防活動の記録及び広報
(6) 国土交通省の災害対策車両等の派遣

国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、浜松河川国道事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受け入れ担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する（ＦＡＸ）。

なお、派遣要請をした場合は、速やかに県へ報告する。

（災害対策用車両等の派遣に要する費用は、原則として、派遣要請をした市が負担することとする。）

第２節　下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
(2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
(3) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第３節　水防管理団体相互の協力及び応援

１　水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。（法第 23 条第１項）

但し、水防本部長は、上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。

２　応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。

３　隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

第４節　自衛隊の派遣要請

市長は、自衛隊の派遣を要すると認める場合は、必要事項を示し県知事に対し要請するものとする。

第５節　警察官の出動要請

水防本部長は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。（法第 22 条）

第６節　国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請

１　水防管理者は、水害等発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所有する災害対策用車両等の派遣

要請を行うことができる。

2　国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する（ＦＡＸ）。

国土交通省窓口の連絡先は以下のとおりである。

※なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

地　区	国　土　交　通　省　　窓　口	電　話　番　号	Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号
中　部	静岡河川事務所　管理課	054-273-9105	054-205-1213
西　部	浜松河川国道事務所　調査課	053-466-0116	053-466-0122

派遣要請のできる災害対策車用両等一覧は別表９のとおりである。

第 16 章　水防てん末報告

1　**水防管理者**は、洪水等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、次の事項をとりまとめ、水防活動実施報告書により水防活動実施後 10 日以内に袋井土木事務所に報告するものとする。

2　水防てん末報告事項

（1）天候の状況並びに警戒中の水位観測表
（2）水防活動をした河川名及びその箇所
（3）警戒出動及び解散命令の時刻
（4）水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
（5）水防作業の状況
（6）堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
（7）使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
（8）水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
（9）応援の状況
(10) 居住者出勤の状況
(11) 警察関係の援助の状況
(12) 現場指導の官公署氏名
(13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
(14) 水防関係者の死傷
(15) 殊勲者及びその功績
(16) 殊勲水防団とその功績
(17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

3　水防活動実施報告作成上の注意事項（水防管理団体水防活動実施報告書）

（1）各水防管理団体で水防を行った箇所ごとに作成すること。
（2）水防管理団体は水防区長（県袋井土木事務所長）に箇所ごとの報告書の集計表を添付し、３部提出すること。
（3）集計表は指定様式を利用し、水防実施個所欄には箇所数のみ記入すること。
（4）氾濫した場合には、箇所図（1/5,000 以上）に、氾濫区域及び実施個所を明示し添付すること。

4　水防活動実施報告書

各水防管理団体は、水防を実施した場合のみ指定の様式により翌月３日までに所轄水防区に報告すること。

第 17 章　水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第１節　水防管理団体の水防計画

1　水防管理団体の水防計画の策定

（1）指定水防管理団体は、静岡県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年必ず水防計画に検討を

加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（2）指定水防管理団体は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ水防協議会を設置する指定管理団体にあっては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規程する市町防災会議を設置する市町である指定管理団体にあっては当該市町村防災会議に諮るとともに、静岡県知事に届け出しなければならない。

（3）水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。

２　水防管理団体の水防計画の配布

水防管理団体は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

第２節　水防訓練

１　指定水防管理団体は、毎年１回以上県の指導により水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行わなければならない。なお、訓練要領は、所轄土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定めるものとする。

２　水防管理団体が主催する水防研修や中部地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第 18 章　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

１　浸水想定区域

菊川市における浸水想定区域は、菊川市防災ハザードマップのとおりである。

２　災害時要配慮者が利用する施設

菊川市浸水想定区域における災害時要配慮者が利用する施設は、別表 10 のとおりである。

３　洪水予報の伝達方法及び伝達事項

菊川浸水想定区域における洪水予報の伝達方法及び事項は次のとおりとする。

⑴　伝達方法

ア　ラジオ、テレビ放送

イ　同報無線、ホームページ

ウ　広報車

エ　電話

⑵　伝達事項

ア　高齢者等避難又は避難指示（緊急）の主旨

イ　高齢者等避難又は避難指示（緊急）が出された地域名

ウ　避難所（所在地、名称、受入人員）

エ　避難経路及び誘導方法

４　避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置（法第 15 条）

市は、洪水時は円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難情報の発令及び伝達を的確に行い、関係機関等の協力を得て、避難誘導等を実施するものとする。なお、具体的な措置については、菊川市地域防災計画、第３章「災害応急対策計画」第７節「避難救出計画」及び菊川市避難勧告等の判断・伝達マニュアルにより措置するものとする。

第 19 章　その他

第１節 公用負担

１　公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（法第 28 条第１項）

(1) 必要な土地の一時使用
(2) 土石、竹木その他の資材の使用及び収用
(3) 排水用機器の使用
(4) 車両その他の運搬用機器の使用
(5) 工作物、その他障害物の処分

2　公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者にあっては、下記のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令権限書

菊川市水防団○○部長

上記の者　「　　」の区域における水防法第28条第１項の規定の権限行使を委任したことを証明する。

年　月　日

菊川市長　氏　　名　㊞

3　公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、下記のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令書

第　号

菊川市水防団○○部長

目的物　　種類　員数

負担内容　使用　収用　処分

年　月　日

菊川市長　　氏　　名　㊞

事務取扱者　氏　　名　㊞

受領書

第　号

菊川市水防団○○部長

公用負担命令書を受領した

年　月　日

菊川市水防団○○部長　氏　　名　㊞

第２節 公務災害保補償

水防団員又は、水防団長が公務により死亡し、負傷し、若しくは、病気にかかり、または、公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、その者の所属する水防管理団体は、市の条例の定めるところにより損害を補償するものとする。(法第６条の２第１項)

菊川市水防協議会条例

平成17年１月17日　条例第139号

（趣旨）

第１条　この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第34条第５項の規定に基づき、同条第１項本文の規定により市が設置する菊川市水防協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

（１）　水防計画に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、水防に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、会長及び委員25人以内で組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

（１）　国の関係地方行政機関の職員

（２）　静岡県の職員

（３）　静岡県警察の警察官

（４）　消防職員

（５）　水防団の代表

（６）　学識経験のある者

（７）　市の職員

（任期）

第４条　協議会の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条　会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

２　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、危機管理部危機管理課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成17年１月17日から施行する。

附　則

この条例は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

別表１

令和５年度 菊川市水防協議会委員名簿
（任期）令和７年３月31日まで

職　名	行政機関・団体等	役　職	氏　名	備考
会　長	菊川市	市　長	長谷川　寛彦	
委　員	国土交通省浜松河川国道事務所	所　長	名久井　孝史	
委　員	静岡県袋井土木事務所	所　長	榊原　正彦	新任
委　員	静岡県西部地域局	西部危機管理監	北堀　健二	新任
委　員	静岡県警察菊川警察署	署　長	竹下　貢	新任
委　員	国土交通省OB	学識経験者	中村　修治	
委　員	菊川市消防本部	消防長	八木　一巳	
委　員	菊川市消防本部	消防署長	二俣　章太郎	
委　員	菊川市消防団	団　長	縣　佑次	
委　員	菊川市消防団	副団長	野中　恵介	菊川地区
委　員	菊川市消防団	副団長	山下　竜弥	小笠地区
委　員	菊川市役所	危機管理部長	竹内　浩巳	
委　員	菊川市役所	建設経済部長	中川　敬司	
委　員	菊川市役所	建設課長	淺羽　淳	

（計14人）

別表２

菊川市災害対策（警戒）本部編成表（菊川市職員の配備上の留意事項から抜粋）

正副本部長	－	市長、副市長、教育長
危機管理部	総括班	危機管理課、防災強靭化室
	地区派遣員	別に定める要員（個別に任命）
	避難所派遣員	別に定める要員（個別に任命）
	モニタリング要員 ※原子力災害時	別に定める要員（個別に任命）
	小笠地区情報収集員 ※一般風水害時	小笠市民課（市民環境班を兼ねる）
総務部	総務班	総務課、秘書室、議会事務局、監査委員事務局
	情報収集班	地域支援課
	調整班	各部連携調整室員
企画財政部	企画調整班	企画政策課、財政課、会計課
	調査班	税務課
	情報伝達班	営業戦略課
生活環境部	市民環境班	市民課、環境推進課、小笠市民課（小笠地区情報収集員を兼ねる）
	上下水道班	水道課、下水道課
健康福祉部 こども未来部	健康救護班	健康づくり課、長寿介護課、 子育て応援課（母子保健係、発達支援係）
	福祉避難班	福祉課、子育て応援課（こども福祉係）
	幼保班	こども政策課
建設経済部	事業班	建設課、都市計画課
	経済班	商工観光課、農林課、茶業振興課
教育文化部	教育総務班	教育総務課、学校教育課
	社会教育班	社会教育課、図書館
消防本部	消防・救急班	消防総務課、警防課、予防課、消防署
消防団	消防・水防班	消防団（水防団）

※災害対策本部における本部員は、正副本部長並びに総務部長、危機管理部長、企画財政部長、生活環境部長、健康福祉部長、こども未来部長、建設経済部長、教育文化部長及び議会事務局長で組織する。

※健康福祉部及びこども未来部の所掌事務のうち、健康救護班及び福祉避難班については健康福祉部長が、幼保班についてはこども未来部長が事務を掌理し、所属本部職員を指揮監督する。

※各班の班長は該当する所属長とし、複数の課で組織する場合は、□枠で表示する所属長とする。

災害対策本部事務分掌

(1)　各班共通事項

区　　分	事　　務　　分　　掌
組織運営に係る事務	1　所管業務に係る情報の取りまとめ及び情報伝達に関すること。 2　所属職員の所在及び安否の確認に関すること。 3　所属職員への動員連絡に関すること。 4　班の設置及び運営に関すること。
事業執行に係る事務	1　所管市有施設の被害状況に関すること。 2　所管市有施設及び所管業務の災害応急対策の推進に関すること。 3　災害復旧事業に関係する被害調査に関すること。 4　災害復旧事業計画の策定に関すること。 5　災害復旧事業の実施に関すること。 6　所管災害応急対策に係る記録の収集及び整理に関すること。 7　他の班への応援に関すること。

(2)班別事務分掌

区　分	班　名	事　務　分　掌
危機管理部	総括班	1　災害対策本部の設置に関すること（本部室の準備 2　職員の非常招集に関すること 3　各班との連絡調整及び総括に関すること 4　県派遣員との連携及び県方面本部、関係機関との連絡調整に関すること 5　各種輸送の連絡調整に関すること 6　防災関係機関、企業、市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関すること 7　市民からの要請に対する処理に関すること 8　災害対策上必要な物資の調達及びあっせんに関すること 9　自衛隊の派遣要請に関すること 10　災害救助法の適用に関すること 11　避難所の開設に関すること 原子力災害 ・放射線防護に関すること ・ヨウ素剤の保管に関すること ・広域避難対策に関すること ・オフサイトセンター、モニタリング要員に関すること
	地区派遣員	1　各地区（自治会）の情報収集に関すること 2　災害対策本部との連絡調整に関すること 3　避難所運営の支援に関すること 原子力災害 ・安定ヨウ素剤の運搬及び配布の支援に関すること ・避難者及び避難バスの誘導に関すること
	避難所派遣員	1　避難所の開設・運営支援に関すること

		2　災害対策本部との連絡調整に関すること
	モニタリング要員 原子力災害時	1　緊急時モニタリングに関すること
	小笠地区情報収集員 一般風水害時	1　小笠地区内の情報収集に関すること 2　本部への情報連絡に関すること 3　災害対策における各班との連携に関すること 4　災害対策本部の特命事項に関すること
総務部	総務班	1　災害対策本部会議の運営に関すること 2　本部必需品の緊急調達に関すること 3　職員の動員及び調整に関すること 4　職員の健康管理に関すること 5　職員の災害補償に関すること 6　職員への給食に関すること 7　職員及び職員の家族並びに住宅の安否の調査・対策に関すること 8　県等からの応援職員の受入れに関すること 9　市議会議員との連絡調整に関すること 10　国、県等の視察・調査に関すること 11　緊急物資集積場所の設置・運営に関すること 12　災害救助用物資の輸送に関すること
	情報収集班	1　気象情報、道路情報及び被害情報の収集伝達（電話、無線、ＦＡＸ等の受信）に関すること 2　各班、自主防災会（自治会）、消防団からの被害報告の取りまとめに関すること 3　被害情報、写真の記録、整理に関すること 4　災害応急対策の進捗状況写真及びその他の状況の写真の収集整理に関すること 5　防災行政無線等の利用調整に関すること
	調整班	1　各班間の連絡調整に関すること 2　各班の活動状況の取りまとめに関すること 3　各班の応援に関すること
企画財政部	企画調整班	1　庁舎及び設備の被害状況のとりまとめ及び緊急機能確保措置に関すること 2　市所管の土地、施設の被害調査及び復旧に関すること 3　被災者の生活相談に関すること 4　被災復興相談窓口の設置に関すること 5　国、県等関係機関への要請、陳情に関すること 6　災害対策の予算措置に関すること 7　災害経理の出納に関すること 8　義援金の保管及び配分に関すること

		9　市有車両の配車に関すること 10　災害時緊急車両の手続きに関すること 11　災害救助用車両の借上げに関すること 12　災害復旧事業計画に関係する調査及び策定に関すること 13　庁内の情報ネットワークに関すること
	調査班	1　市税減免に関すること 2　罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関すること 3　被災証明願の受付及び被災証明書の発行に関すること 4　家屋等の被害状況の調査に関すること
	情報伝達班	1　新聞、テレビ、ＨＰ、同報無線、防災メール等による情報の伝達に関すること 2　市民への避難勧告等の情報伝達に関すること 3　記者発表、資料提供等報道機関への対応に関すること 4　災害応急対策の広報に関すること
生活環境部	市民環境班	1　来庁者の保護に関すること 2　災害時における来庁者への案内に関すること 3　ＪＲ滞留客の誘導及び保護に関すること 4　臨時ヘリポートの開設に関すること 5　災害時における清掃、環境衛生施設の被害調査及び応急復旧並びに衛生の維持に関すること 6　遺体の埋火葬等処理に関すること 7　動物の保護管理に関すること 8　被災地の防疫に関すること 9　衛生資材の調達に関すること 10　ごみ、し尿（仮設トイレ）、がれき、残骸物の処理（公費解体を含む。）に関すること 11　遺体の受入れ及び関係機関並びに関係者への連絡に関すること 12　小笠支所の被害調査及び緊急機能確保措置に関すること 13　小笠地区における情報収集及び本部との連絡調整に関すること 一般風水害時 ・小笠地区の情報収集に関すること
	上下水道班	1　上下水道施設の被害調査及び応急給水、復旧対策に関すること 2　浄水用薬品の調達に関すること 3　災害時の飲料水の確保に関すること 4　市指定水道工事店の動員要請に関すること

健康福祉部 こども未来部	健康救護班	1　救護所の開設に関すること 2　救護所への医療職の動員要請に関すること 3　医療及び助産に関すること 4　伝染病予防に関すること 5　救急医療品及び衛生材料の確保に関すること 6　罹災者の医療救護に関すること 7　罹災者に対する保健及び栄養指導に関すること 8　罹災者の精神保健対策に関すること 9　罹災妊産婦及び新生児の医療に関すること 原子力災害 ・外部及び内部被ばくを受け、又は受けた恐れのある者の検査及び健康相談に関すること ・ヨウ素剤投与の補助に関すること
	福祉避難班	1　災害救助法に係る事務に関すること 2　総合保健福祉センターの被害状況の確認及び緊急機能確保措置に関すること 3　罹災世帯の低所得、身体障がい者、独り暮らし老人、児童、母子世帯等の援護に関すること 4　罹災者に対する援護資金及び福祉資金の貸付けに関すること 5　社会福祉施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること 6　義援金の受付けに関すること 7　ボランティア活動の支援に関すること 8　要援護者台帳の開示に関すること 9　配慮者（避難行動要支援者）の対応に関すること 10　福祉避難所の開設及び運営支援に関すること 原子力災害 ・要配慮者の避難支援に関すること
	幼保班	1　災害時の園児等の安否確認と避難誘導、引渡し等管理及び指導に関すること 2　休園等園の運営の管理に関すること 3　幼保施設の被害状況の調査及び報告に関すること 4　避難所運営の支援に関すること
建設経済部	事業班	1　交通規制に関すること 2　土砂災害危険箇所の状況確認に関すること 3　道路、橋梁、河川、水路、急傾斜地等の被害調査に関すること 4　工事中現場の二次災害防止対策に関すること 5　公共施設災害復旧事業の計画及び実施に関すること 6　建設業組合への作業依頼に関すること 7　道路、河川の障害物の除去に関すること

		8　災害復旧に係る資機材の確保に関すること 9　土採取、砂利採取事業の被害調査及び応急復旧に関すること 10　都市計画施設の被害調査及び災害復旧に関すること 11　公営住宅の被害調査及び応急修理に関すること 12　住宅等の被害状況調査及び応急修理等の指導に関すること 13　応急危険度判定士に関すること 14　応急仮設住宅の建設及び応急住宅の確保に関すること 15　住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関すること 16　都市公園の被害調査及び災害復旧に関すること 17　施工中の土地区画整理、土地利用事業箇所等の被害調査及び応急復旧に関すること
	経済班	1　工事中現場の二次災害防止対策に関すること 2　商工業、農業及び林業の被害調査に関すること 3　緊急物資（主食、副食）の調達及びあっせんに関すること 4　飼料及び畜産物に関すること 5　家畜伝染病予防及び防疫に関すること 6　中小企業者、農林業者の災害金融に関すること 7　農業災害に関する技術対策の樹立及び推進に関すること 8　農林業関係団体に対する災害応急対策の応援協力体制に関すること 9　保管農薬の安全に関すること 10　死亡獣畜の処理に関すること 11　農林業者の生活維持対策に関すること 12　土地改良財産の被害調査及び災害復旧に関すること 13　農地及び農業用施設の被害調査に関すること 14　森林火災に関すること 15　ため池等の水量調整の指導に関すること 16　支援物資の受付に関すること 17　応急復旧資材のあっせんに関すること 18　商工団体との連絡調整に関すること 19　保養センターに関すること
教育文化部	教育総務班	1　災害時における児童、生徒、教員等の安否確認並びに避難誘導、引渡し等管理及び教育指導に関すること 2　義務教育施設の被害状況の確認及び緊急機能確保措置に関すること 3　教職員の動員及び調整に関すること

		4　休校等学校の管理に関すること 5　災害時の教科書及び学用品の調達並びにあっせんに関すること 6　学校給食に関すること 7　炊出し等非常時食料のための学校給食センターの使用に関すること 8　給食センター施設の被害状況の確認と緊急機能確保措置に関すること 9　避難所の開設及び運営支援並びに学校運営との調整に関すること 10　教育委員会からの指示に関すること
	社会教育班	1　社会教育施設、社会体育施設及び図書館における利用者の保護に関すること 2　社会教育施設、社会体育施設及び図書館の被害状況の確認と緊急機能確保措置に関すること 3　文化財の被害調査に関すること 4　避難所の開設・運営支援に関すること
消防本部	消防・救急班	1　風水害、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2　風水害、火災及びその他の災害並びに救急救助の情報収集に関すること 3　人命の救助及び応急救護並びに救急に関すること 4　避難誘導に関すること 5　災害広報活動に関すること 6　危険物の保安対策に関すること 7　関係消防本部との連絡調整に関すること 8　所掌に係る関係機関団体との連絡調整に関すること 9　消防団との連絡調整に関すること 原子力災害 ・放射性物質及び放射線防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること
	消防・水防班 （消防団・水防団）	1　風水害、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2　風水害、火災及びその他の災害並びに救急救助の情報収集に関すること 3　人命の救助及び応急救護に関すること 4　避難誘導に関すること 5　災害広報活動に関すること 6　地域防災関係機関との連絡調整に関すること

別表３　水防資材

河川	水防倉庫	資材																									
	名称	杭木（本）	鉄杭（本）	土のう（枚）	大型土のう（枚）	縄（kg）	鉄線（kg）	蛇篭（本）	ビニールシート（枚）	蛸木（丁）	掛矢（丁）	ハンマー（丁）	ショベル（丁）	ジョレン（丁）	石箕（ヶ）	つるはし（丁）	くわ（丁）	鋸（丁）	斧（丁）	鎌（丁）	ペンチ（丁）	バール（丁）	照明具（灯）	発電機（台）	コードリール（丁）	担架（本）	救命綱（本）
菊川	市役所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
菊川	加茂	246		22,000		50	130		100		50	40	70	15		34		5			1		48	2			
菊川	池村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
菊川	嶺田	30		1,000		5					3		5			3		2	2		3						
丹野川	丹野	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
丹野川	川上	80		1,000		5	5				3		5			3		2	2		3						
丹野川	赤土上	100		1,000		5	20			2	3		7	3		3		2	2	5	3						
丹野川	赤土下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
牛淵川	下平川	30		1,000		5	5			1	2		5			4		2	3		3						

※なお、各分団の資材調達について、状況の急変等により水防本部に要請する暇がないときは、当該地域の業者等により調達するものとする。（菊川市役所は老朽化、丹野、池村及び赤土下は取り壊しのため除外）

別表４

発表者		第１受報者		第２受報者		第３受報者
国土交通省　浜松河川国道事務所 気象庁　静岡地方気象台	→ 機関名		→ 機関名		→ 機関名	

正規

菊川氾濫注意情報

菊　川　洪　水　予　報　第　1　号
洪　水　注　意　報　（　発　表　）
令 和 元 年 10 月 12 日 09 時 30 分
浜松河川国道事務所 静岡地方気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル２相当情報［洪水］】菊川では、当分の間、氾濫注意水位を超える水位が続く見込み

（主　文）

【警戒レベル２相当】菊川の加茂水位観測所（菊川市）では、当分の間、「氾濫注意水位」を超える水位が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

多いところで 1 時間に 30 ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	11 日 17 時 00 分～12 日 09 時 20 分までの流域平均雨量	12 日 09 時 20 分～12 日 12 時 20 分までの流域平均雨量の見込み
菊川流域	118 ミリ	50 ミリ

（水位）

菊川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m) 又は 流量(m3/s)			水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
加茂 水位観測所 (菊川市)	12 日 09 時 20 分の状況	2.53	-				
	12 日 10 時 20 分の予測	2.48	-				
	12 日 11 時 20 分の予測	2.39	-				
	12 日 12 時 20 分の予測	2.74	-				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

（参考資料）

(単位:水位(m) 又は 流量(m3/s))

観測所名	加茂 水位観測所 菊川市		
レベル４水位	3.50		

氾濫危険水位※			
レベル３水位 避難判断水位※	3.20		
レベル２水位 氾濫注意水位	2.50		
レベル１水位 水防団待機水位	1.50		
受け持ち区間	菊川 左岸　菊川の河口から菊川市富田河原田地先まで 右岸　菊川の河口から菊川市富田長行地先まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	静岡県菊川市堂山新田地先、 静岡県菊川市嶺田地先、 静岡県菊川市下平川地先、 静岡県菊川市上平川地先、 静岡県菊川市土橋地先、 静岡県菊川市奈良野地先、 静岡県菊川市下内田地先、 静岡県菊川市西横地地先、 静岡県菊川市加茂地先、 静岡県菊川市本所地先、 静岡県菊川市半済地先、 静岡県菊川市和田地先、 静岡県菊川市吉沢地先、 静岡県菊川市潮海寺地先、 静岡県菊川市富田地先、 静岡県菊川市大石地先、 静岡県菊川市月岡地先、 静岡県掛川市国安地先、 静岡県掛川市国包地先、 静岡県掛川市千浜地先、 静岡県掛川市中地先、 静岡県掛川市菊浜地先、 静岡県掛川市三俣地先、 静岡県掛川市海戸地先、 静岡県掛川市岩滑地先、 静岡県掛川市大坂地先、 静岡県掛川市中方地先、 静岡県掛川市下土方地先、 静岡県掛川市西之谷地先、 静岡県掛川市川久保地先		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 浜松河川国道事務所 洪水予報センター　電話：053-466-0116 (内線) 764371
気象関係：気象庁 静岡地方気象台　電話：054-286-3411

別表５

正規

水防警報（準備）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
菊川	加茂水位観測所	第１号

令和元年 10 月 12 日 09 時 30 分　　国土交通省　浜松河川国道事務所発表

【現　況】

菊川の加茂水位観測所（菊川市)の水位は、12 日 09 時 20 分現在 2.53m です。

【発　表】

水防機関は準備してください。

(参考)

菊川　加茂水位観測所（菊川市）

（受け持ち区間は　菊川左岸：菊川市上平川地先から菊川市富田河原田地先まで、右岸：菊川市下内田地先から菊川市富田長行地先まで）

問い合わせ先
国土交通省 浜松河川国道事務所 洪水予報センター 電話：053-466-0116 (内線) 764371

(参考)

加茂【静岡県菊川市】

計画高水位	:	5.94m
氾濫危険水位	:	3.50m
避難判断水位	:	3.20m
氾濫注意水位	:	2.50m
水防団待機水位	:	1.50m

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

別表６

発表者			第１受報者			第２受報者			第３受報者
国土交通省 浜松河川国道事務所	→	機関名		→	機関名		→	機関名	

正規

牛淵川(横地水位観測所）氾濫警戒情報

令 和 元 年 10 月 12 日 08 時 40 分
国 土 交 通 省　浜 松 河 川 国 道 事 務 所 発 表
（第２号）

【主文】

【警戒レベル３相当情報［洪水］】牛淵川の横地水位観測所（菊川市)では、12 日 08 時 30 分頃に、避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる避難判断水位（2.30m）に到達しました。

市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(参考)
牛淵川　横地水位観測所（菊川市）
（受け持ち区間は　牛淵川左岸：菊川市赤土州崎地先から菊川市牛渕字里地先まで、右岸：菊川市下平川東方田地先から菊川市牛渕字里地先まで）

氾濫危険水位 （相当換算水位）	2.70m	水防法第１３条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	2.30m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	2.10m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：　水位観測所受け持ち区間のうち、第１位危険箇所の避難判断水位 、危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
国土交通省 浜松河川国道事務所 洪水予報センター　電話：053-466-0116 (内線) 764371

(参考)
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

別表７　水防団出動体制　　令和５年４月１日（実員数）

分団部名	団員定数	団員実員数	出動体制人員		集結場所
			待　機（第１次）	準　備・出　動（第２次）	
本　　部	２３	２４	２	２	菊川市役所
（女性消防隊）	（１０）	（１１）	１１	１１	市消防本部
堀之内分団	４０	２８	５	１０	所属詰所
河城分団	４０	１６	３	７	所属詰所
六郷第一分団	２０	１２	２	４	所属詰所
六郷第二分団	６０	２８	１１	１４	所属詰所
加茂分団	２０	１９	６	１３	所属詰所
内田分団	２０	２１	５	１２	所属詰所
横地分団	２０	２３	２	１５	所属詰所
小笠北分団	４０	２８	８	１４	所属詰所
小笠南分団	２０	１３	６	７	所属詰所
小笠東分団	３５	１６	８	５	所属詰所
機能別団員	２６	３４	０	２６	所属詰所
合　　計	３６４	２６２	６９	１２７	

※出動体制人員：菊川市役所職員(50名)、他市市役所職員（７名）及び女性団員(11名)を除く

※待機（第１次）：班長以上の団員

水防分団詰所（消防団各蔵置所を詰所とする）

分団	所　在　地	電　話	分団	所　在　地	電　話
堀之内分団	堀之内429-1	36-0152	加茂分団	加茂1675-1	36-0936
	西方2312－5	36-1104	内田分団	中内田4741-2	36-3469
河城分団	潮海寺345-1	36-4492	横地分団	東横地1999-1	35-4355
	吉沢461-3	35-3169	小笠北分団	下平川1904-1	73-5741
六郷第一分団	本所1313	36-5449		嶺田1046-3	73-5742
六郷第二分団	本所2407-1	35-2045	小笠南分団	高橋2402-11	73-5743
	牛渕134-1	36-4011	小笠東分団	川上740-1	73-5744
	牛渕2115-12	27-2835※		赤土2251-1	87-2933※

※市外局番0538

別表７（つづき）

各河川に対する水防区域は、次のとおりとし、各分団の配備区域はおおよそ所轄区域とする。

ただし、状況と本部の指令により相互協力して応援するものとする。

水　防　団 分団名	管　轄　区　域
堀之内分団	堀之内分団管轄内の応援 西方川両岸　　栗林橋から起点まで
河城分団	菊川両岸　　谷田部橋から市境まで 沢水加川両岸　　全区間 富田川両岸　　全区間
六郷第一分団	菊川両岸　　菊川橋から谷田部橋まで
六郷第二分団	菊川両岸　　新菊川橋から菊川橋まで 小出川両岸　　境橋から起点まで 牛渕川両岸　　前川橋から起点まで 六郷第二分団管轄内の応援
加茂分団	菊川右岸　　西方川合流点から新菊川橋まで 菊川左岸　　小川端橋から新菊川橋まで 西方川両岸　　菊川合流点から栗林橋まで
内田分団	菊川右岸　　旧大東町境から西方川合流点まで 上小笠川両岸　　菊川合流点から掛川市境まで 稲荷部川両岸　　全区間
横地分団	菊川左岸　　高田橋から小川端橋まで 牛渕川両岸　　旧小笠町境から前川橋まで 小出川両岸　　菊川合流点から境橋まで
小笠北分団	菊川左岸　　井宮神社付近より高田橋まで 牛渕川右岸　　新川橋より旧菊川町境まで 牛渕川左岸　　丹野川合流点より旧菊川町境まで 菊川両岸　　旧大東町境より井宮神社付近まで 牛渕川右岸　　旧大東町境より新川橋まで
小笠南分団	牛渕川左岸　　旧大東町境より江川合流点まで 高橋川両岸　　全域 江川左岸　　牛渕川合流点より江川２号橋まで
小笠東分団	丹野川両岸　　赤土新橋より丹野池まで 古谷川両岸　　丹野川合流点より石神橋まで 江川両岸　　江川２号橋より江川起点まで 牛渕川左岸　　江川合流点より丹野川合流点まで 丹野川両岸　　牛渕川合流点より赤土新橋まで 江川右岸　　牛渕川合流点より江川２号橋まで 古谷川両岸　　石神橋より赤土沢まで 内谷川両岸　　全域

別表08.【避難所開設場所】　※地域防災計画資料編　11-3　《指定避難所》予定場所（地震災害・一般風水害）（R4.12月末現在）

番号	避難所	所在地	電話	デジタル地域防災無線	指定避難所の運用について					体育館		校舎・施設	
					地震災害時に利用	一般風水害時に利用	地区防災連絡会本部として利用	福祉避難所※１	特設公衆電話	㎡	受入人数（人/3.3㎡）	㎡	受入人数（人/3.3㎡）
1	堀之内小学校	静岡県菊川市西方2140	0537-35-2108	231	○	－	－	－	－	919	278	3,514	1,064
2	加茂小学校	静岡県菊川市加茂5114	0537-35-3347	234	○	－	－	－	－	773	234	5,066	1,535
3	内田小学校	静岡県菊川市下内田1637	0537-35-2632	235	○	－	－	－	－	894	270	2,653	803
4	横地小学校	静岡県菊川市東横地1886	0537-35-3552	236	○	○（体育館）	－	－	－	753	228	2,400	727
5	六郷小学校	静岡県菊川市本所2200	0537-35-3147	233	○	－	－	－	－	1,065	322	5,079	1,539
6	河城小学校	静岡県菊川市吉沢556	0537-35-3330	232	○	－	－	－	－	878	266	3,128	947
7	小笠北小学校	静岡県菊川市嶺田59	0537-73-2054	237	○	○（体育館）	－	－	－	1,032	312	4,921	1,491
8	小笠南小学校	静岡県菊川市高橋3503	0537-73-2220	238	○	－	－	－	－	894	270	3,060	927
9	小笠東小学校	静岡県菊川市川上1348-2	0537-73-2050	239	○	○	－	－	－	912	276	3,455	1,046
10	菊川西中学校	静岡県菊川市加茂38	0537-35-3546	242	○	－	－	－	設置済	1,362	412	5,633	1,706
11	菊川東中学校	静岡県菊川市本所670	0537-35-2335	241	○	－	－	－	設置済	1,089	330	5,565	1,686
12	岳洋中学校	静岡県菊川市下平川5430	0537-73-2400	243	○	－	－	－	設置済	1,337	405	5,112	1,549
13	保養センター（小菊荘）	静岡県菊川市大石88	0537-73-2460	269	○	－	－	－	－	－	－	1,806	547
14	中央公民館	静岡県菊川市下平川6225	0537-73-1114	261	○	－	－	－	－	－	－	176	53
15	市民総合体育館※２	静岡県菊川市赤土1070-1	0537-73-5600	262	○	－	－	－	－	3,687	1,117	－	－
16※４	県立小笠高校 体育館	静岡県菊川市東横地1222-3	0537-35-3181	251	○	－	－	－	－	2,667	808	－	－
17※４	常葉大学附属菊川中・高校体育館（自修館）	静岡県菊川市半済1550	0537-35-3171	－	○	－	－	－	－	2,245	671	－	－
18※４	菊川南陵高校 体育館	静岡県菊川市河東5442-5	0537-73-5141	－	○	－	－	－	－	1,255	380	－	－
19	西方地区センター	静岡県菊川市西方2300-1	0537-36-0682	211	－	○	該当	－	－	－	－	460	139
20	町部地区センター	静岡県菊川市堀之内1500	0537-36-0455	212	－	○	該当	－	－	－	－	603	182
21	加茂地区センター	静岡県菊川市加茂5112	0537-36-0487	213	－	○	該当	－	－	－	－	414	125
22	内田地区センター	静岡県菊川市下内田1730	0537-36-5499	214	－	○	該当	－	－	－	－	642	194
23	横地地区センター	静岡県菊川市土橋２８	0537-35-3352	215	－	－	該当	－	－	－	－	427	129
24	六郷地区センター	静岡県菊川市本所2406	0537-35-3459	216	－	○	該当	－	－	－	－	533	158
25	河城地区センター	静岡県菊川市吉沢451-1	0537-36-0681	219	－	○	該当	－	－	－	－	639	193
26	牧之原農村婦人の家	静岡県菊川市牧之原227-5	0548-27-2838	217	○	○	該当※３	－	－	－	－	382	115
27	青葉台ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	静岡県菊川市青葉台1-12-2	0537-35-0202	218	○	○	該当※３	－	－	－	－	501	151
28	嶺田地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ（みねだ会館）	静岡県菊川市嶺田1273	0537-73-3737	266	－	－	該当	－	－	－	－	472	143
29	平川ｺﾐｭﾆﾃｨ防災ｾﾝﾀｰ（ひらかわ会館）	静岡県菊川市下平川1835	0537-73-1010	220	－	○	該当	－	－	－	－	476	144
30	小笠南地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ口（みなみやま会館）	静岡県菊川市高橋3669-1	0537-73-6330	221	－	○	該当	－	－	－	－	476	144
31	小笠東地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ口（くすりん）	静岡県菊川市川上1371-2	0537-73-6566	222	－	－	該当	－	－	－	－	569	172
32※４	布引原南公民館	静岡県菊川市赤土2250-7	－	501	○	○	－	－	－	－	－	324	98
33※４	和松会（松秀園）地域交流部分	静岡県菊川市高橋2774-1	0537-63-1100	281	○	－	－	該当	－	－	－	381	10～30
34※４	白翁会（喜久の園）うらら部分	静岡県菊川市仲島2-4-16	0537-37-1231	－	○	－	－	該当	－	－	－	333	10～30
35※４	白翁会（光陽荘）	静岡県菊川市潮海寺682-1	0537-36-5051	283	○	－	－	該当	－	－	－	2,108	10～20
36※４	草笛の会（草笛作業所）	静岡県菊川市上平川7-1	0537-73-5239	282	○	－	－	該当	－	－	－	650	10～20
37※４	草笛の会（かすが）	静岡県菊川市上平川7-1	0537-73-5580	－	○	－	－	該当	－	－	－	551	10～20
38※４	草笛の会（菊川寮）	静岡県菊川市東横地133	0537-73-6202	－	○	－	－	該当	－	－	－	2,338	10～20
39※４	和松会（清松園）	静岡県菊川市棚草1284	0537-73-2662	－	○	－	－	該当	－	－	－	1,706	10～20
40※４	東遠学園（東遠地区生活支援センター）	静岡県菊川市西方4345-2	0537-35-2753	256	○	－	－	該当	－	－	－	1,100	10～30
41※４	Mネット東遠（地活センター含む）	静岡県菊川市赤土1660-1	0537-73-1033	－	○	－	－	該当	－	－	－	297	10～30
42※４	Mネット東遠（きくがわ作業所）	静岡県菊川市本所1407-4	0537-28-9711	－	○	－	－	該当	－	－	－	297	10～30

・災害の規模及び被災の程度によって、指定避難所の用途を変更する可能性がある。
・菊川地区の小中学校は、開放区のみ計上している。
・各自主防災会の任意避難地は、各自主防災会において予め決めておくものとする。
※１　和松会（清松園・松秀園）、白翁会（喜久の園・光陽荘）、草笛の会、東遠学園、Mネット東遠は、要配慮者（災害時要援護者）を受入れする「福祉避難所」とする。
　　開設の有無については、菊川市災害対策本部で決定する。
※２　市民総合体育館は、原子力災害時に避難所として使用する。
※３　六郷地区センターが利用出来ない場合、代替施設として利用する。
※４　菊川市の所有ではない施設

別表９

災害対策用車両等一覧表

Ｒ４年４月

災害対策機械名	建設機械番号	規　　格	数量	購入年度	保管事務所	緊急自動車	車両位置情報ｼｽﾃﾑ呼出名称	中部地整保有台数
対策本部車	13-1519	拡幅型	１台	平成１３年度	静岡国道事務所	○	静岡対策１	８台
	21-4502	拡幅型	１台	平成２１年度	沼津河川国道事務所	○	沼津対策１	
	21-4503	拡幅型	１台	平成２１年度	豊橋河川事務所	○	豊橋対策１	
	26-4508	拡幅型	１台	平成２６年度	中部技術事務所	○	中技対策１	
	30-1505	拡幅型	１台	平成３０年度	三重河川国道事務所	○	三重支援１	
	R02-4506	拡幅型	１台	令和２年度	木曽川上流河川事務所	○	木上対策１	
	R02-4507	拡幅型	１台	令和２年度	浜松河川国道事務所	○	浜松対策１	
	R02-4508	拡幅型	１台	令和２年度	天竜川上流河川事務所	○	天上対策１	
待機支援車	16-1510	大型	１台	平成１６年度	高山国道事務所	○	高山支援１	大型　２台 バス型　２台 小型　３台 計　７台
	16-1511	大型	１台	平成１６年度	飯田国道事務所	○	飯田支援１	
	19-1515	ﾊﾞｽ型	１台	平成１９年度	紀勢国道事務所	○	紀勢支援１	
	21-4510	小型	１台	平成２１年度	静岡河川事務所	○	静河支援１	
	21-4511	小型	１台	平成２１年度	木曽川下流河川事務所	○	木下支援１	
	26-4509	小型	１台	平成２６年度	沼津河川国道事務所	○	沼津支援１	
	R02-4509	ﾊﾞｽ型	１台	令和２年度	中部技術事務所	○	中技支援１	
排水ポンプ車	19-4502	30m3/min	１台	平成１９年度	木曽川上流河川事務所	○	木上排ﾎﾟ３	30m3　３４台 15m3高揚程１台 30m3高揚程２台 計　３７台
	19-4503	30m3/min	１台	平成１９年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排ﾎﾟ３	
	19-4504	30m3/min	１台	平成１９年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排ﾎﾟ２	
	19-4505	30m3/min	１台	平成１９年度	庄内川河川事務所	○	庄内排ﾎﾟ２	
	19-4506	30m3/min	１台	平成１９年度	三重河川国道事務所	○	三重排ﾎﾟ３	
	19-4509	30m3/min	１台	平成１９年度	木曽川下流河川事務所	○	木下排ﾎﾟ３	
	20-4504	30m3/min	１台	平成２０年度	豊橋河川事務所	○	豊橋排ﾎﾟ３	
	20-4505	30m3/min	１台	平成２０年度	静岡河川事務所	○	静河排ﾎﾟ２	
	20-4506	30m3/min	１台	平成２０年度	木曽川下流河川事務所	○	木下排ﾎﾟ４	
	20-4507	30m3/min　揚程20m	１台	平成２０年度	中部技術事務所	○	中技排ﾎﾟ５	
	21-4504	30m3/min	１台	平成２１年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排ﾎﾟ３	
	21-4505	30m3/min	１台	平成２１年度	庄内川河川事務所	○	庄内排ﾎﾟ３	
	21-4506	30m3/min	１台	平成２１年度	木曽川上流河川事務所	○	木上排ﾎﾟ４	
	21-4507	30m3/min　揚程20m	１台	平成２１年度	中部技術事務所	○	中技排ﾎﾟ６	
	22-4503	30m3/min	１台	平成２２年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排ﾎﾟ４	
	24-4500	30m3/min	１台	平成２４年度	庄内川河川事務所	○	庄内排ﾎﾟ１	
	24-4501	30m3/min	１台	平成２４年度	豊橋河川事務所	○	豊橋排ﾎﾟ１	
	25-4500	30m3/min	１台	平成２５年度	木曽川上流河川事務所	○	木上排ﾎﾟ１	
	25-4501	30m3/min	１台	平成２５年度	天竜川上流河川事務所	○	天上排ﾎﾟ１	
	25-4502	30m3/min	１台	平成２５年度	三重河川国道事務所	○	三重排ﾎﾟ１	
	25-4503	30m3/min	１台	平成２５年度	三重河川国道事務所	○	三重排ﾎﾟ４	
	26-4500	30m3/min	１台	平成２６年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排ﾎﾟ１	
	26-4501	30m3/min	１台	平成２６年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排ﾎﾟ２	
	26-4502	30m3/min	１台	平成２６年度	中部技術事務所	○	中技排ﾎﾟ１	
	26-4503	30m3/min	１台	平成２６年度	中部技術事務所	○	中技排ﾎﾟ２	
	26-4504	30m3/min	１台	平成２６年度	中部技術事務所	○	中技排ﾎﾟ３	
	26-4505	15m3/min　揚程20m	１台	平成２６年度	沼津河川国道事務所	○	沼津排ﾎﾟ１	
	27-4501	30m3/min	１台	平成２７年度	浜松河川国道事務所	○	浜松排ﾎﾟ４	
	R02-4510	30m3/min	１台	令和２年度	豊橋河川事務所	○	豊橋排ﾎﾟ２	
	R02-4511	30m3/min	１台	令和２年度	木曽川下流河川事務所	○	木下排ﾎﾟ１	
	R02-4512	30m3/min	１台	令和２年度	天竜川上流河川事務所	○	天上排ﾎﾟ２	
	R02-4513	30m3/min	１台	令和２年度	中部技術事務所	○	中技排ﾎﾟ４	
	R03-4503	30m3/min	１台	令和３年度	木曽川上流河川事務所	○	木上排ﾎﾟ５	
	R03-4504	30m3/min	１台	令和３年度	静岡河川事務所	○	静河排ﾎﾟ１	
	R03-4505	30m3/min	１台	令和３年度	三重河川国道事務所	○	三重排ﾎﾟ２	
	R03-4506	30m3/min	１台	令和３年度	木曽川下流河川事務所	○	木下排ﾎﾟ５	
	R03-4507	30m3/min	１台	令和３年度	天竜川上流河川事務所	○	天上排ﾎﾟ３	
照　明　車	16-1512	25kVA　10m	１台	平成１６年度	岐阜国道事務所	○	岐阜照明１	10m　１６台 20m　１８台 計　３４台
	16-1513	25kVA　10m	１台	平成１６年度	高山国道事務所	○	高山照明１	
	17-1515	25kVA　10m	１台	平成１７年度	北勢国道事務所	○	北勢照明１	
	17-1516	25kVA　10m	１台	平成１７年度	中部技術事務所	○	中技照明５	
	21-4508	2kW×6灯　10m	１台	平成２１年度	豊橋河川事務所	○	豊橋照明２	
	21-4509	2kW×6灯　10m	１台	平成２１年度	木曽川下流河川事務所	○	木下照明２	
	28-4502	1.3kW×6灯、LED　10m	１台	平成２８年度	天竜川上流河川事務所	○	天上照明１	
	29-4505	1.3kW×6灯、LED　10m	１台	平成２９年度	沼津河川国道事務所	○	沼津照明１	
	29-4506	1.3kW×6灯、LED　10m	１台	平成２９年度	豊橋河川事務所	○	豊橋照明１	
	30-4502	1.3kW×6灯、LED　10m	１台	平成３０年度	三重河川国道事務所	○	三重照明１	
	R02-4514	1.3kW×6灯、LED　10m	１台	令和２年度	庄内川河川事務所	○	庄内照明１	
	R02-4515	1.3kW×6灯、LED　10m	１台	令和２年度	木曽川下流河川事務所	○	木下照明１	
	R02-4516	1.3kW×6灯、LED　10m	１台	令和２年度	中部技術事務所	○	中技照明１	
	R03-1502	1.3kW×6灯、LED　10m	１台	令和３年度	紀勢国道事務所	○	紀勢照明１	
	R03-1503	1.3kW×6灯、LED　10m	１台	令和３年度	飯田国道事務所	○	飯田照明１	
	R03-1504	1.3kW×6灯、LED　10m	１台	令和３年度	中部技術事務所	○	中技照明４	
	18-4506	12kW、4×4　20m	１台	平成１８年度	静岡河川事務所	○	静河照明２	
	18-1514	12kW、4×4　20m	１台	平成１８年度	名古屋国道事務所	○	名国照明１	
	18-1515	12kW、4×4　20m	１台	平成１８年度	多治見砂防国道事務所	○	多治照明１	
	19-4507	2kW×6灯、4×2　20m	１台	平成１９年度	木曽川上流河川事務所	○	木上照明２	
	19-4508	2kW×6灯、4×2　20m	１台	平成１９年度	庄内川河川事務所	○	庄内照明２	
	19-1513	2kW×6灯、4×2　20m	１台	平成１９年度	浜松河川国道事務所	○	浜松照明２	
	19-1514	2kW×6灯、4×2　20m	１台	平成１９年度	三重河川国道事務所	○	三重照明２	
	20-4508	2kW×6灯、4×2　20m	１台	平成２０年度	天竜川上流河川事務所	○	天上照明２	
	20-1510	2kW×6灯、4×2　20m	１台	平成２０年度	中部技術事務所	○	中技照明１	
	20-1511	2kW×6灯、4×2　20m	１台	平成２０年度	中部技術事務所	○	中技照明６	
	23-4500	2kW×6灯　20m	１台	平成２３年度	浜松河川国道事務所	○	浜松照明１	
	25-4504	2kW×6灯　20m	１台	平成２５年度	三重河川国道事務所	○	三重照明３	
	26-4506	2kW×6灯　20m	１台	平成２６年度	静岡河川事務所	○	静河照明１	
	26-4507	2kW×6灯　20m	１台	平成２６年度	木曽川下流河川事務所	○	木下照明３	
	R01-4500	1.3kW×6灯、LED　20m	１台	令和元年度	木曽川上流河川事務所	○	木上照明１	
	R01-4501	1.3kW×6灯、LED　20m	１台	令和元年度	沼津河川国道事務所	○	沼津照明２	
	R02-4517	1.3kW×6灯、LED　20m	１台	令和２年度	中部技術事務所	○	中技照明２	
	R03-1505	1.3kW×6灯、LED　20m	１台	令和３年度	静岡国道事務所	○	静岡照明１	
分解型バックホウ	22-4504	１．０ｍ３，遠隔操縦式	１台	平成２２年度	中部技術事務所	－	－	２台
	22-4505	１．０ｍ３，遠隔操縦式	１台	平成２２年度	中部技術事務所	－	－	
応急組立橋	57-1341	TL-20,40m×6m（車道部）	１橋	昭和５７年度	静岡国道事務所	―	―	５セット
	58-1341	40m×0.8m（歩道部）	１橋	昭和５８年度	静岡国道事務所	―	―	
	63-1366	TL-20,40m×8m（歩車含）	１橋	昭和６３年度	中部技術事務所	―	―	
	EB-0101	TL-25,50m×7.5m（歩車含）	１橋	平成１１年度	北勢国道事務所	―	―	
	EB-0501	TL-25,50m×7.5m（歩車含）	１橋	平成２５年度	岐阜国道事務所	―	―	
	EB-0502	TL-25,50m×7.5m（歩車含）	１橋	平成２５年度	飯田国道事務所	―	―	
衛星通信車	DC-0151	発電機付	１台	令和２年度	静岡国道事務所	○	静岡衛星１	７台
	DC-0551	発電機付	１台	平成１５年度	中部技術事務所	○	中技衛星１	
	DC-3252	発電機付	１台	令和２年度	三重河川国道事務所	○	三重衛星１	
	DC-3451	発電機付	１台	平成１４年度	天竜川上流河川事務所	○	天上衛星１	
	DC-3551	発電機付	１台	平成１５年度	沼津河川国道事務所	○	沼津衛星１	
	DC-3251	発電機付	１台	令和２年度	浜松河川国道事務所	○	浜松衛星１	
	DC-3151	Car-SAT	１台	令和元年度	中部地方整備局	○	中部衛星１	

航空機（回転翼）

機械名	登録記号	型　　式	数量	購入年度	基地（空港名）	搭乗人員	保　有　者	中部地整
まんなか号	JA6817	BELL412EP	１機	平成１３年度	県営名古屋空港	８人	本省（中部配備）	１機

港湾空港部　船舶

船種	船名	総　ト　ン　数	数量	購入年度	基　地　港	保　有　者	中部地整
浚渫兼油回収船	清瀧丸	4,792t	１隻	平成１６年度	名古屋港　Ｖ３岸壁	名古屋港湾事務所	２艘
海洋環境整備船	白龍	198t	１隻	平成２０年度	名古屋港　四号地岸壁	名古屋港湾事務所	

別表10.【浸水想定区域における災害時要配慮者利用施設一覧】

洪水浸水想定区域	土砂災害警戒区域	施設名称	施設分類	サービス・運営形態	事業所所在地
○	－	ＪＡデイサービス夢咲	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下平川6266
○	○	内田デイサービスセンター	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下内田2218-2
○	－	ツクイ　菊川デイサービス	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市加茂184-1
○	－	デイサービス斉藤	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市上平川293
○	－	デイサービスセンター　さくら	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市土橋414-1
○	－	マザーズ西方　弐番館	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市西方2410-1
○	－	ニチイケアセンター　菊川本所	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市本所1725-2
○	○	デイサービスかなで	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下内田4044-1
○	－	ふじデイサービス	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市東横地1938-1
○	－	ケアステーションあさひ菊川	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市上平川139-3
－	○	特別養護老人ホーム　松寿園	社会福祉施設（介護施設）	特別養護老人ホーム	菊川市棚草1261
－	○	特別養護老人ホーム　松寿園	社会福祉施設（介護施設）	短期入所生活介護（ショートステイ）	菊川市棚草1261
－	○	和松会デイサービスセンター	社会福祉施設（介護施設）	認知症対応型通所介護施設（デイサービス）	菊川市猿渡260-1
○	－	グループホーム小笠	社会福祉施設（介護施設）	グループホーム	菊川市上平川201
○	－	グループホーム小笠２号館	社会福祉施設（介護施設）	グループホーム	菊川市上平川201
－	○	小規模多機能型居宅介護施設ひまわり	社会福祉施設（介護施設）	小規模多機能型居宅介護施設	菊川市中内田5017-6
○	－	デイサービス菊川加茂の家	社会福祉施設（介護施設）	地域密着型通所介護施設（デイサービス）	菊川市加茂3092-1
○	－	特別養護老人ホーム　喜久の園	社会福祉施設（介護施設）	指定短期入所生活介護事業所	菊川市仲島2-4-16
○	－	特別養護老人ホーム　喜久の園	社会福祉施設（介護施設）	介護老人福祉施設	菊川市仲島2-4-16
－	○	いきいきホーム　松風苑	社会福祉施設（介護施設）	軽費老人ホーム	菊川市棚草1258
－	○	軽費老人ホーム和松園	社会福祉施設（介護施設）	軽費老人ホーム	菊川市棚草1258
○	－	菊川保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市潮海寺41-2
○	－	横地保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市東横地1729
○	－	河城保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市友田15-3
－	○	ひかり保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市下平川2115-2
○	－	おおぞら認定こども園	社会福祉施設（幼保）	公立	菊川市下内田832
○	－	認定こども園西方保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市西方1457
－	○	認定こども園堀之内幼稚園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市堀之内69
－	○	認定こども園愛育保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市堀之内69
○	－	認定こども園菊川中央こども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市本所27
○	○	認定こども園　双葉こども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市本所2227-1
○	－	認定こども園ひがしこども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市川上1410-1
○	－	認定こども園みなみこども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市高橋3691
○	－	小笠北幼稚園	社会福祉施設（幼保）	公立	菊川市嶺田85
○	－	あいキッズ加茂園	社会福祉施設（幼保）	小規模	菊川市加茂1984-1
○	－	小笠東小学校	学校施設	公立	菊川市川上1348-2
○	－	小笠南小学校	学校施設	公立	菊川市高橋3503
○	－	小笠北小学校	学校施設	公立	菊川市嶺田59
－	○	六郷小学校	学校施設	公立	菊川市本所2200
○	－	加茂小学校	学校施設	公立	菊川市加茂5114
○	－	堀之内小学校	学校施設	公立	菊川市西方2140
－	○	河城小学校	学校施設	公立	菊川市吉沢556
－	－	横地小学校	学校施設	公立	菊川市東横地1886
－	－	内田小学校	学校施設	公立	菊川市下内田1637
○	－	岳洋中学校	学校施設	公立	菊川市下平川5430
○	－	菊川西中学校	学校施設	公立	菊川市加茂38
○	○	菊川東中学校	学校施設	公立	菊川市本所670
－	○	県立小笠高校	学校施設	公立	菊川市東横地1222-3
－	○	常葉大学附属菊川中・高校	学校施設	私立	菊川市半済1550
○	－	ジョブステイションしずおか第４	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市本所1105-1
○	－	ジョブステイションしずおか第５	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市本所1135-1
○	－	ジョブステイションしずおか菊川東	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市本所1105-1
○	－	ジョブステイションしずおか	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労移行支援）	菊川市半済1870
○	－	ジョブステイションしずおか	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援Ｂ型）	菊川市半済1870
○	－	ジョブステイションしずおか第2	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市仲島2-5-3
○	－	しずおか未来カレッジ（Ｂ）	社会福祉施設（障害者施設）	自立訓練（生活訓練）	菊川市半済1870
○	－	しずおか未来カレッジ（Ａ）	社会福祉施設（障害者施設）	就労移行支援	菊川市半済1870
○	－	ベース・キャンプ　アンダンテ	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労移行支援）	菊川市加茂5995
○	－	やすらぎの郷	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援Ｂ型）	菊川市本所1519
○	－	ふれんずつばさ	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市上平川87-1
－	○	障がい者支援施設　清松園	社会福祉施設（障害者施設）	施設入所支援	菊川市棚草1284
－	○	障がい者支援施設　清松園	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所	菊川市棚草1284
－	○	障がい者支援施設　清松園	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市棚草1284
－	○	和松会障がい者　デイサービスセンター	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市猿渡260-1
○	－	菊川寮	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（施設入所支援）	菊川市東横地133

○	－	菊川寮	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（短期入所ショートステイ）	菊川市東横地133
○	－	菊川寮	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（生活介護）	菊川市東横地133
○	－	かすが	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（生活介護）	菊川市上平川7-1
○	－	草笛共同作業所	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援Ｂ型）	菊川市上平川7-1
○	－	おがさの家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川841-3
○	－	コロポックルの家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川1185-2
○	－	ほんまちの家・サテライト	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川1527-3
○	－	ほんまちの家２	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川1588-1
○	－	若草の家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川75-3
○	－	春日の家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川77-3
○	－	カレントの家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川212-3
○	－	つちはしの家１	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市土橋322-1
○	－	つちはしの家２	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市土橋322-1
○	－	城山の家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川2381
○	－	たかはしの家１	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市高橋2860-1
○	－	たかはしの家２	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市高橋2864-1
○	－	アフターケアセンターくさぶえ	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所（ショートステイ）	菊川市上平川87-1
○	－	草笛共同作業所	社会福祉施設（障害者施設）	就労継続支援（Ｂ型）	菊川市上平川75-1
○	－	草笛共同作業所（パン工房）ハーモニー	社会福祉施設（障害者施設）	就労継続支援（Ｂ型）	菊川市上平川75-1
○	－	リカバリーきくがわ	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市上平川106-1
○	－	リカバリーきくがわ加茂	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市加茂4727
○	－	工房オアシス	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援Ｂ型）	菊川市赤土1660-1
○	－	きくがわ作業所	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援Ｂ型）	菊川市本所1407-4
－	○	東遠学園児童部	社会福祉施設（障害者施設）	福祉型障がい児入所支援	菊川市西方4345-2
－	○	東遠地区生活支援センターたんぽぽ	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市西方4345-2
－	○	東遠学園児童部(経過的)	社会福祉施設（障害者施設）	施設入所支援	菊川市西方4345-2
－	○	東遠学園青年部	社会福祉施設（障害者施設）	施設入所支援	菊川市西方4345-2
－	○	東遠学園児童部	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所（ショートステイ）	菊川市西方4345-2
－	○	東遠学園青年部	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所（ショートステイ）	菊川市西方4345-2
－	○	東遠学園　児童部(経過的)	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市西方4345-2
－	○	東遠学園　青年部	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市西方4345-2
○	－	松下産婦人科医院	病院施設	病院施設	菊川市加茂1990

別表11【水防管理団体水防活動実施報告書】

水防管理団体水防活動実施報告書

令和　　年　　月　　日

水防管理団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　作成責任者名＿＿＿＿＿＿＿＿

出水の概要	川　警戒水位　m 雨量　mm															
水防実施箇所	川　左・右　岸　地先　m															
日時	自　月　日　時 至　月　日　時								所要経費	人件物件費		管理団体	県支給分	その他	計
出動人員 (内女性人数)	水防団員	消防団員	その他	合計							手当	円	円	円	円
	人 (0人)	人 (0人)	人 (0人)	0人 (0人)							その他				
											計	0	0	0	0
水防作業の概要および工法	工法　箇所　m										資材費				
											器材費				
											雑費				
											計	0	0	0	0
										公用負担					
水防の結果		堤防 m	田 m²	畑 m²	家 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他	合計		0	0	0	0
	効果									使用資材	かます、俵	枚	枚	枚	枚
											万年、土俵	枚	枚	枚	枚
											なわ	kg	kg	kg	kg
	被害										丸太	枚	枚	枚	枚
											その他				
水防団員消防団員の出動状況										県の応援状況					
その他の出動状況										立ち退きの状況及びそれを指示した事由					
居住者の出動状況										水防関係者の死傷					
雨量水位の状況										水防功労者の氏名年齢所属及びその功績概要					
公用負担の内容															
他の団体の応援状況										水防活動に関する反省点					
警察官の応援状況										備考					

（注）
1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
2 氾濫箇所図（1/5,000以上）を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。
3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図（1/5,000以上）を添付する。
4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

別表12-1

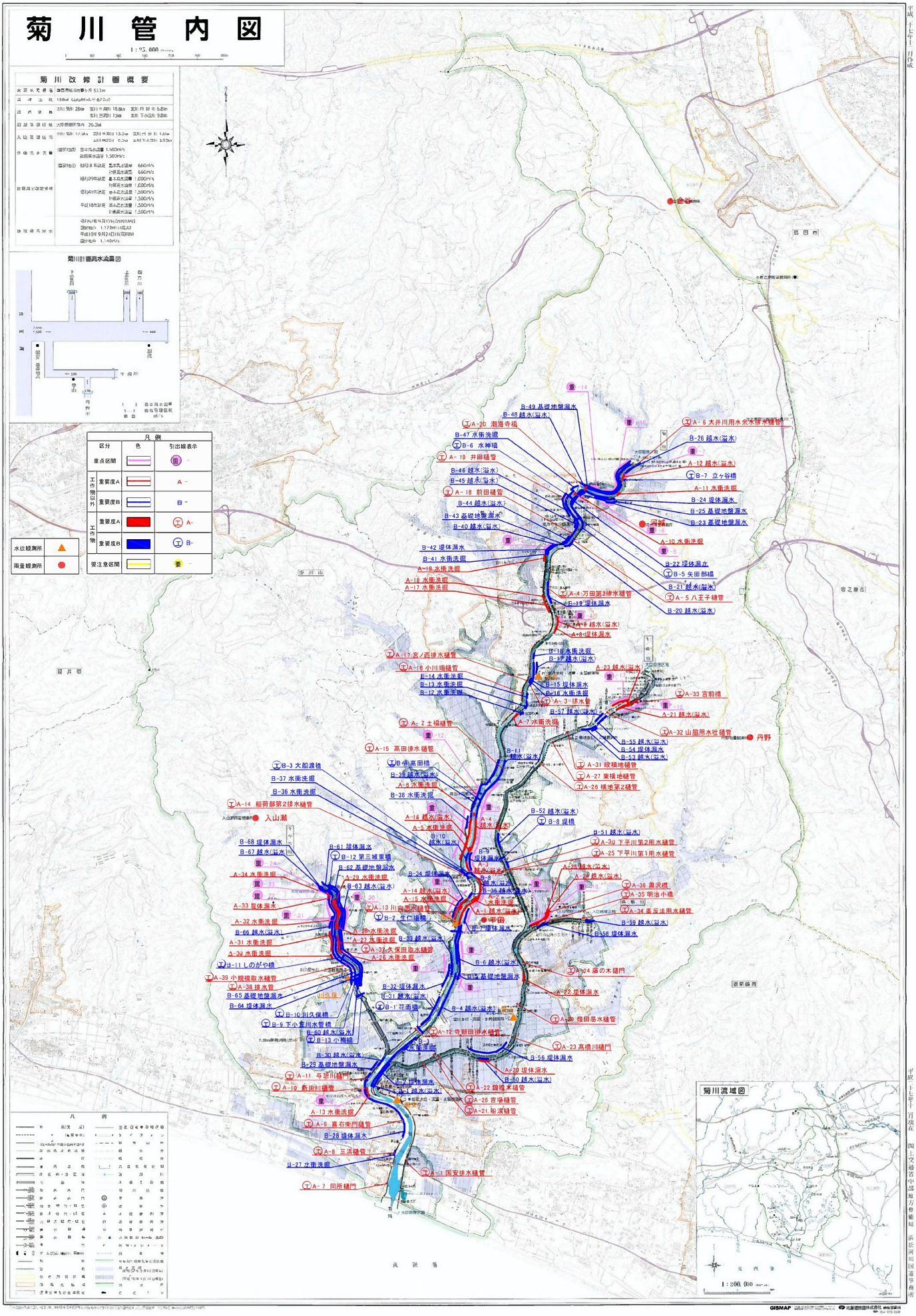
菊川管内図
1：95,000
菊川改修計画概要
菊川計画高水流量図
凡例
区分
色
引出線表示
重点区間
工作物以外
重要度A
重要度B
工作物
重要度A
重要度B
要注意区間
水位観測所
雨量観測所
菊川流域図
1：200,000
平成十七年十二月作成
平成十七年十二月現在
四国地方整備局
浜松河川国道事務所

別表12-2

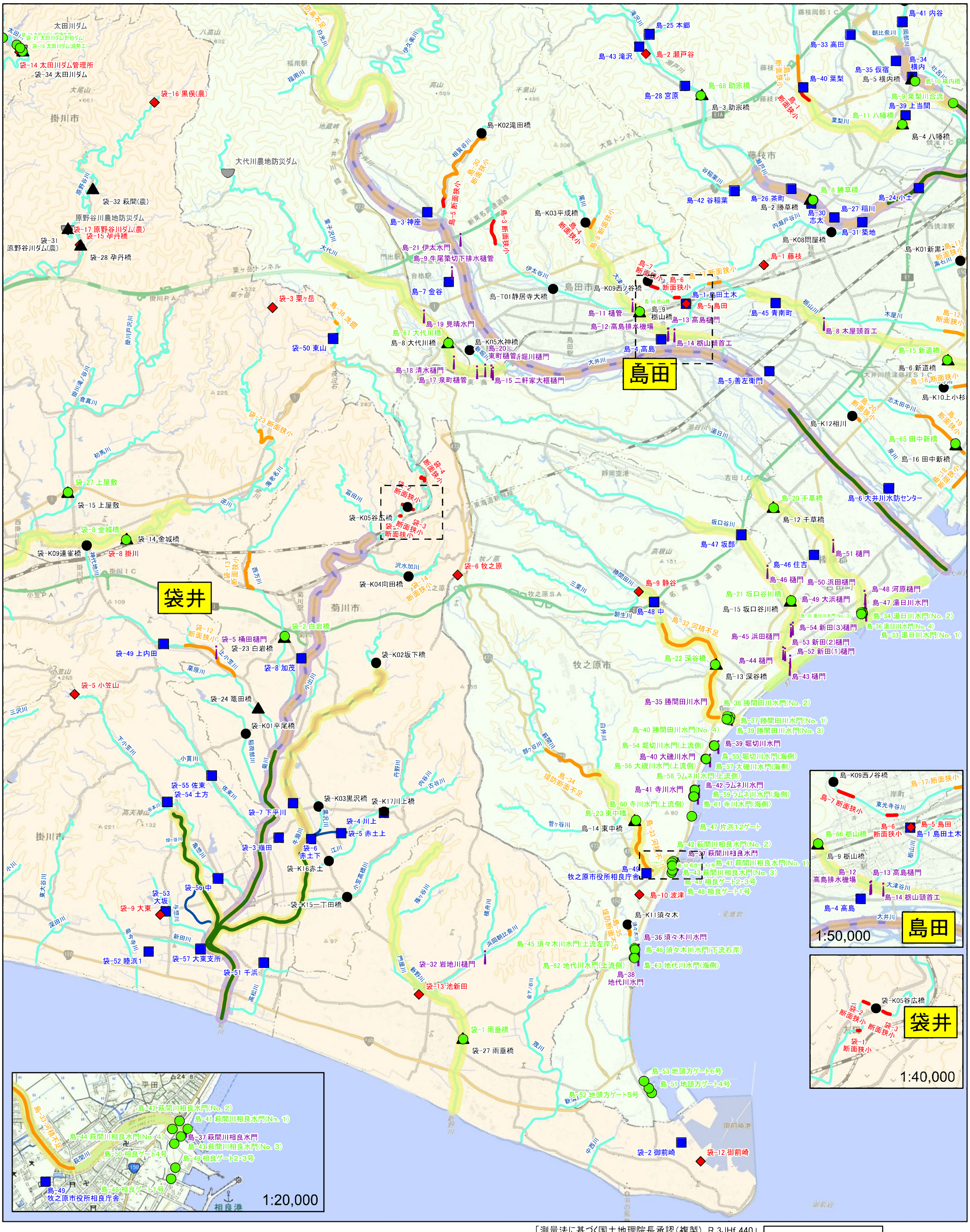

重要水防箇所等位置図(9)

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製） R 3JHf 440」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

凡例

- 監視カメラ
- 危機管理型水位観測所
- 水位観測所
- 雨量観測所
- 注意を要する水門等
- 水防倉庫
- 重大な影響のある橋梁
- ダム及び大規模水閘門等
- 重要水防箇所　重要度A
- 重要水防箇所　重要度B
- 水防警報河川　津波
- 水防警報河川
- 水位周知河川
- 洪水予報河川
- 水防警報海岸
- 直轄河川
- 県管理河川

1:100,000
(km)
0　2.75　5.5

16-２　洪水及び土砂災害に関する避難確保計画が義務付けられている市内事業所一覧　　令和５年12月末日時点

洪水浸水想定区域	土砂災害警戒区域	施設名称	施設分類	サービス・運営形態	事業所所在地
○	－	ＪＡデイサービス夢咲	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下平川6266
○	○	内田デイサービスセンター	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下内田2218-2
○	－	ツクイ　菊川デイサービス	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市加茂184-1
○	－	デイサービス斉藤	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市上平川293
○	－	デイサービスセンター　さくら	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市土橋414-1
○	－	マザーズ西方　弐番館	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市西方2410-1
○	－	ニチイケアセンター　菊川本所	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市本所1725-2
○	○	デイサービスかなで	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下内田4044-1
○	－	ふじデイサービス	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市東横地1938-1
○	－	ケアステーションあさひ菊川	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市上平川139-3
○	－	ふじトレーニング	社会福祉施設（介護施設）	通所介護施設（デイサービス）	菊川市下平川1262
－	○	特別養護老人ホーム　松寿園	社会福祉施設（介護施設）	特別養護老人ホーム	菊川市棚草1261
－	○	特別養護老人ホーム　松寿園	社会福祉施設（介護施設）	短期入所生活介護（ショートステイ）	菊川市棚草1261
－	○	和松会デイサービスセンター	社会福祉施設（介護施設）	認知症対応型通所介護施設（デイサービス）	菊川市猿渡260-1
○	－	グループホーム小笠	社会福祉施設（介護施設）	グループホーム	菊川市上平川201
○	－	グループホーム小笠２号館	社会福祉施設（介護施設）	グループホーム	菊川市上平川201
－	○	小規模多機能型居宅介護施設ひまわり	社会福祉施設（介護施設）	小規模多機能型居宅介護施設	菊川市中内田5017-6
○	－	デイサービス菊川加茂の家	社会福祉施設（介護施設）	地域密着型通所介護施設（デイサービス）	菊川市加茂3092-1
○	－	特別養護老人ホーム　喜久の園	社会福祉施設（介護施設）	指定短期入所生活介護事業所	菊川市仲島2-4-16
○	－	特別養護老人ホーム　喜久の園	社会福祉施設（介護施設）	介護老人福祉施設	菊川市仲島2-4-16
－	○	いきいきホーム　松風苑	社会福祉施設（介護施設）	軽費老人ホーム	菊川市棚草1258
－	○	軽費老人ホーム和松園	社会福祉施設（介護施設）	軽費老人ホーム	菊川市棚草1258
○	－	菊川保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市潮海寺41-2
○	－	横地保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市東横地1729
○	－	河城保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市友田15-3
－	○	ひかり保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市下平川2115-2
○	－	おおぞら認定こども園	社会福祉施設（幼保）	公立	菊川市下内田832
○	－	認定こども園西方保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市西方1457
－	○	認定こども園堀之内幼稚園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市堀之内69
－	○	認定こども園愛育保育園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市堀之内69
○	－	認定こども園菊川中央こども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市本所27
○	○	認定こども園　双葉こども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市本所2227-1
○	－	認定こども園ひがしこども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市川上1410-1
○	－	認定こども園みなみこども園	社会福祉施設（幼保）	私立	菊川市高橋3691
○	－	小笠北幼稚園	社会福祉施設（幼保）	公立	菊川市嶺田85
○	－	あいキッズランド菊川加茂園	社会福祉施設（幼保）	小規模	菊川市加茂1984-1
○	－	あいキッズランドカルガモ園	社会福祉施設（幼保）	小規模	菊川市加茂3013-1
○	－	小笠東小学校	学校施設	公立	菊川市川上1348-2
○	－	小笠南小学校	学校施設	公立	菊川市高橋3503
○	－	小笠北小学校	学校施設	公立	菊川市嶺田59
－	○	六郷小学校	学校施設	公立	菊川市本所2200
○	－	加茂小学校	学校施設	公立	菊川市加茂5114
○	－	堀之内小学校	学校施設	公立	菊川市西方2140
－	○	河城小学校	学校施設	公立	菊川市吉沢556
－	－	横地小学校	学校施設	公立	菊川市東横地1886
－	－	内田小学校	学校施設	公立	菊川市下内田1637
○	－	岳洋中学校	学校施設	公立	菊川市下平川5430
○	－	菊川西中学校	学校施設	公立	菊川市加茂38
○	○	菊川東中学校	学校施設	公立	菊川市本所670
－	○	県立小笠高校	学校施設	公立	菊川市東横地1222-3
－	○	常葉大学附属菊川中・高校	学校施設	私立	菊川市半済1550
○	－	ジョブステイションしずおか第４	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市本所1105-1
○	－	ジョブステイションしずおか第５	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市本所1135-1
○	－	ジョブステイションしずおか菊川東	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市本所1105-1
○	－	ジョブステイションしずおか	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労移行支援）	菊川市半済1870
○	－	ジョブステイションしずおか	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援Ｂ型）	菊川市半済1870
○	－	ジョブステイションしずおか第2	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市仲島2-5-3
○	－	しずおか未来カレッジ（Ｂ）	社会福祉施設（障害者施設）	自立訓練（生活訓練）	菊川市半済1870
○	－	しずおか未来カレッジ（Ａ）	社会福祉施設（障害者施設）	就労移行支援	菊川市半済1870
○	－	ベース・キャンプ　アンダンテ	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労移行支援）	菊川市加茂5995
○	－	やすらぎの郷	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援Ｂ型）	菊川市本所1519
○	－	ふれんずつばさ	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市上平川87-1
－	○	障がい者支援施設　清松園	社会福祉施設（障害者施設）	施設入所支援	菊川市棚草1284

－	○	障がい者支援施設　清松園	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所	菊川市棚草1284
－	○	障がい者支援施設　清松園	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市棚草1284
－	○	和松会障がい者　デイサービスセンター	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市猿渡260-1
○	－	菊川寮	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（施設入所支援）	菊川市東横地133
○	－	菊川寮	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（短期入所ショートステイ）	菊川市東横地133
○	－	菊川寮	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（生活介護）	菊川市東横地133
○	－	かすが	社会福祉施設（障害者施設）	障がい児施設（生活介護）	菊川市上平川7-1
○	－	草笛共同作業所	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援Ｂ型）	菊川市上平川7-1
○	－	おがさの家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川841-3
○	－	コロポックルの家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川1185-2
○	－	ほんまちの家・サテライト	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川1527-3
○	－	ほんまちの家２	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川1588-1
○	－	若草の家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川75-3
○	－	春日の家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川77-3
○	－	カレントの家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市上平川212-3
○	－	つちはしの家１	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市土橋322-1
○	－	つちはしの家２	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市土橋322-1
○	－	城山の家	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市下平川2381
○	－	たかはしの家１	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市高橋2860-1
○	－	たかはしの家２	社会福祉施設（障害者施設）	共同生活援助（グループホーム）	菊川市高橋2864-1
○	－	アフターケアセンターくさぶえ	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所（ショートステイ）	菊川市上平川87-1
○	－	草笛共同作業所	社会福祉施設（障害者施設）	就労継続支援（Ｂ型）	菊川市上平川75-1
○	－	草笛共同作業所（パン工房）ハーモニー	社会福祉施設（障害者施設）	就労継続支援（Ｂ型）	菊川市上平川75-1
○	－	リカバリーきくがわ	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市上平川106-1
○	－	リカバリーきくがわ加茂	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市加茂4727
○	－	工房オアシス	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援Ｂ型）	菊川市赤土1660-1
○	－	きくがわ作業所	社会福祉施設（障害者施設）	障がい者施設（就労継続支援Ｂ型）	菊川市本所1407-4
－	○	東遠学園児童部	社会福祉施設（障害者施設）	福祉型障がい児入所支援	菊川市西方4345-2
－	○	東遠地区生活支援センターたんぽぽ	社会福祉施設（障害者施設）	放課後等デイサービス	菊川市西方4345-2
－	○	東遠学園児童部(経過的)	社会福祉施設（障害者施設）	施設入所支援	菊川市西方4345-2
－	○	東遠学園青年部	社会福祉施設（障害者施設）	施設入所支援	菊川市西方4345-2
－	○	東遠学園児童部	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所（ショートステイ）	菊川市西方4345-2
－	○	東遠学園青年部	社会福祉施設（障害者施設）	短期入所（ショートステイ）	菊川市西方4345-2
－	○	東遠学園　児童部(経過的)	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市西方4345-2
－	○	東遠学園　青年部	社会福祉施設（障害者施設）	生活介護	菊川市西方4345-2
○	－	松下産婦人科医院	病院施設	病院施設	菊川市加茂1990

17－１　緊急物資調達予定先一覧表（令和５年12月現在）

（１）米穀調達先一覧

番号	名　　称	所在地	取扱い業種	電話
1	遠州夢咲農業協同組合本店	下平川6265	米穀	73-5111
2	遠州夢咲農業協同組合菊川中央支店	加茂2415	〃	35-2245
3	小口米店	本所1060-1	〃	35-2571
4	長谷川米穀店	潮海寺296	〃	35-2029
5	横田米穀店	半済1073-11	〃	35-2401
6	黒田米穀店	下平川1618-2	〃	73-2037
7	中山米穀店	高橋3565	〃	73-2835

（２）食品一般(副食)調達先一覧

番号	名　　称	所在地	取扱い業種	TEL
1	バロー菊川店	本所1468	食品一般(副食)	36-4110
2	しずてつストア菊川店	半済1749	〃	37-1771
3	しずてつストア菊川南店	土橋342	〃	35-6621
4	フードマーケットマム小笠店	赤土1328	〃	73-8711
5	丸泉	富田22-4	〃	35-2474
6	スーパーラック菊川店	加茂574-2	〃	37-2661
7	スズキマート	下平川1872-1	〃	73-2049
8	富貴揚	川上1312	〃	73-2061
9	魚清	高橋4671	〃	73-3575
１０	㈲栗田酒店	下平川1961-1	〃	73-2023
１１	小貫屋	下平川1499	〃	73-2032
１２	宮城酒店	古谷24	〃	73-2275
１３	遠鉄ストア菊川店	堀之内546-1	〃	37-2000
１４	カネショウ鈴木商店	西方5003-1	〃	35-3412
１５	田子重小笠店	下平川1277	〃	73-8001

（３）衣料等調達先一覧

番号	名　　称	所在地	取扱い業種	TEL
1	バロー菊川店	本所1468	総合衣料品	36-4110
2	しずてつストア菊川南店	土橋342	〃	35-6621
3	大黒屋呉服店	堀之内207	〃	35-2365
4	すぎや呉服店	堀之内101-1	〃	35-2345
5	アイニー	半済1763	〃	36-3334
6	村松屋呉服店	堀之内213-1-2	〃	36-3238
7	武藤洋品店	半済1130-2	〃	35-2739
8	(有)ヤギヤ	仲島1-12-8	〃	35-2409
9	マツシタ	半済3162	〃	35-2439
１０	藤沢洋服店	半済1188-3	〃	35-2451
１１	ファッションセンターしまむら菊川店	加茂5546	〃	37-1086
１２	㈱橋本屋	下平川1520	〃	73-2021
１３	総合衣料マルエン	下平川1399-2	〃	73-2176

１４	ファミリーショップもりした	高橋4007	〃	73-2072
１５	中央洋品店	下平川1502	〃	73-2118
１６	(有)ミンクス	下平川1262	〃	73-2124
１７	男子専科コイケ	高橋3598-1	〃	73-2257
１８	ワークマン菊川店	半済1083-1	〃	35-1180
１９	西松屋菊川店	半済1078-1	〃	36-1801
２０	中央スポーツ店	赤土1107-2	ｽﾎﾟｰﾂ衣料品	73-5188
２１	ユニフォームヤマダ	高橋4170-1	作業衣	73-2659
２２	松久靴店	下平川1540-2	靴	73-2247
２３	カモヤ靴鞄店	堀之内360-2	靴	35-3356

（４）寝具調達先一覧

番号	名　　称	所在地	取扱い業種	TEL
1	(有)ふとんのクボタ	半済1780-1	寝具	35-3535
2	寝具のわたやす	仲島1-12-10	〃	36-1243

（５）日用品調達先一覧

番号	名　　称	所在地	取扱い業種	TEL
1	榛地商店(有)	加茂2689	日用品	36-2156
2	月星金物店	本所1418-10	〃	35-2641
3	(有)黒田金物店	半済3140	〃	36-4351
4	川中商店	半済1225-1	〃	35-2343
5	ジャンボエンチョー菊川店	土橋306	〃	36-6060
6	コメリホームセンター菊川店	加茂559	〃	37-2122
7	ウエルシア菊川加茂店	加茂2555	〃	36-3848
8	杏林堂菊川店	本所1318-1	〃	37-0011
9	ザ・ダイソー菊川インター店	加茂4568	〃	37-2947
１０	後藤金物店	下平川1505	〃	73-2064
１１	橋本金物店	下平川6445	〃	73-2084
１２	コメリハード＆グリーン小笠店	下平川6256	〃	63-1155
１３	セリアえんてつ菊川ＳＣ店	堀之内507-1	〃	28-8215
１４	レモン菊川店	加茂3284-1	〃	37-3006
１５	カインズホーム菊川店	堀之内507-1	〃	37-0111
１６	セリアしずてつストア菊川南店	土橋342	〃	25-6350
１７	ウエルシア菊川土橋店	土橋342	〃	37-2251
１８	マツモトキヨシ菊川店	堀之内580-1	〃	37-1900
１９	杏林堂小笠店	下平川5210-1	〃	73-8011
２０	ウエルシア菊川赤土店	赤土1088	〃	63-1377
２１	ウエルシア菊川潮海寺店	潮海寺40-1	〃	37-1351

（６）燃料等調達先一覧

番号	名　　称	所在地	取扱い業種	TEL
1	㈲ 葵興商	下内田1571-1	燃料等	36-3255
2	㈲ 丸三石油商会	下内田1737	〃	35-2831
3	㈲ 小田石油/菊川給油所	半済1980-1	〃	35-2251

4	㈲ 菊川燃料/菊川ｲﾝﾀｰ給油所	加茂2067	〃	35-2777
5	㈱ 浜崎商店	半済964	〃	35-3101
6	㈱ 遠州日石DDｾﾙﾌ菊川ｲﾝﾀｰSS	本所1537	〃	35-2338
7	ENEOSウイング㈱セルフ菊川SS	加茂3192	〃	37-2424
8	Dr.Driveセルフ菊川インター店	加茂3304	〃	35-8567
9	㈲クレマツ	堀之内250	〃	35-3046
１０	石山商店 ㈲	半済1677	〃	35-2201
１１	内山燃料 ㈲	堀之内1300	〃	35-2436
１２	イワタニ静岡㈱菊川営業所	仲島1-1	〃	36-6441
１３	㈲ サワキ	半済1672-2	〃	36-4141
１４	㈲ セントラル石油/小笠給油所	下平川1521-1	〃	73-2028
１５	マルカプロパン黒田商店	赤土2228-1	〃	87-2046
１６	袴田燃料 ㈱	赤土1112-3	〃	73-2164
１７	遠州夢咲LPGセンター	下平川5291-1	〃	73-7390
１８	JA静岡燃料ｻｰﾋﾞｽ ㈱ｼﾞｬｽﾎﾟｰﾄおがさ	下平川6265	〃	73-5525
１９	菊川燃料(有)出光菊川ＳＳ	本所1037-2	〃	35-2505

17－２　緊急物資集積所（令和５年12月末現在）

緊急物資集積所

施　設　名	所　在　地	電話番号	FAX	構　　造
菊川文化会館アエル	本所2488-2	35-1515	35-1517	鉄骨・鉄筋コンクリート造

18－1菊川市が締結している災害時の応援協定締結状況

令和5年12月末時点

協定種別	協定管理番号	応援の種類及び協定先
1　応急復旧作業関係	1－1	菊川市建設事業組合
1　応急復旧作業関係	1－2	菊川市上下水道組合
1　応急復旧作業関係	1－3	掛川電気工業協同組合菊川地区ブロック
1　応急復旧作業関係	1－4	㈱佐藤渡辺静岡営業所
1　応急復旧作業関係	1－5	静岡県中遠生コンクリート共同組合
1　応急復旧作業関係	1－6	中部電力パワーグリッド（株）
1　応急復旧作業関係	1－7	（社）静岡県測量設計業協会
1　応急復旧作業関係	1－8	財団法人　中部電気保安協会静岡支部
1　応急復旧作業関係	1－9	エアーピックス
1　応急復旧作業関係	1－10	株式会社若杉組菊川支店
2　避難所・避難地関係	2－1	静岡県立小笠高等学校
2　避難所・避難地関係	2－2	学校法人常葉学園
2　避難所・避難地関係	2－3	学校法人南陵学園　菊川南陵高等学校
2　避難所・避難地関係	2－4	ホロンゴルフ倶楽部（覚書）
2　避難所・避難地関係	2－5	菊川カントリークラブ（覚書）
2　避難所・避難地関係	2－6	SUS株式会社
2　避難所・避難地関係	2－7	静岡県農業協同組合中央会
2　避難所・避難地関係	2－8	（社）静岡県宅地建物取引業協会
2　避難所・避難地関係	2－9	（株）ミクニ菊川事業所
3　自動車燃料等の提供関係	3	静岡県石油商業組合菊川支部
4　福祉避難所関係	4－1	（社福）和松会（特別養護老人ホーム松秀園）
4　福祉避難所関係	4－2	（社福）白翁会（特別養護老人ホーム喜久の園）
4　福祉避難所関係	4－3	（社福）白翁会（光陽荘）
4　福祉避難所関係	4－4	（社福）草笛の会（草笛作業所、かすが、菊川寮）
4　福祉避難所関係	4－5	（社福）和松会（清松園）
4　福祉避難所関係	4－6	東遠学園組合
4　福祉避難所関係	4－7	（社福）Mネット東遠（きくがわ作業所、地域活動支援センター）
5　医療救護及び医療品関係	5－1	（一社）小笠医師会
5　医療救護及び医療品関係	5－2	小笠掛川歯科医師会
5　医療救護及び医療品関係	5－3	公益社団法人小笠袋井薬剤師会
5　医療救護及び医療品関係	5－4	㈱ココカラファインヘルスケア（セイジョー）
5　医療救護及び医療品関係	5－5	ウエルシア薬局株式会社（高田薬局）
5　医療救護及び医療品関係	5－6	株式会社エコノス・ジャパン
6　応急生活物資供給関係	6－1	㈱コメリ（NPO法人コメリ災害対策センター）
6　応急生活物資供給関係	6－2	㈱エンチョー
6　応急生活物資供給関係	6－3	遠州夢咲農業協同組合
6　応急生活物資供給関係	6－4	（一社）静岡県LPガス協会小笠地区会
6　応急生活物資供給関係	6－5	（株）スーパーラック（菊川店）
6　応急生活物資供給関係	6－6	（株）静鉄ストア（菊川店・菊川南店・小笠店）
6　応急生活物資供給関係	6－7	（株）タカラ・エムシー（スーパーマーケットマム小笠店）
6　応急生活物資供給関係	6－8	菊川市商工会
6　応急生活物資供給関係	6－9	大和紙器㈱
6　応急生活物資供給関係	6－10	（株）ホソヤ
6　応急生活物資供給関係	6－11	（株）カインズ
6　応急生活物資供給関係	6－12	（株）エディオン新菊川店
6　応急生活物資供給関係	6－13	（株）遠鉄ストア
6　応急生活物資供給関係	6－14	（株）セリア静岡営業所

6　応急生活物資供給関係	6－15	社団法人菊川市シルバー人材センター
7　資機材供給関係	7－1	太陽建機レンタル（株）
7　資機材供給関係	7－2	一般社団法人静岡県トラック協会
7　資機材供給関係	7－3	NOK（株）東海事業場
8　遺体安置所関係	8－1	遠州夢咲農業協同組合（やすらぎ菊川ホール）
8　遺体安置所関係	8－2	（社）全日本冠婚葬祭互助協会
9　災害廃棄物関係	9－1	静岡県内74市町村25組合（協定時構成）　一般廃棄物処理相互援助
9　災害廃棄物関係	9－2	（有）小笠衛生　し尿収集運搬
9　災害廃棄物関係	9－3	（有）菊川生活環境センター　し尿収集運搬
9　災害廃棄物関係	9－4	静岡県立小笠高等学校　災害廃棄物仮置場
9　災害廃棄物関係	9－5	（株）故紙センタートヨタ（一般廃棄物・災害廃棄物の収集運搬、機材の提供、計量記録）
10　その他	10－1	静岡県土地家屋調査士会
10　その他	10－2	（社）静岡県建築士会西部ブロック
10　その他	10－3	静岡エフエム放送株式会社
10　その他	10－4	菊川建築組合
10　その他	10－5	小笠建築組合
10　その他	10－6	ヤフー株式会社
10　その他	10－7	静岡県行政書士会
10　その他	10－8	静岡県弁護士会
10　その他	10－9	ゼンリン（株）
10　その他	10－10	日東工業株式会社
10　その他	10－11	菊川郵便局
10　その他	10－12	小笠郵便局
10　その他	10－13	静岡県司法書士会
10　その他	10－14	一般社団法人静岡県建築士事務所協会
11　自治体間	11－1	3市（菊川・掛川市・御前崎市）災害時相互応援協定
11　自治体間	11－2	28都市（群馬県伊勢崎市、太田市、大泉町、長野県上田市、飯田市、岐阜県大垣市、美濃加茂市、可児市、静岡県浜松市、富士市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市、愛知県豊橋市、豊田市、小牧市、知立市、三重県津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、滋賀県長浜市、甲賀市、湖南市、岡山県総社市）外国人集住都市会議災害時相互応援協定
11　自治体間	11－3	2市（菊川市・牧之原市）災害時相互応援協定
11　自治体間	11－4	姉妹都市（菊川市・長野県小谷村）災害時相互応援協定
11　自治体間	11－5	2市（菊川市・山口県下関市）災害時相互応援協定
11　自治体間	11－6	2市（菊川市・愛知県小牧市）災害時相互応援協定
11　自治体間	11－7	2市（菊川市・岩手県滝沢市）災害時相互応援協定
11　自治体間	11－8	3市（菊川市・愛知県豊橋市・田原市）災害時相互応援協定
11　自治体間	11－9	三遠南信災害時相互応援協定（豊橋市・田原市・豊川市・蒲郡市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村・浜松市・湖西市・磐田市・袋井市・森町・掛川市・御前崎市・菊川市・牧之原市・飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村・駒ヶ根市・伊那市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村）災害時相互応援協定
11　自治体間	11－10	4市（菊川市・富山県高岡市・氷見市・砺波市・小矢部市）原子力災害時における菊川市民の県外広域避難に関する協定
12　消防活動に関する協定	12－1	静岡県消防相互応援協定
12　消防活動に関する協定	12－2	菊川市・御前崎市間における消防相互応援に関する協定
12　消防活動に関する協定	12－3	静岡市・菊川市の消防管轄隣接区域における相互応援に関する協定
12　消防活動に関する協定	12－4	東名高速道路内の相良牧之原・菊川インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定
12　消防活動に関する協定	12－5	静岡県西部地区救急業務研究会の実施に関する協定
12　消防活動に関する協定	12－6	静岡県西部地内高速道路における消防相互応援協定
12　消防活動に関する協定	12－7	静岡空港における消火救難活動に関する協定
12　消防活動に関する協定	12－8	静岡県防災ヘリコプター応援協定
12　消防活動に関する協定	12－9	牧之原畑地総合整備土地改良区
13　国との応援協定	13	国土交通省中部地方整備局災害時情報交換協定